

今月の主な動き

10年度診療報酬改定の改定率をめぐる長妻昭厚生労働相と藤井裕久財務相の最終の大臣折衝が12月23日、財務大臣室で行われ、ネットで0.19%のプラス改定とすることで合意した。

政府は12月25日の臨時閣議で10年度予算案を決定した。厚生労働省一般会計予算案の当初額は09年度当初予算比9.5%増の27兆5561億円。

規制改革会議（議長＝草刈隆郎・日本郵船相談役）は12月4日、医療や介護など20分野について規制改革の推進に向けて取り組む課題をまとめた。

医療機関の社会保険診療報酬にかかる事業税（地方税）の非課税措置が2010年度は存続されることが12月22日、政府が閣議決定した「10年度税制改正大綱」に盛り込まれた。医療法人に対する軽減税率についても存続が決まった。

※中医協での議論の内容は別冊「2010年度診療報酬改定関連情報」に掲載。

行 事	開始時間	場 所
4日(木) 下京西部医師会との懇談会	午後2時30分	府医師会館404～406号室
5日(金) 保険審査通信検討委員会	午後2時	府医師会館305号室
5日(金) 東山医師会との懇談会	午後2時30分	東山医師会事務所(旧貞教小学校内)
6日(土) 綾部・福知山医師会との懇談会	懇談会：午後4時 懇親会：午後6時	福知山市中央保健福祉センター
8日(月) 白色確定申告書作成会	午後2時	府医師会館405～406号室
10日(水) 医療制度検討委員会	午後2時30分	未定
10日(水) 医院・住宅新（改）築相談室	午後2時	未定
13日(土) 亀岡市・船井医師会との懇談会	午後2時30分	楽々荘2階寿楽殿
17日(水) 金融共済委員会	午後2時	府医師会館101号室
17日(水) 西京医師会との懇談会	午後2時30分	京都エミナース
18日(木) 山科医師会との懇談会	午後2時30分	山科医師会診療センター
18日(木) ファイナンシャル相談室	午後1時	未定
18日(木) 法律相談室	午後2時	未定
18日(木) 雇用管理相談室	午後2時	未定
21日(日) サロンコンサート ～京響メンバーによる弦楽四重奏を楽しむ～	午後2時30分	京都府庁 旧本館 正庁
24日(水) 経営相談室	午後2時	未定
25日(木) 白色確定申告説明会	午後2時	府医師会館404～406号室
25日(木) 第1次新点数検討会（中医協答申による）	午後2時	京都リサーチパーク
27日(土) 与謝・北丹医師会との懇談会	懇談会：午後4時 懇親会：午後6時	みやづ歴史の館

2月保険医協会の行事予定

行 事	開始時間	場 所
3月6日(土) 相楽医師会との懇談会	懇談会：午後4時30分 懇親会：午後6時30分	ホテルフジタ奈良
3月11日(木) 第633回社会保険研究会	午後2時	未定
3月13日(土) 医療安全シンポジウム	午後4時	新・都ホテル
3月14日(日) 第7回文化講座～哲学編～	午後2時	京都府立文化芸術会館
3月28日(日) 第2次新点数検討会（「新点数改定のポイント」を用いて）	午前9時30分	京都リサーチパーク

今後の予定

※太字は一般参加の行事、詳細は54～57ページ

※地区医師会との懇談会の予定は55ページ

情 勢 トピックス

医療・社会保障編

ネット0.19%増、10年ぶりプラス改定／本体改定率は1.55%増

2010年度診療報酬改定の改定率をめぐる長妻昭厚生労働相と藤井裕久財務相の最終の大臣折衝が12月23日、財務大臣室で行われ、ネットで0.19%のプラス改定とすることで合意した。ネットでプラス改定は10年ぶり。薬価・材料価格のマイナス1.36%で捻出した財源と合わせ、本体改定率はプラス1.55%となった。

●入院はプラス3.03%、外来はプラス0.31%

医科については入院と外来に分けた改定率も決定。入院はプラス3.03%、外来はプラス0.31%となった。

長妻厚労相は折衝終了後の会見で「医療崩壊の現場や患者からの切実な声が直接、届いたことで、（財務省側も）理解していただけたのではないかと述べ、医療再建を求める声が10年ぶりのネットでのプラス改定につながったとした。

10年度の医療費を36.5兆円とすると、本体部分のプラス財源は約5700億円。薬価と材料価格の引き下げで得た約5000億円を回すほか、純粋なプラス改定財源として約700億円（国費は約160億円）を本体部分に充てる。

本体部分の内訳は、医科がプラス1.74%、歯科がプラス2.09%、調剤がプラス0.52%となった。（12/24MEDIFAXより）

10年度厚労省予算案、9.5%増の27兆5561億円

政府は12月25日の臨時閣議で2010年度予算案を決定した。厚生労働省一般会計予算案の当初額は09年度当初予算比9.5%増の27兆5561億円。うち社会保障関係費は同9.8%増の27兆793億円で、医療には同4.8%増の9兆4594億円を計上した。10年ぶりにネットでプラスとなる診療報酬改定の財源には同4.6%増の9兆4043億円を盛り込んだ。一方で救急医療体

制の充実や医師確保対策などの補助金は減額が目立った。

協会けんぽの財政悪化に対する国庫負担割合の引き上げに向け8283億円を計上し、補助率を10年7月から健保法本則の16.4%に引き上げる。また、後期高齢者支援金の総報酬割導入に伴う健保組合などの支援として09年度の約2倍に当たる322億円を計上した。

●社会保障関係費の割合51%に

政府全体の予算案の歳出総額は過去最大の92兆2992億円（09年度比4.2%増）。このうち社会保障関係費は27兆2686億円（同9.8%増）で、一般歳出（53兆4542億円）に占める割合は51.0%（同3.0ポイント増）に達した。（12/28MEDIFAXより）

厚労省、新型インフル対策に1173億円／2次補正予算案を閣議決定

政府は12月15日、2009年度第2次補正予算案を閣議決定した。厚生労働省関係分は5684億円（一般会計5699億円、特別会計マイナス15億円）を計上した。

医療関連では、新型インフルエンザ対策の強化に1173億円を計上。内訳は、国産ワクチンの生産能力向上に950億円、ワクチン接種費用の助成に207億円、新型インフル患者を受け入れる医療機関に必要な人工呼吸器などの設備費用として16億円など。

また、後期高齢者医療制度廃止までの間、現行の負担軽減措置を継続するために5736億円を計上した。（12/16MEDIFAXより）

医療・介護は10兆円の経済波及効果／経団連

日本経済団体連合会は12月14日、政府に期待する新たな経済戦略を提言書にまとめ、畔柳信雄・経済政策委員長が直嶋正行経済産業相に手渡した。「医療サービス」や「医薬品、医療機器」も、新たな需要が期待される分野の1つに盛り込まれている。

提言書では、医師の地域・診療科間の偏在解消、医療従事者の充足、勤務医の就業環境改善、レセプトのオンライン化や医療情報データベースの構築などICTを活用した医療提供体制の基盤整備、自由診療の活用、混合診療の適用拡大、メディカル・ツーリズムの育成などを検討すべきとしている。

医療・介護分野では、2007年のサービス水準を30年時点でも一定に保つと仮定した場合、約170万人の雇用と約10.3兆円の経済波及効果が見込めるという。（12/15MEDIFAXより）

診療報酬の在り方、ゼロベースで見直すべき／規制改革会議が提言

規制改革会議（議長＝草刈隆郎・日本郵船相談役）は12月4日、医療や介護など20分野について規制改革の推進に向けて取り組む課題をまとめた。2010年度に改定を控えている診療報酬に関しては、医療の質に基づく支払いや包括化の促進など課題は多いと指摘。医療供給体制や保険制度の見直しと併せて、決定プロセスも含めた診療報酬の在り方をゼロベースで見直すべきと主張した。同会議がまとめた課題は、仙谷由人行政刷新担当相に提出した。

医療供給体制の見直しに向けては、プライマリーケアを行う「総合診療医」を専門医として位置付ける考えを示した。その上で「総合診療医」がかかりつけ医として1次医療を担い、特定機能病院などは専門医療や高度医療、救急医療を担う医療機関にシフトすべきとした。（12/9MEDIFAXより）

株式会社特区の拡大に努力を／構造改革特区推進本部

政府の構造改革特別区域推進本部の評価・調査委員会は12月10日、医療・福祉・労働部会を開き、株式会社が医療機関を開設できる特区の拡大に向けて議論した。部会に出席した委員は、2004年から始まった同特区が全国的に広がらない現状を危惧した上で、厚生労働省に対して拡大に向けて努力するよう求めた。部会の議論は、10年2月に予定されている同本部の評価・調査委員会に報告する。（12/11MEDIFAXより）

厚労省に1906億円の削減指示／政府、事業仕分け反映で

2010年度予算概算要求で一般会計が95兆円に膨らんでいる問題で、政府は12月11日、行政刷新会議による「仕分け」で指摘を受けた事業と「類似事業」などを対象に約6900億円を削減するよう各省に求めた。このうち厚生労働省分の削減額は1906億円。長

妻昭厚生労働相は会見で、すでに省として1216億円を削減するめどが立っていると発表した。長妻厚労相は「内閣の決定に従って、さらに上積みしたい」と述べ、残りの690億円の削減努力を続ける考えを示した。（12/14MEDIFAXより）

国債発行「約44兆円以内」政府・与党が大筋合意／予算基本方針

政府・与党は12月14日、2010年度予算の基本方針をめぐる協議で、新規国債発行額に関し、「約44兆円以内に抑えるものとする」との表現を盛り込むことで大筋合意した。景気認識や特別会計の「埋蔵金」の積極活用なども盛り込み、15日に閣議決定する。（12/15MEDIFAXより）

社会保障目的で消費税率引き上げ／自民、税制改正の基本方針

自民党税制調査会（野田毅会長）は12月10日、社会保障の目的税として消費税の税率引き上げを求める税制改正の基本方針をまとめた。消費税率引き上げを含む税制改革法案の具体的内容を2011年度までに明らかにするとしたが、引き上げの施行期日は、景気回復の状況などを見極めた上で柔軟に対応するとしている。（12/11MEDIFAXより）

協会けんぽ国庫補助率16.4%に／被用者保険が10年度610億円拠出

財政が逼迫する協会けんぽに対する国庫負担の引き上げについて12月23日、厚生労働、財務両省の大臣折衝で、引き上げに必要な財源の半分に当たる910億円を健保組合など被用者保険に“肩代わり”してもらうことを決めた。2012年度までの特例措置。

国庫補助率を現行の13%から、健康保険法の本則で規定されている16.4%に引き上げた場合、1800億円の財源が必要。厚労省は10年7月以降、国庫補助率を16.4%に引き上げるが、必要額の半額程度を被用者保険に負担してもらう方針だ。10年度は610億

News Headline (2009年12月13日～2010年1月12日)

【12月】◆天皇特例会見に批判相次ぐ（13日）◆普天間結論先送りを政府決定（15日）◆核密約文書、佐藤元首相邸に（22日）◆たばこ税1本5円上げ固まる（22日）◆高速ETC不要で普通車2千円に（25日）◆テロ未遂 危機一髪の米航空機（26日）◆中国で世界最速列車が開通（27日）◆大阪高裁 1票の格差違憲 原告「歴史的」（28日）◆白組の特別出演は矢沢永吉（31日）【1月】◆社保庁廃止、「日本年金機構」発足（1日）◆高さは828m ドバイのビル落成（5日）◆障害者訴訟、国が「反省」表明し和解へ合意（7日）◆「関西広域連合」7府県が合意（7日）◆JAL法的整理 3メガ苦渋の選択（9日）

円、11年度以降は910億円を被用者保険に負担を求める。（12/24MEDIFAXより）

後期高齢支援「総報酬割」決着つかず／医療保険部会

社会保障審議会・医療保険部会（部会長＝糠谷真平・国民生活センター顧問）は12月8日、協会けんぽの財政悪化に伴う後期高齢者医療制度への支援金の費用負担見直しについて議論した。厚生労働省が提案している加入者数に基づく現行の「加入者割」から、各保険者の総報酬額に比例する「総報酬割」への変更については賛否が分かれた。（12/9MEDIFAXより）

市販品類似薬の保険除外「問題あり」／医療保険部会

厚生労働省の社会保障審議会・医療保険部会（部会長＝糠谷真平・国民生活センター顧問）は12月8日、行政刷新会議が求めている「市販品類似薬の保険適用除外」について議論し、問題があるとの意見が相次いだ。厚生労働省は「対応は困難」との立場をすでに表明しているが、医療保険部会の委員の認識も一致した。（12/9MEDIFAXより）

事業税の非課税「10年度存続を決定」／税制改正大綱を閣議決定

医療機関の社会保険診療報酬にかかる事業税（地方税）の非課税措置が2010年度は存続されることが12月22日、政府が閣議決定した「10年度税制改正大綱」に盛り込まれた。医療法人に対する軽減税率についても存続が決まった。ただ「来年1年間真摯に議論し結論を得る」との文言が盛り込まれ、10年の政府税制調査会で再び存廃が議論されることになった。

事業税の非課税措置は日本医師会が存続を求め、全国知事会が廃止を求めてきた。税調の議論では「医療関係で高い収入を得ているにもかかわらず非課税で大きな問題意識がある」との委員の発言もあった。一方「医師不足問題を抱える中で拙速な議論は大きな混乱をもたらす」との声もあり、結局、議論を10年の税調に持ち越した。

周産期医療の連携体制を担う医療機関が分娩施設を建てるため不動産を取得した場合に、不動産価格の2分の1を不動産取得税（地方税）の課税対象から除く特例措置は、期限のない延長では分娩施設の

整備は進まないとして、6年間延長する間に3段階に分けて課税標準の軽減率を徐々に引き下げることにした。

出資者の死亡で相続税が発生した医療法人に対し、3年以内の持ち分放棄を前提に相続税などの納税を3年間猶予する特例措置は大綱に盛り込まれなかった。（12/24MEDIFAXより）

地域医療再生基金の交付を内示／厚労省、各都道府県で2カ所

厚生労働省は12月18日、地域医療再生基金の交付について各都道府県に内示した。内示を受けたのは各都道府県それぞれ2地域の計94地域で総額は2350億円。有識者会議が各計画に対する評価、技術的助言について検討しており、正式決定の際に伝達する。

厚労省は2009年度補正予算に3100億円を計上していたが補正予算の見直しに伴い、750億円が減額された。当初10カ所に配分される予定だった100億円規模の計画を取りやめ、25億円規模の計画を94カ所で認めることになった。（12/21MEDIFAXより）

医療計画、一部で内容見直しへ／地方分権計画を閣議決定

政府は12月15日、「地方分権改革推進計画」を閣議決定した。

医療法関連では、医療計画に記載を義務付けている地域医療支援病院などの整備目標を、都道府県の裁量で記載できるよう「例示化」か「大枠化」とした。基準病床数制度の在り方については、都道府県の次期医療計画の策定期限に合わせ、2011年度までに結論を出すとした。

介護保険法関連では、介護老人保健施設の廊下面積や談話室、介護老人福祉施設の面談室や食堂、機能訓練室の設置基準などを、自治体の裁量に委ねるとした。人員配置基準や居室面積基準などは、条例に委任した上で、国が内容を規定する「従うべき基準」とする。（12/16MEDIFAXより）

勤務医給与と「内容・性質異なる」／厚労省「収支差額」で見解

厚生労働省は12月21日、財務省が行政刷新会議の「事業仕分け」の際に提示した「病院勤務医と診療所医師（開業医）の給与の比較」のグラフに対する見解を発表した。「病院勤務医の数値が『給与』である一方、開業医（個人）の数値は『給与ではなく収支

差額』である」と指摘し、両者は比較に適さないと
の認識を示した。

厚生省の見解では「開業医（個人）の収支差額で
賄っている費用としては、院長の報酬相当額のほか
にもある」とし、▽診療所を建築するために借り入
れた借金（元本）の返済▽診療所の老朽化に備えた
建て替えや修繕のための準備金▽病気やけがにより
休業した場合の所得補償のための費用（休業した場
合に収入は激減）▽老後のための退職金相当の積み
立て（サラリーマンのような退職金はない）一を挙
げ、「勤務医の『給与』とは内容や性質が異なる」と
した。

また、平均年齢についても触れ、2006年の医師・
歯科医師・薬剤師調査の結果から、病院勤務医が43.4
歳、開業医が59.4歳とした。（12/22MEDIFAXより）

医学部入学定員360人増に／文科省、10年度 の増員計画

文部科学省は12月7日、2010年度の全国の医学部
入学定員について、09年度と比べて360人の増員にな
ると発表した。総定員数は8846人となる。卒業後の
地元勤務を条件に奨学金を設ける「地域枠」、研究医
養成のための「研究医枠」、歯学部入学定員を削減
して医学部の入学定員に振り替える「歯学部定員振
替枠」の3枠について弾力的運用を図った結果、大
幅な増員となった。（12/8MEDIFAXより）

大学病院の機能強化などに68億円／文科省・ 10年度予算案

文部科学省は2010年度予算案（一般会計）で、「医
学教育を通じた医師等人材確保対策と大学病院の機
能強化」に前年度比13億8300万円増の68億4300万
円を計上した。大学病院での医療クランクらの雇用を
促し、医師・看護師の業務負担の軽減を図る。周産
期医療に携わる専門的スタッフの養成を想定した人
材養成や、産科医の負担軽減のための院内助産所の
整備など、周産期医療の充実に重点を置いた配分も
目立った。

「医学教育を通じた医師等人材確保対策と大学病
院の機能強化」の内訳を見ると、国公立の大学病
院で医療クランク870人を雇用する新規事業に21億
7500万円を計上した。「医師不足解消のための大学病
院を活用した専門医療人材養成」には25億8000万
円を確保。優れた専門医や看護師らを養成する国公立
大学病院の取り組みを支援する。院内助産所の整

備費には8800万円を計上し、新たに3大学に院内助
産所を整備する。がん医療の専門家を育てる「がん
プロフェッショナル養成プラン」には前年と同額の
20億円を盛り込んだ。（12/28MEDIFAXより）

予防接種法の改正へ議論開始／厚科審・予防 接種部会

厚生労働省の厚生科学審議会・感染症分科会予防
接種部会（部会長＝加藤達夫・国立成育医療センタ
ー総長）は12月25日、初会合を開き、新型インフル
エンザについて緊急の対応が必要との意見で一致し
た。今後は▽予防接種法の対象となる疾病やワクチ
ンの在り方▽健康被害の救済▽接種費用の負担一な
どについて、予防接種法の改正も含めて議論してい
くことを確認した。（12/28MEDIFAXより）

助産師との連携で産科医療の質向上を／チー ム医療検討会

厚生労働省は12月7日の「チーム医療の推進に関
する検討会」で、医師と助産師による産科医療の連
携体制などについてヒアリングした。病院内に設置
した「助産師外来」で、正常範囲の産科診療を助産
師が行うことについて、産科医療の質の向上や業務
の効率化につながるなどの意見が多く、委員から上
がった。一方「助産師外来」を普及するには、産科医
や助産師などの意識改革が必要との意見もあった。
（12/8MEDIFAXより）

NP導入で看護職に裁量権を／チーム医療検 討会でヒアリング

厚生労働省は12月21日、「チーム医療の推進に関
する検討会」を開き、医師やナースプラクティショ
ナー（NP）らによる連携の在り方などについて議論
した。NPが医療行為に一定の裁量権を持つことで、
チーム医療が推進するとの意見が上がった一方、チ
ーム医療では患者に対する責任の所在を明確にする
体制が必要との意見もあった。
（12/22MEDIFAXより）

返還額は36.6億円、前年度比18.9億円減／08 年度指導・監査状況

厚生労働省保険局は12月25日、保険医療機関など
に対する指導・監査の2008年度実施状況を発表した。
08年度に診療報酬・調剤報酬の返還を求めた額は前
年度から18億円9000万円減少し、36億6000万円とな

った。

医療指導監査室は、08年度の返還額が減少した理由について、前年度に比べ、保険医療機関などの監査件数や指定取り消し件数が減少したためと説明した。特に監査件数については69件で、前年度105件から約3割減となった。08年度は社会保険庁の廃止に伴い、各都道府県の社会保険事務局の業務が厚生省の各地方厚生局に移管したことも影響しているとした。

返還金額の内訳は、指導分が25億2000万円、監査分が11億4000万円だった。例年と比べ、指導分はほぼ変わらないが、監査分は前年度を大きく下回った。監査分は、04年度は約33億7000万円、05年度は約27億9000万円、06年度は約27億6000万円、07年度は約31億9000万円と推移していた。

医科について監査の実施状況を見ると、保険医療機関など36件、保険医など107人。指導の実施状況は、個別指導は保険医療機関など1177件、保険医など1933人、新規指定個別指導は保険医療機関など2135件、保険医など2329人、集団的個別指導は4844件だった。

保険医療機関などの指定取り消しは33件で、前年度から19件減少した。内訳は医科14件、歯科17件、薬局2件となっている。前年度に引き続き、歯科の取り消しが多かった。保険医などの登録取り消しは41人で、前年度から20人の減少。内訳は医科13人、歯科26人、薬局2人だった。

不正内容は、架空請求や付け増し請求、振り替え請求、二重請求がほとんどを占める。正当な理由もなく監査を拒否するなど、悪質なケースも見られた。

取り消しにつながったきっかけは、保険者や医療機関従事者などのほか、医療費通知に基づく被保険者からの通報が22件で全体の3分の2を占めた。22件の通報の内訳は、保険者からが9件、医療機関従事者などからが8件、医療費通知に基づく被保険者からが5件となっている。（12/28MEDIFAXより）

09年の事故報告数、過去最高に

日本医療機能評価機構が12月16日に公表した医療事故情報収集等事業第19回報告書によると、全国の大学病院や国立病院機構の病院など報告義務対象医療機関273施設から、2009年1－9月に報告があった医療事故情報は1453件だった。報告件数はすでに、08年1年間の1440件を上回り、09年は過去最高となる見通しとなった。

09年1－9月の報告義務対象医療機関からの報告件数1453件のうち、死亡事故は115件（7.9%）だった。1453件の内訳を見ると、「療養上の世話」が580件（39.9%）でもっとも多く、「治療処置」415件（28.6%）、「医療用具等」126件（8.7%）、「薬剤」77件（5.3%）、「検査」54件（3.7%）などが続いた。「治療処置」では47件、「療養上の世話」では28件が、それぞれ死亡事故につながっていた。

死亡事故以外の事故の程度では「障害の可能性（高い）」137件（9.4%）、「同（低い）」438件（30.1%）など。

発生要因（複数回答）は「確認を怠った」399件（15.3%）、「観察を怠った」383件（14.7%）、「判断を誤った」368件（14.1%）が突出して多く、以下「連携ができていなかった」139件（5.3%）、「技術・手技が未熟だった」120件（4.6%）、「知識が不足していた」100件（3.8%）などだった。

（12/18MEDIFAXより）

民主・小林氏、医療議連設立へ／医師会・病院団体から意見聴取も

民主党の小林興起衆院議員は12月8日、自身が発起人となって年内にも「国民の医療を考える議員連盟」を設立することを明らかにした。小林氏は、今夏の総選挙で医療が危機的状態にあると実感したとし、議連を通じて「医療関係団体など現場の声を幅広く聞いていきたい」と述べた。議連を議員の勉強会としても活用し、まとまった意見は、厚生労働省の政策会議を通じて、長妻昭厚生労働相ら政務三役に提言するとしている。（12/9MEDIFAXより）

「回避可能性」明記せず決着／産科補償制度原因分析委

産科医療補償制度原因分析委員会（委員長＝岡井崇・日本産科婦人科学会常務理事）は12月15日、原因分析報告書に脳性麻痺の「回避可能性」を記載しないことを決めた。家族からの質問に対しては、報告書とは別紙で回答するとし、「回避可能性について触れざるを得ない事例もあると思われるが、家族への配慮として行いたい」とした。

（12/16MEDIFAXより）

呼吸器外しの医師、不起訴／富山地検「殺人認定は困難」

富山県の射水市民病院で人工呼吸器を外された末

期患者7人が死亡した問題に絡み、殺人容疑で書類送検された元外科部長の伊藤雅之医師について、富山地検は12月21日、呼吸器取り外しを殺人の実行行為と認定するのは困難などとして、嫌疑不十分で不起訴処分にした。

地検は「呼吸器の装着から除去までを一連の行為ととらえると、取り外しはあくまで延命措置の中止にすぎない」と判断した上で「取り外しが患者の死亡に結び付いたとは必ずしも言えず、殺意も認められなかった」と説明した。（12/24MEDIFAXより）

延命治療中止、有罪確定へ／川崎協同病院事件、最高裁が上告棄却

川崎市の川崎協同病院で1998年、昏睡状態の男性患者が気管内チューブを抜かれ、筋弛緩剤を投与され死亡した事件で、殺人罪に問われた医師・須田セツ子被告の上告に対し、最高裁第3小法廷は12月9日までに「法的に許されない」として棄却する決定をした。懲役1年6カ月、執行猶予3年とした二審東京高裁判決が確定する。（12/10MEDIFAXより）

米上院、医療保険改革法案を可決／オバマ氏、法案成立に意欲

米上院本会議（定数100）は12月24日、国民の保険加入率を94%に拡大する医療保険改革法案を60対39の賛成多数で可決した。オバマ大統領は、クリントン政権など歴代民主党政権が果たせなかった同法案成立を内政の最重要課題と位置付け、就任後最大の力を注いできた。可決は極めて大きな成果となった。

オバマ大統領は可決後、記者団に対し「本当に意味のある医療保険改革を実現する態勢がついに整った」と表明。年明けの法案成立に強い意欲を示した。（12/28MEDIFAXより）

所している申込者は22万2582人で、うち5万3861人が医療機関（介護療養型医療施設を除く）に入院しており、1万523人が介護療養型医療施設に入院していた。介護老人保健施設に入居している申込者は7万1692人だった。

厚生労働省は現在、特養の入所申込者について年齢や要介護度などを調べるサンプル調査を実施しており、年度内に調査結果を取りまとめる予定としている。（12/24MEDIFAXより）

訪問介護の生活援助、同居家族いても利用可／老健局が通知

厚生労働省老健局は12月25日、都道府県に対し、訪問介護による生活援助に関する通知を発出した。利用者に同居家族がいても、サービスを利用できる場合があることを自治体に周知するよう求めた。

掃除や食事の支度など、介護保険で利用できる生活援助は、利用者が1人暮らしの場合や、利用者の家族が家事を行うことが困難な場合に利用できる。

通知では、同居家族の有無だけが判断基準にされる場合があるとの指摘が上がっているとし、利用者や家族の状況などを確認した上で、柔軟に対応するよう求めた。（12/28MEDIFAXより）

協会けんぽ、介護保険料率も引き上げへ／

全国健康保険協会は12月25日の運営委員会に、2010年度の介護保険料率は、現行の1.19%から1.50%まで引き上がる見通しと報告した。介護保険料率が1.50%に引き上がると、年収が374万円の被保険者で年間およそ5000円以上負担が増えるとしている。同協会は、1月末の運営委員会で10年度の保険料率と介護保険料率の了承を得て、2月末までに国から料率変更の認可を得たいとしている。

（12/28MEDIFAXより）

介護保険編

特養の入所申込者、全国で42万人／厚生労働省が発表

厚生労働省は12月22日、12月の集計で特別養護老人ホーム（特養）の入所申込者数は全国で42万1259人だったと発表した。57.6%が要介護1～3、42.4%が要介護4～5だった。医療機関や施設に入院・入

調査・データ編

受診できない理由「自己負担高い」約4割／社会保障実態調査

国立社会保障・人口問題研究所は12月24日、社会保障実態調査結果の概要を発表した。過去1年間に医療機関を利用していない世帯は約1割に及び、う

ち17%は健康でなかったにもかかわらず、医療機関にかかることができなくなった。経済的な理由を挙げたケースが最も多く、厳しい経済状況が受診抑制につながる実態が浮き彫りになった。

調査結果によると、過去1年間で世帯の誰かが医療機関に行った世帯は81.5%、行かなかった世帯は11.5%だった。行かなかった世帯のうち「健康であったため、行く必要がなかった」と回答したのは74.3%。一方、「健康ではなかったが、行くことができなかった」との回答は17.0%に上った。全世帯の2.0%に相当する。

医療機関に行けない理由は「自己負担の割合が高い」など経済的な理由が38.4%で、最も多かった。以下、「仕事あるいは家族が忙しい」などの時間的な理由を挙げたケースが27.0%、「健康保険に加入していない」が14.2%と続いた。（12/25MEDIFAXより）

産婦人科医数が下げ止まり／08年三師調査、外科も増加傾向

厚生労働省は12月17日、2008年の「医師・歯科医師・薬剤師調査」の概況を公表した。医師数は前回に比べて3.2%増の28万6699人で、医療機関に従事する医師は人口10万人当たり212.9人で前回に比べて6.6人増となった。減少が続いていた産婦人科・産科の医師数は315人増（3.1%増）の1万389人となった。外科も増加傾向にあり、これまで減少していた診療科の医師数が下げ止まった格好だ。

このほか、小児科の医師数は3.6%増の1万5236人となったほか、救急科の医師数は大幅に伸び、14.5%増の1945人となった。（12/18MEDIFAXより）

研修医1年目、平均給与は410万円／厚労省の07年度調査

厚生労働省は12月18日の医道審議会医師分科会医師臨床研修部会（部会長＝相川直樹・慶応大名誉教授）に、研修医の給与に関する調査の結果を報告した。2007年度の1年次研修医の平均給与（年額）は410万円だった。

1年次研修医の調査対象は7560人で、平均は410万円、中央値は390万円だった。最も低い額が204万円、最高額が1075万円と大きな開きがあった。

2年次研修医7637人（中断者ら80人を除く）では、平均が462万円、中央値が420万円だった。最低額が218万円、最高額が1373万円だった。

厚労省医政局医事課医師臨床研修推進室は、1年

次の研修医に700万円以上の給与を支給している病院は、北海道や青森、福島などのほか、東京都内にもあると説明した。厚労省は、研修医の給与は月額30万円が目安としている。（12/21MEDIFAXより）

08年度の特定健診、受診率は3割／市町村国保を対象に調査

厚生労働省の「市町村国保における特定健診・保健指導に関する検討会」のワーキンググループは12月18日、全国の市町村国保を対象に実施した「特定健診等実施状況集計」の結果報告を同検討会に報告した。2009年9月時点の集計結果によると、08年度の特定健診の受診率は全国平均で30.8%だった。

都道府県別では宮城が47.6%で最も高く、次いで東京の41.6%、富山の41.2%などだった。最も低かったのは和歌山で17.3%、次いで広島17.6%だった。

特定保健指導で、初回に医師らと面会などを行う「動機付け支援」の利用率は全国平均で23.0%だった。より手厚い指導を行う「積極的支援」の利用率は全国平均で19.9%だった。動機付け支援を完了した人の割合は全国平均で16.4%、積極的支援を完了した人の割合は全国平均で10.3%だった。

集計結果と合わせて報告したアンケート調査結果によると、特定健診を外部委託している場合の委託先に、76.2%の市町村国保が「医師会・医療機関」を挙げた。（12/21MEDIFAXより）

医療療養の在宅復帰率は46%／慢性期医療協会が調査

日本慢性期医療協会（武久洋三会長）は12月22日、会員を対象に実施した「入退院経路調査」の結果を厚生労働省に提出した。調査結果によると、医療療養病棟全体の在宅復帰率は46.0%で、医療区分2・3が8割以上を占める病棟では45.1%、8割未満の病棟では46.4%と、いずれも退院経路として最も大きい割合を占めた。（12/24MEDIFAXより）

単独・夫婦のみの高齢世帯、5県で20%超／2030年の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所は12月18日、「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」を発表した。世帯主が75歳以上の単独あるいは夫婦のみの世帯は、2025年にはすべての都道府県で全世帯の10%を超え、30年には鹿児島など5県で20%を超えることが分かった。1世帯当たりの平均人数は今後すべて

の都道府県で減少し、特に東京は30年に2人を下回る1.97人になる見通しとなった。
（12/21MEDIFAXより）



診療所再診料の引き下げに反対／保団連

保団連（住江憲勇会長）は12月24日、次期診療報酬改定で長妻昭厚生労働相と藤井裕久財務相が改定率をネットで0.19%の引き上げとすることで合意したのを受け、診療所の再診料の引き下げに反対し、あらためてネットで3%以上の引き上げを求める談話を発表した。（12/25MEDIFAXより）

介護報酬7%引き上げを要望／保団連

保団連は12月8日、介護報酬を7%引き上げた上で「介護職員処遇改善交付金」を廃止するよう求める要望書を、長妻昭厚生労働相らに送付した。

2009年度の介護報酬プラス3%改定について「介護現場の厳しい状況を改善するにはほど遠い内容」と指摘。基本サービス費を中心に早急に介護報酬を引き上げ、必要な財源は国庫負担で賄うよう求めた。併せて、区分支給限度額の引き上げも行うよう求めた。（12/9MEDIFAXより）

原告団、訴訟継続の可否を検討／レセオンライン横浜訴訟

全国の医師・歯科医師ら計約1700人が国を相手取り、レセプトのオンライン請求義務の不存在確認と慰謝料の支払いを求めた訴訟の第3回口頭弁論が12月21日、横浜地裁（北澤章功裁判長）であった。厚生労働省が義務化を事実上撤回する省令改正を行ったことを受け、原告は今後も訴訟を継続するかどうか、内部で検討する意向を地裁に申し入れた。

原告は訴えでオンライン請求義務の不存在確認などを求めているが、厚労省は11月26日に施行した改正省令で、事実上、義務化を撤回。原告が今後も訴

訟を維持するためには、請求の趣旨を変更することが求められる。訴えでは、オンライン請求による情報漏洩の危険性なども指摘しており、原告団は「オンライン請求の問題点を取り上げるには何らかの組み替えが必要」としている。

このため原告団は、12月22日に弁護団との会合を開き、訴訟を含めた義務化撤回運動を総括する。その上で、2月に行われる原告団総会で、訴訟を取り下げるかどうか、結論を出すことにしている。
（12/22MEDIFAXより）

記事文末に（MEDIFAXより）と記載しているものは、契約に基づき株式会社じほう発行の「MEDIFAX」より転載・一部改変を許諾されたものです。

資料1

社会保障実態調査結果の概要

国立社会保障・人口問題研究所 2009年12月24日

国立社会保障・人口問題研究所が2007（平成19）年7月に実施した「社会保障実態調査」結果の概要を発表した。過去1年間に医療機関を利用していない世帯が1割に及び、うち17%は健康でなかったにもかかわらず、医療機関にかかることができなかったなどの生活実態が明らかとなっている。

I 調査の概要

1. 調査の目的

国立社会保障・人口問題研究所は2007（平成19）年7月に、「社会保障実態調査」を実施した（以下、本調査）。本調査は、社会保障制度が公共性を担保するために求められる、社会全体の負担と給付の在り方に関する制度構造的な議論に必要な、世帯状況とそこに同居する構成員の生活実態などの基礎資料を得ることを目的としている。具体的には、日本の世帯構成と家計の実態、家族の中で行われる助け合いのしくみ、個人の社会・経済的な活動の実態、現在利用している社会保障制度などについて調査を実施した。

2. 調査方法と調査票回収状況

本調査は、厚生労働省が実施する「平成19年国民生活基礎調査」で設定された調査地区（5,440地区）内から無作為に選ばれた調査地区（300地区）内に居住する世帯主及び20歳から69歳の世帯員を対象として平成19年7月1日現在の世帯の状況（世帯票）及び個人の状況（個人票）について調べたものである。調査方法は記票自計、密封回収方式による。その結果、世帯票配布数（調査客体世帯数）15,782票に対して、回収数は10,766票であり、有効回収率は68.2%であった。また、回収世帯の20から69歳に対して配布した個人票20,689票に対して、回収票は17,466票であった。ただし、回収票のうち記入状況の悪い278票は無効票として集計対象から除外したため、有効票数は17,188票、有効回収率は83.1%となった。

表 I-1 調査票配布数、有効回収数ならびに有効回収率

	調査票の回収状況		
	世帯票	個人票	
調査票総数	15,782	20,689	
回収票数	10,766（回収率68.2%）	17,466（回収率84.4%）	
有効票数	10,766（有効回収率68.2%）	17,188（有効回収率83.1%）	

2007年社会保障・人口問題基本調査

社会保障実態調査
結果の概要

国立社会保障・人口問題研究所

I 調査の概要

- 1. 調査の目的
- 2. 調査の方法と調査票回収状況

II 家族の助け合い

- 1. 親への経済的援助
- 2. 子どもへの経済的援助

III 生活費用の担い手

- 1. 人生の各ポイントにおける生活費用の担い手
- 2. 15歳までの生活費用の担い手
- 3. 学歴別による生活費用の担い手

IV 生活に困難を抱える世帯の状況

- 1. 食費が足りなかった経験
- 2. 衣料が買えなかった経験
- 3. 支払いが滞り続いた経験

V 医療機関の利用状況

医療機関の利用状況

VI 生活水準の変化

- 1. 「暮らし向き」の状況
- 2. 生活の動向

VII 就業状況

- 1. 性別・学歴別の就業状況
- 2. 性別・年齢別の就業状況
- 3. 過去3年間の就業状況

用語の説明
付表

Ⅱ 家族の助け合い

1. 親への経済的援助

親へ経済的援助をしている者の割合は、婚姻の状況別に見ると(表Ⅱ-1)、未婚者の場合は、男性は18.8%、女性18.4%であり、男女ともほぼ同じであった。これに対して、有配偶者については、本人の親へ経済的援助をしている割合は男性9.8%、女性5.7%であり、配偶者の親へ経済的援助をしている割合は男性4.1%、女性5.8%であった。また、離別・死別者の場合、親への経済的援助をしている割合は、男性11.3%、女性7.9%であった。本人の年齢別に親へ経済的援助をしている者の割合を見ると(表Ⅱ-1)、本人の婚姻の状況にかかわらず、本人の年齢が60歳代の割合は60歳未満のどの年齢階級よりも低い値となっている。

表Ⅱ-1 婚姻状況別、親への経済的援助をしている者の割合

	未婚者		有配偶者		離別・死別者	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人の親への経済的援助をしている割合(%)	18.8	18.4	9.8	5.7	11.3	7.9
配偶者の親への経済的援助をしている割合(%)	4.1	5.8	4.1	5.7	11.3	7.9
合計	2,121	1,633	5,679	6,173	3,011	597
20～29歳	1,007	893	177	236	68	313
30～39歳	559	421	195	1,062	88	32
40～49歳	289	145	283	1,205	11.1	4.2
50～59歳	190	137	107	1,584	13.0	5.2
60～69歳	76	53	67	45	1,502	5.5

注) △サンプル数が少なすぎた分析が難しいため掲載していない。配偶状況が不明の684サンプルは省略。

親へ経済的援助をしていない理由について回答があったものの内訳を見ると表Ⅱ-2、表Ⅱ-3、表Ⅱ-4、表Ⅱ-5、表Ⅱ-6、表Ⅱ-7)、本人の婚姻の状況にかかわらず、本人の年齢が60歳代になると「両親が共に死去」が最も大きな理由となる。これに対して、その他の理由については、本人の結婚の状況による相違が見られる。未婚者の場合には(表Ⅱ-2、表Ⅱ-3)、年齢が若い人が多いことも影響して(40歳未満が占める割合は77.8%(男女計))、男女ともに「父母も援助を必要としていない」との回答が最も多いが(男性43.6%、女性49.1%)、「自分が経済的援助を受けている」(男性21.0%、女性16.6%)、「自分の経済的理由」(男性16.3%、女性16.4%)と自分側の理由を挙げる割合も多い。

表Ⅱ-2 親への経済的援助をしていない理由(複数回答)未婚者:男性

年齢(計)	未婚者: 男性				
	総数	自分が経済的援助を受けている	父母も援助を必要としていない	自分の経済的理由	「経済的理由」以外が理由
20～29歳	1,518	21.0	8.9	43.6	16.3
30～39歳	769	30.7	0.9	43.2	1.7
40～49歳	383	12.8	1.0	57.7	1.0
50～59歳	177	11.3	11.3	44.1	20.3
60～69歳	129	9.3	42.6	19.4	10.9

表Ⅱ-3 親への経済的援助をしていない理由(複数回答)未婚者:女性

年齢(計)	未婚者: 女性				
	総数	自分が経済的援助を受けている	父母も援助を必要としていない	自分の経済的理由	「経済的理由」以外が理由
20～29歳	1,199	16.6	7.3	49.1	16.4
30～39歳	664	22.0	0.2	53.5	15.8
40～49歳	298	12.8	1.3	52.0	20.5
50～59歳	98	12.2	12.2	45.9	21.4
60～69歳	86	3.5	37.2	34.9	10.5

有配偶者の場合は表Ⅱ-4、表Ⅱ-5)、男女ともに、本人および配偶者の親へ経済的援助をしていない理由として、「父母も援助を必要としていない」ことが最も多く、次に「両親が共に死去」となっている。しかし、「自分の経済的理由」や「自分が経済的援助を受けている」という自分側の理由を挙げる者も少なく、20歳代から40歳代にかけては、その割合が大きくなっている。特に、20歳代の男性の場合は、自分の親への援助をしない理由を「自分の経済的理由」、「自分が経済的援助を受けている」とする割合は17.5%と6.0%となっている。女性の場合は「自分の経済的理由」を挙げる割合は、男性に比べて少ない。

離別・死別の場合には表Ⅱ-6、表Ⅱ-7、40歳以上の人が占める割合が多いことも影響して、40歳以上が占める割合は男性83.8%、女性80.8%、男女ともに、親への援助をしていない理由として、「両親が共に死去」(男性44.1%、女性40.9%)が最も多く、ついで「父も母も援助を必要としない」(男性28.3%、女性23.5%)となっている。しかし、年齢階級別に見ると、30歳代から50歳代では、「自分の経済的理由」を挙げる割合が、有配偶者の場合に比べて大きい。

表Ⅱ-6 親への経済的援助をしていない理由(複数回答) 離別・死別者：男性

	離別・死別者：男性									
	自分が経済的援助を受けている		両親が共に死去		父も母も援助を必要としない		自分の経済的理由		「経済的理由」以外の理由	
年齢(計)	総数	(%)	総数	(%)	総数	(%)	総数	(%)	総数	(%)
20～29歳	247	5.7	44.1	28.3	13.0	1.6	1.2	2.0		
30～39歳	35	11.4	2.9	62.9	20.0	2.9	0.0	2.9		
40～49歳	45	13.3	6.7	55.6	13.3	0.0	0.0	0.0		
50～59歳	74	1.4	46.0	20.3	20.3	2.7	1.4	2.7		
60～69歳	88	3.4	80.7	6.8	1.1	1.1	2.3	2.3		

注) △サンプル数が十分な分析が難しいため掲載していない。

表Ⅱ-7 親への経済的援助をしていない理由(複数回答) 離別・死別者：女性

	離別・死別者：女性									
	自分が経済的援助を受けている		両親が共に死去		父も母も援助を必要としない		自分の経済的理由		「経済的理由」以外の理由	
年齢(計)	総数	(%)	総数	(%)	総数	(%)	総数	(%)	総数	(%)
20～29歳	494	8.3	40.9	23.5	14.2	0.4	5.1	0.8		
30～39歳	11	△	△	△	△	△	△	△		
40～49歳	84	13.1	2.4	47.6	32.1	0.0	1.2	1.2		
50～59歳	91	19.8	15.4	25.3	23.1	0.0	7.7	1.1		
60～69歳	127	4.7	42.5	26.0	11.8	0.8	4.7	0.8		
	181	1.1	72.9	8.8	2.2	0.6	6.1	0.0		

注) △サンプル数が十分な分析が難しいため掲載していない。

表Ⅱ-4 親への経済的援助をしていない理由(複数回答) 有配偶者：男性

	有配偶者									
	自分が経済的援助を受けている		両親が共に死去		父も母も援助を必要としない		自分の経済的理由		「経済的理由」以外の理由	
年齢(計)	総数	(%)	総数	(%)	総数	(%)	総数	(%)	総数	(%)
20～29歳	4,722	1.9	32.6	45.1	8.8	1.0	3.2	0.5		
30～39歳	200	6.0	1.0	58.5	17.5	0.5	0.5	0.7		
40～49歳	920	2.5	1.9	74.0	11.5	0.4	2.3	0.7		
50～59歳	986	2.5	8.0	51.6	15.9	0.6	4.4	1.0		
60～69歳	1,317	1.8	36.9	39.9	6.9	1.9	4.2	0.4		
	1,299	0.5	73.5	13.7	2.1	0.9	2.5	0.1		

	有配偶者									
	自分が経済的援助を受けている		両親が共に死去		父も母も援助を必要としない		自分の経済的理由		「経済的理由」以外の理由	
年齢(計)	総数	(%)	総数	(%)	総数	(%)	総数	(%)	総数	(%)
20～29歳	4,722	1.1	21.9	46.8	7.8	0.9	4.5	0.6		
30～39歳	200	3.0	0.5	67.0	12.0	1.0	0.5	0.0		
40～49歳	920	1.8	1.5	71.5	10.5	0.4	1.0	0.3		
50～59歳	986	1.8	5.1	61.7	13.0	0.7	4.0	1.2		
60～69歳	1,317	0.5	21.0	44.0	6.6	1.4	7.3	0.5		
	1,299	0.3	52.7	19.0	2.5	0.9	5.1	0.3		

表Ⅱ-5 親への経済的援助をしていない理由(複数回答) 有配偶者：女性

	有配偶者									
	自分が経済的援助を受けている		両親が共に死去		父も母も援助を必要としない		自分の経済的理由		「経済的理由」以外の理由	
年齢(計)	総数	(%)	総数	(%)	総数	(%)	総数	(%)	総数	(%)
20～29歳	5,356	1.9	28.0	46.1	7.9	0.9	5.9	0.5		
30～39歳	272	4.4	1.5	71.0	11.4	2.2	1.5	0.4		
40～49歳	1,172	3.0	1.6	71.9	12.4	0.7	2.3	0.6		
50～59歳	1,097	2.6	7.2	59.1	12.9	0.5	7.9	1.0		
60～69歳	1,544	1.4	31.5	40.1	5.3	1.6	9.5	0.2		
	1,271	0.6	71.6	13.1	1.8	0.5	4.0	0.2		

	有配偶者									
	自分が経済的援助を受けている		両親が共に死去		父も母も援助を必要としない		自分の経済的理由		「経済的理由」以外の理由	
年齢(計)	総数	(%)	総数	(%)	総数	(%)	総数	(%)	総数	(%)
20～29歳	5,356	1.0	27.6	37.7	5.9	1.0	2.5	0.4		
30～39歳	272	3.3	1.5	62.5	9.9	1.1	0.0	0.4		
40～49歳	1,172	1.4	1.9	64.8	9.8	1.5	1.8	0.6		
50～59歳	1,097	1.3	10.3	50.0	10.5	1.1	3.4	0.6		
60～69歳	1,544	0.8	34.8	28.5	3.6	1.4	3.7	0.4		
	1,271	0.3	62.9	8.6	0.6	0.2	1.6	0.0		

2. 子どもへの経済的援助

婚姻の状況別にみた子どものいる割合（表Ⅱ-8、別居・18歳以上の子どもを含む）は、有配偶者では男性80.8%、女性79.6%、離別・死別者の場合は男性55.8%、女性74.7%となっている。年齢階級別に見ると、有配偶者の場合には、20歳代から40歳代にかけて、子どもがある割合が増え、その後は減少する傾向にある。18歳未満の子どもの限定すると、有配偶者の場合は、男性の40.1%、女性の36.9%、離別・死別者の場合は男性の18.3%、女性の27.0%に18歳未満の子どもがある。

表Ⅱ-8 婚姻状況別、子どものいる割合（別居、18歳以上の子どもを含む）

年齢(計)	未婚者					
	男性			女性		
	有配偶者			有配偶者		
	総 数 (人 数)	子 ど も の い る 割 合 (%)	18歳未 満の子 ども の い る 割 合 (%)	総 数 (人 数)	子 ど も の い る 割 合 (%)	18歳未 満の子 ども の い る 割 合 (%)
年計(計)	2,121	0.3	0.1	1,633	1.2	0.9
20～29歳	1,007	0.3	0.2	883	0.8	0.5
30～39歳	559	0.5	0.2	421	1.9	1.7
40～49歳	289	0.0	0.0	145	1.4	1.4
50～59歳	190	0.0	0.0	107	2.8	0.9
60～69歳	76	1.3	0.0	67	0.0	0.0

年齢(計)	有配偶者					
	男性			女性		
	有配偶者			有配偶者		
	総 数 (人 数)	子 ど も の い る 割 合 (%)	18歳未 満の子 ども の い る 割 合 (%)	総 数 (人 数)	子 ど も の い る 割 合 (%)	18歳未 満の子 ども の い る 割 合 (%)
年計(計)	301	55.8	18.3	597	74.7	27.0
20～29歳	7	△	△	18	△	△
30～39歳	44	38.6	36.4	97	74.2	73.2
40～49歳	60	65.0	40.0	111	83.8	55.0
50～59歳	91	56.0	14.3	160	73.8	4.4
60～69歳	99	68.6	0.0	211	72.0	5.2

注) △サンプル数が十未満な分析が難しかったため掲載していない。配偶状況が不詳の684サンプルは省略。

次に、子どもがいる者の子どもへの経済的援助(子どものための支出)をしている割合を、子どもの年齢と親の婚姻状況別に見てみると(表Ⅱ-9)、18歳未満の子どもの対する支出では、有配偶者の場合は、男性が95.9%、女性が94.7%、離別・死別者の場合には男性が92.7%、女性が90.7%であった(該当年齢の子どものある人の総数に対する割合)。これに対して、18歳以上の子どもに対する支出をしている人は、有配偶者の場合は、男性47.8%、女性44.9%であり、18歳未満の子どものための支出している割合に比べて小さいものの、約半数の人々が18歳以上の子どもに対しても支出している。離別・死別者の場合は、男性が31.8%、女性が42.6%となっており、有配偶者に比べて、18歳以上の子どものために支出している割合が小さい。

表Ⅱ-9 婚姻状況別、子どものための支出がある割合

	18歳未満の子ども					
	有配偶者			有配偶者		
	有配偶者			有配偶者		
	男性	女性	総数(人 数)	男性	女性	総数(人 数)
子どものための 支出がある(%)	95.9	94.7	92.7	47.8	44.9	42.6
子どものための 支出がない(%)	4.1	5.4	7.3	52.2	55.1	57.4

注) 該当年齢の子どものある人の総数に対する割合。未婚者はサンプル数が少ないため省略。

18歳未満の子どものための年間支出は(表Ⅱ-10)、親が有配偶者の場合、男女ともに、「10万円未満」「10万円～20万円未満」「50万円～100万円未満」とする人の割合が、それぞれ約2割であった。一方で、「100万円以上」とした人も男性では9.1%、女性では7.6%であった。離別・死別者の場合は、男女ともに、「10万円～20万円」とする割合がもっとも多く、次に「10万円未満」となっている。有配偶者に比べると、離別・死別者が、18歳未満の子どものために支出する額が少ない傾向がある。

表Ⅱ-10 婚姻状況別、18歳未満の子どものための支出(年間)

	18歳未満の子どものための支出(年間)											
	有配偶者			有配偶者			有配偶者			有配偶者		
	有配偶者			有配偶者			有配偶者			有配偶者		
	男性	女性	総数(人 数)	男性	女性	総数(人 数)	男性	女性	総数(人 数)	男性	女性	総数(人 数)
有配偶者	2,185	2,160	2,185	20.2	20.1	20.1	8.3	17.0	21.7	9.1	3.7	3.8
有配偶者	51	146	146	19.6	23.3	24.7	11.8	9.6	15.8	17.7	3.4	6.2
有配偶者	51	146	146	19.6	23.3	24.7	11.8	9.6	15.8	17.7	3.4	6.2

注) 支出があるとした人の総数に対する割合。未婚者と配偶者不詳の場合は、サンプル数が少ないため省略。

18歳以上の子どものための年間支出は(表Ⅱ-11)、有配偶者では、「100万円以上」が最も多く、男性では34.1%、女性では28.2%となっている。一方、「10万円未満」は、男性19.1%、女性で25.2%となっており、支出額が二分化している。離別・死別者の場合は、「100万円以上」の割合が男性10.0%、女性で12.3%と有配偶者に比べて低く、「10万円未満」の割合が男性37.5%、女性36.2%と有配偶者に比べて高くなっている。

表Ⅱ-11 婚姻状況別、18歳以上の子どものための支出(年間)

	総数 (人数)	10万円未満		10万円～20万円未満		20万円～30万円未満		30万円～50万円未満		50万円～100万円未満		100万円以上		不詳
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
有配偶者	男性	1,311	19.1	21.0	5.4	6.8	9.7	34.1	4.0					
		1,374	25.2	19.2	4.8	7.0	10.4	28.2	5.2					
離別・死別者	男性	40	37.5	27.5	0.0	15.0	7.5	10.0	2.5					
		138	36.2	22.5	5.1	7.3	10.1	12.3	6.5					

注) 支出があるとした人の総数に対する割合。未婚者と配偶者不詳の場合は、サンプル数が少ないため省略。

次に、子どものための支出がないと回答した者について、子どものための支出がない理由を見ると(有配偶者のみ。複数回答あり)、18歳未満の子どもの場合(表Ⅱ-12)、「子どもが援助を必要としない」と回答する者の割合が、男性45.8%、女性25.8%であり、「自分の経済的な理由で使えない」を挙げる人の割合は、男性19.8%、女性21.0%となっている。

表Ⅱ-12 婚姻状況別、18歳未満の子どものための支出がない理由

	総数 (人数)	現在、自分が援助を受けている		子どもが援助を受ける必要としていない		自分の経済的理由で、由以外の理由		子ども同士で助け合っている		自分の両親、子どもが生活保護を受けている	
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
有配偶者	男性	96	2.1	45.8	19.8	3.1	1.0	0.0			
		124	3.2	25.8	21.0	11.3	0.8	1.6			

注) 離別・死別者、未婚者はサンプル数が少ないため省略。

表Ⅱ-13 婚姻状況別、18歳以上の子どものための支出がない理由

	総数 (人数)	現在、自分が援助を受けている		子どもが援助を受ける必要としていない		自分の経済的理由で、由以外の理由		子ども同士で助け合っている		自分の両親、子どもが生活保護を受けている	
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
有配偶者	男性	1,431	1.8	78.0	6.7	1.1	0.6	0.1			
		1,687	2.6	72.0	8.5	1.8	0.7	0.1			
離別・死別者	男性	86	2.3	61.6	17.4	4.7	0.0	0.0			
		186	7.0	69.4	11.8	1.1	0.5	0.0			

注) 未婚者は、サンプル数が少ないため省略。

表Ⅲ-2 現在の生活費用の担い手 (65-69歳)

	男性		女性	
	度数	(%)	度数	(%)
・本人、配偶者、両方	504	58.4	517	54.9
・父のみ	2	0.2	2	0.2
・母のみ	1	0.1	3	0.3
・父母のみ	1	0.1	1	0.1
・本人、配偶者、父、母の組合せ	0	0.0	0	0.0
・祖父母、本人、配偶者、父、母の組合せ	0	0.0	2	0.2
・公的支援を含む組合せ	59	6.8	56	6.0
・その他	8	0.9	15	1.6
・無回答	288	33.4	345	36.7
合計	863		941	

「本人、配偶者、両方」と回答している人々の主な収入源を見ると(表Ⅲ-3)、主な収入源が本人の勤労収入と社会保障等を合わせたものと回答する者の割合は男性32.1%、女性17.6%、社会保障等と勤労収入以外を合わせたものと回答する者の割合は男性40.5%、女性56.3%となっており、公的支援や社会保障は重要な役割を果たしていることが見て取れる。

表Ⅲ-3 現在の生活費用の担い手と主な収入の財源 (65-69歳)

	勤労収入のみ		勤労収入+資産		勤労収入+社会保障等+収入以外		無回答		非該当		その他		合計
	度数	(%)	度数	(%)	度数	(%)	度数	(%)	度数	(%)	度数	(%)	
男性													
本人、配偶者、両方	60	61	162	204	11	6	0	504					
	11.9	12.1	32.1	40.5	2.2	1.2	0.0						
女性													
本人、配偶者、両方	52	34	91	281	14	34	1	517					
	10.1	6.6	17.6	56.3	2.7	6.6	0.2						

若年者について、「現在」の生活費用の担い手が何歳頃から本人になるのかを見るために20歳から39歳までの若年者の回答者について5歳階級別に現在の生活費用の担い手が「本人、配偶者、両方」となる割合を見ると、男性では(表Ⅲ-4)、その割合が20歳代前半の29.1%、20歳代後半の54.8%、30歳代前半の69.8%、30歳代後半の72.5%へと上昇する。女性では(表Ⅲ-5)、その割合は20歳代前半の31.7%、20歳代後半の58.0%、30歳代前半の69.9%、30歳代後半の74.3%へと上昇している。

一方で、成人しても、生活費用の担い手が「親のみ」「父のみ」「母のみ」「父母のみ」の合計」である者もあり、男性では(表Ⅲ-4)、20歳前半で37.1%、20歳代後半で17.5%、30歳代前半で9.5%であるのに対して、女性では(表Ⅲ-5)、20歳代前半で33.8%、20歳代後半で14.0%、30歳代前半で9.4%となっている。生活費用の担い手は、若いころには男性のほうが

Ⅲ 生活費用の担い手

1. 人生の各ポイントにおける生活費用の担い手

家族の助け合いは、人々が子どもの時期を終えて成人して、家族をもち、引退して老後を迎える人生の各ポイントにおける生活費用の担い手の変化とも関連する。そこで、20歳から69歳までの回答者(学生は除く)の生活費用の担い手の変化を、「15歳のとき」、「最後の学校を卒業した直後」、「現在」という人生の3つのポイントを取り上げて比較を行った(表Ⅲ-1)。

「15歳のとき」に「親のみ(父のみ、母のみ、父母のみの合計)が生活費用の担い手であった割合は74.7%であるのに対して、「最終学校の後」には、その割合は63.1%となっている。「現在」では「本人、配偶者、両方」が生活費用の担い手である割合が最も多く、69.0%となっている。

表Ⅲ-1 ライフステージにおける生活費用の担い手 (学生は除く)

生活費用の担い手	15歳のとき		最終学校の後		現在	
	度数	(%)	度数	(%)	度数	(%)
・本人、配偶者、両方	310	2.0	1,808	11.6	10,790	69.0
・父のみ	7,418	47.4	6,308	40.3	464	3.0
・母のみ	942	6.0	969	6.2	144	0.9
・父母のみ	3,325	21.3	2,601	16.6	230	1.5
・本人、配偶者、父、母の組合せ	32	0.2	198	1.3	240	1.5
・祖父母、本人、配偶者、父、母の組合せ	297	1.9	192	1.2	35	0.2
・公的支援を含む組合せ	69	0.4	75	0.5	332	2.1
・その他	436	2.8	610	3.9	317	2.0
・無回答	2,809	18.0	2,877	18.4	3,086	19.7
合計	15638		15638		15638	

次に、高齢者(65歳から69歳の回答者)と若年者(20歳から39歳の回答者)について、生活費用の担い手を見た。まず、高齢者について現在の生活費用の担い手を見ると(表Ⅲ-2)、「本人、配偶者、両方」が最も多く、男性58.4%、女性54.9%であった。次に多いのは、「公的支援を含む組合せ」となっており、男性6.8%、女性6.0%となっている。

2. 15歳のときの生活費用の担い手

次に、15歳のときの生活費用の担い手を見てみると、男性では(表Ⅲ-6)、「15歳のとき」に生活費用の担い手が「本人、配偶者、両方」であった者の割合は、20歳代、30歳代、40歳代では1.0%以下であるが、50歳代では3.4%、60歳代では4.7%であった。女性でも(表Ⅲ-7)、その割合は20歳代、30歳代、40歳代では1.0%以下であるが、50歳代では2.7%、60歳代では3.1%であった。現代の若い世代に比べて、50歳以上の世代では早い時期に生活費用の担い手が「本人、配偶者、両方」となった人たちがいることがわかる。

表Ⅲ-6 15歳時の生活費用の担い手の変化(男性)

	20-29歳		30-39歳		40-49歳		50-59歳		60-69歳	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
・本人、配偶者、両方	5	0.4	14	0.8	16	1.0	69	3.4	83	4.7
・父のみ	611	46.0	827	48.5	788	48.7	992	48.5	738	41.5
・母のみ	42	3.2	93	5.5	88	5.4	118	5.8	134	7.5
・父母のみ	358	26.9	457	26.8	354	21.9	297	14.5	188	10.6
・本人、配偶者、父、母の組合せ	0	0.0	5	0.3	1	0.1	3	0.1	8	0.4
・祖父母、本人、配偶者、父、母の組合せ	63	4.7	32	1.9	27	1.7	22	1.1	21	1.2
・公的支援を含む組合せ	11	0.8	7	0.4	7	0.4	7	0.3	1	0.1
・その他	30	2.3	15	0.9	27	1.7	43	2.1	86	4.8
・無回答	209	15.7	256	15.0	310	19.2	493	24.1	521	29.3
・										
合計	1,329		1,706		1,618		2,044		1,780	

表Ⅲ-7 15歳時の生活費用の担い手の変化(女性)

	20-29歳		30-39歳		40-49歳		50-59歳		60-69歳	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
・本人、配偶者、両方	0	0.0	9	0.5	16	1.0	58	2.7	56	3.1
・父のみ	563	44.2	859	46.1	724	45.3	1,032	48.2	757	41.3
・母のみ	54	4.2	114	6.1	90	5.6	119	5.6	138	7.5
・父母のみ	361	28.3	548	29.4	428	26.8	402	18.8	222	12.1
・本人、配偶者、父、母の組合せ	2	0.2	2	0.1	1	0.1	4	0.2	6	0.3
・祖父母、本人、配偶者、父、母の組合せ	55	4.3	46	2.5	22	1.4	25	1.2	21	1.1
・公的支援を含む組合せ	12	0.9	16	0.9	8	0.5	0	0.0	3	0.2
・その他	29	2.3	37	2.0	35	2.2	72	3.4	82	4.5
・無回答	199	15.6	231	12.4	275	17.2	431	20.1	547	29.9
・										
合計	1,275		1,862		1,599		2,143		1,832	

女性よりも「親のみ」の割合が高く、生活費の担い手の「本人、配偶者、両方」への変化は、男性のほうが女性に比べてゆっくりとしている。

表Ⅲ-4 現在の生活費用の担い手(男性・20-39歳)

	20-24歳		25-29歳		30-34歳		35-39歳	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
・本人、配偶者、両方	190	29.1	371	54.8	572	69.8	642	72.5
・父のみ	156	23.9	64	9.5	47	5.7	36	4.1
・母のみ	19	2.9	10	1.5	10	1.2	13	1.5
・父母のみ	67	10.3	44	6.5	21	2.6	10	1.1
・本人、配偶者、父、母の組合せ	24	3.7	26	3.8	18	2.2	14	1.6
・祖父母、本人、配偶者、父、母の組合せ	22	3.4	4	0.6	3	0.4	0	0.0
・公的支援を含む組合せ	13	2.0	3	0.4	4	0.5	7	0.8
・その他	47	7.2	25	3.7	15	1.8	15	1.7
・無回答	114	17.5	130	19.2	130	15.9	149	16.8
合計	652		677		820		886	

表Ⅲ-5 現在の生活費用の担い手(女性・20-39歳)

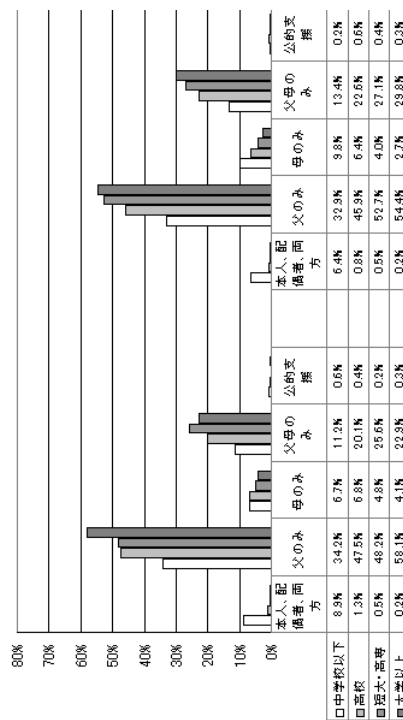
	20-24歳		25-29歳		30-34歳		35-39歳	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
・本人、配偶者、両方	193	31.7	387	58.0	642	69.9	701	74.3
・父のみ	130	21.4	45	6.7	41	4.5	30	3.2
・母のみ	15	2.5	6	0.9	21	2.3	9	1.0
・父母のみ	60	9.9	43	6.4	24	2.6	15	1.6
・本人、配偶者、父、母の組合せ	33	5.4	27	4.0	30	3.3	15	1.6
・祖父母、本人、配偶者、父、母の組合せ	9	1.5	5	0.7	3	0.3	2	0.2
・公的支援を含む組合せ	4	0.7	9	1.3	12	1.3	19	2.0
・その他	56	9.2	29	4.3	25	2.7	14	1.5
・無回答	108	17.8	116	17.4	121	13.2	138	14.6
合計	608		667		919		943	

3. 学歴別による生活費用の担い手

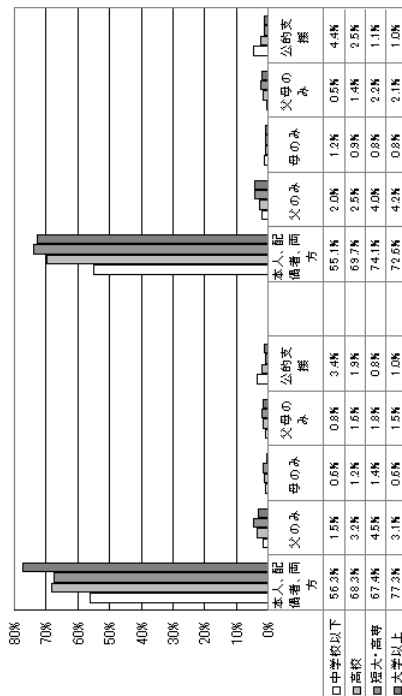
「15歳のとき」の生活費用の担い手が誰であったのかということ、本人の学歴との間の関連を見ると(図Ⅲ-1)、男女ともに、「15歳のとき」に生活費用の担い手が「父のみ」であった割合は、学歴が高いほど高くなっている。一方、「15歳のとき」に生活費用の担い手が「本人、配偶者、両方」であった人の割合は、学歴が高いほど低くなっている。

また、「現在」の生活費用の担い手が誰であったのかということと本人の学歴との関連性を見ると(図Ⅲ-2)、男性では、学歴が高いほど「本人、配偶者、両方」である割合が高くなる傾向が見られる。他方、女性では、「中学校以下」と「高校」よりも「短大・高専」と「大学以上」はその割合が高いが、「短大・高専」と「大学以上」との間には大きな差は見られない。

図Ⅲ-1 性・学歴別の15歳時の生活費用の担い手



図Ⅲ-2 性・学歴別の現在の生活費用の担い手



IV 生活に困難を抱える世帯の状況

1. 食費が足りなかった経験

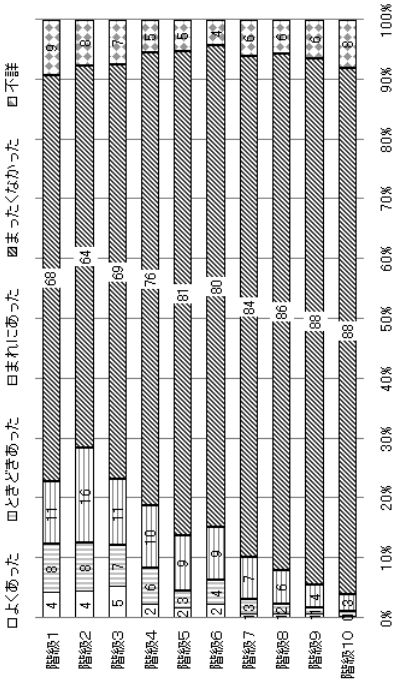
過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料が買えなかった経験をもつ世帯が全世帯のうちどれだけの割合であったかを見ると(表IV-1)、「よくあった」という世帯は2.5%、「ときどきあった」世帯は、4.5%、「まれにあった」世帯は8.6%であり、計15.6%の世帯が、食費が足りなかった経験をしている。世帯タイプ別にその割合を見ると、ひとり親世帯(二世帯)においては、「よくあった」とする世帯が8.3%と最も高い。単身世帯、特に非高齢者や男性の単身世帯は、他の世帯タイプに比べ、食費の足りなかった経験がある割合(「よくあった」)ときどきあった「まれにあった」の合計)が高くなっている。一方、「まったくなかった」とした世帯が多いのは、夫婦のみ(夫婦ともに高齢者)世帯、子どもがあるふた親世帯(三世帯)であった。

表IV-1 世帯タイプ別、食費が足りなかった経験がある世帯の割合

	総数 (世帯)	よくあった (%)	ときどきあった (%)	まれにあった (%)	まったくなかった (%)	不詳 (%)
総数	10,766	2.5	4.5	8.6	77.0	7.4
子どもがない世帯						
単身世帯						
単独高齢男性	255	3.9	8.6	12.2	65.5	9.8
単独高齢女性	709	3.0	4.8	9.2	77.0	6.1
単独非高齢男性	994	4.2	5.3	7.5	73.4	9.5
単独非高齢女性	697	3.3	6.3	10.8	69.0	10.6
夫婦のみ世帯						
夫婦ともに高齢者	931	1.2	2.8	7.6	84.1	4.3
夫婦の一方が高齢者	341	2.1	4.7	8.2	76.8	8.2
夫婦ともに非高齢者	1,228	1.7	3.6	5.0	76.5	13.3
その他世帯						
高齢者のみ世帯	108	1.9	1.9	8.3	77.8	10.2
高齢者以外も含む世帯	2,878	1.6	3.7	8.4	76.8	9.4
子どもがある世帯						
二親世帯(三世帯)	500	2.2	3.2	8.4	84.4	1.8
二親世帯(二世帯)	1,786	2.6	5.3	9.9	80.7	1.5
ひとり親世帯(三世帯)	95	4.2	3.2	8.4	83.2	1.1
ひとり親世帯(二世帯)	216	8.3	11.1	19.0	58.8	2.8
その他有子世帯	28	3.6	14.3	10.7	67.9	3.6

次に、20歳から69歳の世帯員がいる世帯において、等価世帯所得の所得階級別(10分位)に、食費が足りなかった経験を見ると(図IV-1)、おおむね、低所得層の方が高所得層に比べ、経験があったとする世帯の割合が多い。食費が足りなかった経験があったと回答した世帯の割合は、所得階級2が一番多く28.6%、所得階級10が一番少なく3.9%であった。

図IV-1 所得階級別、食費が足りなかった経験がある世帯の割合



地域ブロック別に食費が足りなかった経験を見ると(表IV-2)、その経験をした世帯の割合が最も多かったのは北海道であり、その割合は21.1%であった。次に経験が多かったのは、「東北」と「九州・沖縄」であり、逆に少なかったのは「北関東」であった。

表IV-2 地域ブロック別、食費が足りなかった経験がある世帯の割合

地域ブロック	総数 (世帯)	よくあった (%)	ときどきあった (%)	まれにあった (%)	まったくなかった (%)	不詳 (%)
総数	10,766	2.5	4.5	8.6	77.0	7.4
北海道	485	3.9	5.4	11.8	72.8	6.2
東北	737	3.3	5.2	11.3	73.5	6.8
北関東	701	1.6	4.6	6.1	79.7	8.0
東京圏	2,674	2.8	3.4	7.9	79.2	6.8
中部・北陸	1,015	2.0	3.8	7.6	80.4	6.2
中京圏	1,108	1.5	4.8	8.8	79.0	6.0
大阪圏	1,370	2.1	4.8	8.0	76.3	8.8
京阪周辺	201	2.5	4.5	11.4	70.1	11.4
中国	743	2.7	5.0	7.1	77.3	7.9
四国	346	2.6	3.8	6.4	76.9	10.4
九州・沖縄	1,386	2.6	6.1	11.1	72.4	7.8

2. 衣料が買えなかった経験

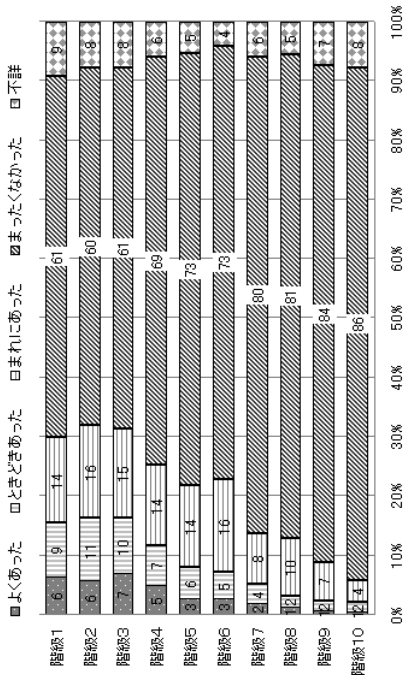
過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする衣料が買えなかった経験をもち世帯が全世帯のうちどれだけの割合であったかを見ると(表Ⅳ-3)は、「よくあった」では3.4%、「ときどきあった」では5.8%、「まれにあった」では11.3%であり、計20.5%の世帯が、衣料が買えなかった経験をjしている。世帯タイプ別にこれを見ると、ひとり親世帯(二世帯)においては、「よくあった」とする世帯が11.6%と最も高い。また、単身世帯も他の世帯タイプに比べ、衣料の買えなかった経験がある割合(「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の合計)が高くなっている。一方、「まったくなかった」とした世帯が多いのは、夫婦のみ(夫婦ともに高齢者)世帯、子どもがあるふた親世帯(三世帯)であった。

表Ⅳ-3 衣料が買えなかった経験がある世帯の割合

	総数 (世帯)	よくあった (%)	ときどきあった (%)	まれにあった (%)	まったくなかった (%)	不詳 (%)
総数	10,766	3.4	5.8	11.3	71.9	7.5
子どもがいない世帯						
単身世帯						
単独高齢男性	255	4.3	4.7	14.9	66.3	9.8
単独高齢女性	709	4.1	6.5	9.6	73.2	6.6
単独非高齢男性	994	4.1	5.8	9.0	71.7	9.4
単独非高齢女性	697	5.0	7.6	10.3	66.4	10.6
夫婦のみ世帯						
夫婦ともに高齢者	931	1.9	5.6	9.9	77.8	4.8
夫婦の一方が高齢者	341	2.9	7.3	9.7	72.7	7.3
夫婦ともに非高齢者	1,228	3.0	4.2	9.2	70.1	13.5
その他世帯						
高齢者のみ世帯	108	1.9	6.5	9.3	74.1	8.3
高齢者以外も含む世帯	2,878	2.5	4.6	10.9	72.1	9.9
子どもがある世帯						
二親世帯(三世帯)	500	2.4	4.6	13.8	77.8	1.4
二親世帯(二世帯)	1,786	3.9	7.2	13.9	73.5	1.6
ひとり親世帯(三世帯)	95	5.3	5.3	21.1	66.3	2.1
ひとり親世帯(二世帯)	216	11.6	14.8	20.4	50.9	2.3
その他有子世帯	28	3.6	10.7	14.3	67.9	3.6

次に、20歳から69歳の世帯員がいる世帯において、世帯所得階級別に、衣料が買えなかった経験のある世帯の割合を見ると(図Ⅳ-2)、「よくあった」のおおむね、低所得層の方が高所得層に比べ経験があったとする世帯の割合が多い。「よくあった」と回答した世帯の割合は、所得階級1では6.4%、所得階級10では0.5%であった。

図Ⅳ-2 所得階級別、衣料が買えなかった経験がある世帯の割合



地域ブロック別に、衣料が買えなかった経験のある世帯の割合を見ると(表Ⅳ-4)、東北と北海道が「よくあった」とする割合が多く、それぞれ5.7%と4.5%であった。また、「九州・沖縄」は「まれにあった」とする割合が多くなっている。経験が少なかったのは「北関東」であった。

表Ⅳ-4 地域ブロック別、衣料が買えなかった経験がある世帯の割合

地域ブロック	総数 (世帯)	よくあった (%)	ときどきあった (%)	まれにあった (%)	まったくなかった (%)	不詳 (%)
総数	10,766	3.4	5.8	11.3	71.9	7.5
北海道	485	4.5	8.7	13.0	67.4	6.4
東北	737	5.7	6.1	13.7	67.4	7.1
北関東	701	2.4	5.3	8.1	75.7	8.4
東京圏	2,674	3.8	4.9	10.4	73.8	7.1
中部・北陸	1,015	2.1	5.5	9.9	76.0	6.6
中京圏	1,108	2.2	6.0	11.7	74.0	6.1
大阪周辺	1,370	3.3	6.1	10.9	70.9	8.8
京阪周辺	201	3.5	6.5	12.4	66.2	11.4
中国	743	3.5	6.2	9.4	73.6	7.3
四国	346	4.0	9.2	9.2	72.5	10.1
九州・沖縄	1,386	3.5	6.7	15.0	66.7	8.1

3. 支払いが滞納した経験

過去1年間に、経済的な理由で電気、ガス、電話料金が未払いとなったことがある世帯が全世帯のうちどれだけの割合であったかを見ると(表Ⅳ-5)、その割合は電気4.7%、ガス4.5%、電話5.0%であった。また、賃貸住宅費、住宅ローンの滞納や、その他債務の返済ができないことがあった世帯がこれら支出のある該当世帯に対してどれだけの割合だったかを見ると(表Ⅳ-5)、賃貸住宅費6.1%、住宅ローン2.9%、その他債務は10.3%であった。特に、「その他債務」については、その該当世帯は44.5%と半数以下であるものの(付表Ⅳ-3)、支払いの滞納経験は10.3%となっている。

これを世帯タイプ別に見ると(表Ⅳ-5)、電気・ガス・電話・賃貸住宅費・その他債務の5項目については、最も高い割合で未払いがあったのはひとり親世帯(二世帯)であり、それぞれ16.2%、17.1%、18.5%、18.4%、25.8%であった。また、単身世帯(単独高齢女性を除く)は滞納経験が多いものの、高齢女性の単身世帯では少ない傾向が見られた。夫婦のみ世帯は、他の世帯に比べると、すべての項目について滞納経験が少なくなっている。

表Ⅳ-5 料金・債務が支払えなかった経験がある世帯の割合

	世帯総数	電気 (%)	ガス (%)	電話 (%)	賃貸住宅費 (*) (%)	住宅ローン (*) (%)	その他債務 (*) (%)
全世帯	10,766	4.7	4.5	5.0	6.1	2.9	10.3
子どもがいない世帯							
単身世帯							
単独高齢男性	255	7.8	7.5	8.2	9.7	1.1	10.4
単独高齢女性	709	3.4	2.7	3.1	5.1	1.1	3.0
単独非高齢男性	994	6.6	6.7	7.0	9.1	3.6	13.5
単独非高齢女性	697	6.6	7.2	6.9	6.6	1.8	10.6
夫婦のみ世帯							
夫婦ともに高齢者	931	1.9	2.1	2.6	3.1	2.5	6.0
夫婦の一方が高齢者	341	3.2	3.5	2.9	5.9	2.7	4.2
夫婦ともに非高齢者	1,228	3.6	3.3	3.7	3.6	3.3	8.0
その他世帯							
高齢者のみ世帯	108	4.6	2.8	3.7	2.7	0.0	6.9
高齢者以外も含む世帯	2,978	3.8	3.5	4.0	4.7	3.4	9.4
子どもがある世帯							
二親世帯(三世帯)	500	4.4	3.2	4.0	4.2	4.1	10.5
二親世帯(二世帯)	1,786	5.4	5.3	5.7	6.0	2.3	12.6
ひとり親世帯(三世帯)	95	8.4	8.4	11.6	12.5	5.4	11.6
ひとり親世帯(二世帯)	216	16.2	17.1	18.5	18.4	2.6	25.8
その他有子世帯	28	10.7	7.1	10.7	13.3	6.7	23.5

(*) 賃貸住宅費、住宅ローン、その他債務は、それらの該当支出があった世帯数に対する割合。
該当支出があった世帯数は、付表Ⅳ-3に記載。

次に、20歳から69歳の世帯員がいる世帯において、世帯所得階級別に支払いの滞納経験を見ると(表Ⅳ-6)、住宅ローンを除くすべての項目においては、所得階級2が一番滞納経験があったとする世帯の割合が多く、電気・ガス・電話については約10%、賃貸住宅費については14.6%、その他債務については21.0%という割合であった。この割合は、所得階級3から所得階級10にかけて減少し、所得階級10では電気・ガス・電話・賃貸住宅費・住宅ローンの5項目については1%以下となっている。

表Ⅳ-6 所得階級別、料金・債務が支払えなかった経験がある世帯の割合

等価世帯所得 10分位	世帯総数	電気 (%)	ガス (%)	電話 (%)	賃貸住宅費 (*) (%)	住宅ローン (*) (%)	その他債務 (*) (%)
総数	7,882	4.8	4.7	4.9	6.4	3.2	11.2
階級1	788	7.1	6.9	7.6	14.1	5.4	14.1
階級2	788	10.3	10.5	10.0	14.6	4.1	21.0
階級3	788	8.9	8.8	8.6	12.9	4.0	16.6
階級4	788	6.0	5.7	5.6	6.9	5.3	14.9
階級5	788	3.0	3.3	4.2	4.4	2.3	9.4
階級6	788	4.7	4.7	5.8	5.4	3.8	14.1
階級7	788	2.9	2.4	2.2	3.4	3.5	11.3
階級8	788	2.4	2.5	2.0	2.4	2.9	5.4
階級9	788	2.2	1.1	2.0	0.7	1.2	3.9
階級10	790	0.5	0.6	1.0	0.8	0.7	2.8

(*) 賃貸住宅費、住宅ローン、その他債務は、それらの該当支出があった世帯数に対する割合。
該当支出があった世帯数は、付表Ⅳ-4に記載。

V 医療機関の利用状況

過去1年間の医療機関の医療状況を見ると(図V-1)、過去1年間に世帯のなかでだれかが医療機関にいったとする世帯は81.5%、いかなかったとする世帯は11.5%であった。いかなかった理由は、「健康であったため、いく必要がなかった」が74.3%、「健康ではなかったが、いくことができなかった」が17.0%、理由不詳が8.8%となった(図V-1)。「健康ではなかったが、いくことができなかった」とした世帯は、全世帯の20%となる。いくことができなかった理由では、「自己負担の割合が高い」など経済的な理由が最も多く(38.4%(医療機関に行くことができなかった世帯の中の割合))、次に、「仕事あるいは家族が忙しい」などの時間的理由(27.0%)、健康保険に加入していない(14.2%)となっている(図V-2)。

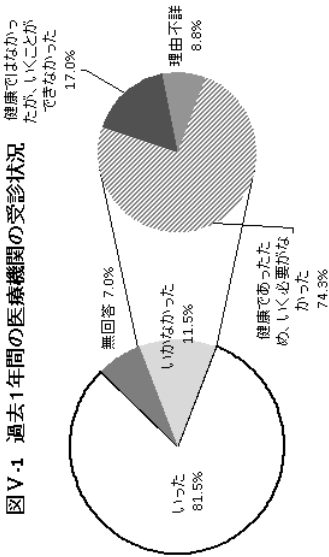
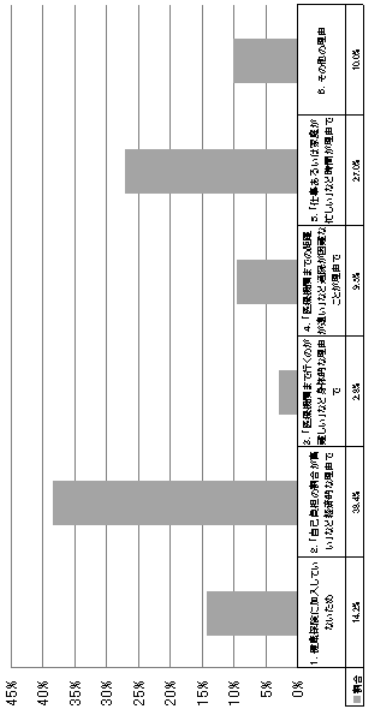


図 V-2 過去1年間の間に医療機関に「健康ではなかったが、行けなかった」とした人の行くことができなかった理由



地域ブロック別に支払いの滞納経験を見ると(表IV-7)、北海道では、電気・ガス・電話が95%、7.0%、9.3%、賃貸住宅費、その他債務では13.9%、13.0%と、他の地域に比べて高い割合となっている。次に滞納経験が多いのは、「九州・沖縄」であり、すべての項目について総数の平均よりも高い値となっている。滞納経験が少なかったのは「中京圏」「中部・北陸」であった。

表IV-7 地域ブロック別、料金・債務が支払えなかった経験がある世帯の割合

地域ブロック	世帯総数	電気 (%)	ガス (%)	電話 (%)	賃貸住宅費 (%)	住宅ローン (%)	その他債務 (%)
北海道	10,766	4.7	4.5	5.0	6.1	2.9	10.3
東北	485	9.5	7.0	9.3	13.9	3.7	13.0
関東	737	4.7	4.9	5.2	6.3	2.8	12.4
北関東	701	4.4	3.9	3.7	3.6	3.7	10.7
東京圏	2,674	4.7	4.7	4.9	6.1	2.0	8.9
中部・北陸	1,015	3.1	3.0	4.0	4.4	3.9	9.4
中京圏	1,108	3.6	3.2	3.4	4.9	2.8	8.6
大阪圏	1,370	4.5	4.9	5.0	5.8	2.1	11.1
京阪局辺	201	4.5	5.0	7.5	6.7	4.3	10.4
中国	743	4.0	3.8	3.8	3.4	2.8	10.2
四国	346	4.3	3.8	4.0	4.4	3.2	12.4
九州・沖縄	1,386	6.0	5.8	6.4	8.0	3.9	11.1

(*) 賃貸住宅費、住宅ローン、その他債務は、それらの該当支出があった世帯数に対する割合。該当支出があった世帯数は、付表IV-8に記載。

所得階級別に見ると(表V-2)、「健康ではなかったが、いけなかった」とする割合は、所得階級が高いほど少なくなり、所得階級1では3.8%あるものの、所得階級10では0.5%であった。

表 V-2 所得階級別、医療受診状況

等価世帯 所得 10分位	総数	いった (%)	いけなかった (%)			不詳 (%)
			小計	健康であ ったため 行く必要 がなかった	健康では なかった が、行け なかった 理由不詳	
総数	7,882	82.8	10.9	8.2	1.9	0.8
階級1	788	76.6	15.1	10.3	3.8	1.0
階級2	788	78.6	14.0	9.9	3.3	0.8
階級3	788	79.1	14.5	10.9	2.9	0.6
階級4	788	83.0	11.3	8.2	1.9	1.1
階級5	788	85.3	9.4	6.3	1.9	1.1
階級6	788	84.5	11.4	8.9	1.6	0.9
階級7	788	83.4	10.3	8.1	1.1	1.0
階級8	788	87.9	7.0	5.8	0.8	0.4
階級9	788	84.8	8.8	7.5	0.6	0.6
階級10	790	84.9	7.5	6.5	0.5	0.5

地域ブロック別に見ると(表V-3)、北海道が、「健康ではなかったが、いけなかった」とする割合が最も多く、北関東が最も少なかった。

表 V-3 地域ブロック別、医療受診状況

地域ブロック別	総数 (世帯)	いった (%)	いけなかった (%)			不詳 (%)
			小計	健康であ ったため 行く必要 がなかった	健康では なかった が、行け なかった 理由不詳	
総数	10,766	81.5	11.5	8.6	2.0	1.0
北海道	485	79.6	14.4	10.5	3.1	0.8
東北	737	80.2	12.1	8.7	2.3	1.1
北関東	701	72.5	19.1	15.5	1.1	2.4
東京圏	2,674	81.2	12.0	8.8	2.0	1.2
中部・北陸	1,015	81.8	12.2	10.0	1.5	0.7
中京圏	1,108	85.0	9.6	7.3	1.5	0.7
大阪圏	1,370	82.9	9.7	6.9	2.1	0.7
京阪周辺	201	80.6	9.0	6.5	1.5	1.0
中国	743	84.1	8.9	6.1	2.0	0.8
四国	346	80.9	10.1	6.6	2.3	1.2
九州・沖縄	1,386	82.3	10.7	7.6	2.2	0.8

世帯タイプ別にこれを見ると(表V-1)、非高齢の単独世帯が男女ともに他の世帯に比べて高い割合で「健康ではなかったが、いけなかった」と答えていることがわかる(表V-1)。これら世帯は、「健康であったためいく必要がなかった」とする割合も多く、結果として医療機関を利用しなかった割合がほかの世帯タイプに比べて少ない。また、高齢の単独世帯(男女ともに)、ひとり親世帯(二世帯)は他の世帯タイプに比べて「健康ではなかったが、いけなかった」とする割合が多かった。

表 V-1 医療機関の受診状況

	総数 (世帯)	いった (%)	いけなかった (%)			不詳 (%)
			小計	健康であ ったため 行く必要 がなかった	健康では なかった が、行け なかった 理由不詳	
全世帯	10,766	81.5	11.5	8.6	2.0	1.0
子どもがいない世帯						7.0
単身世帯						
単独高齢男性	255	78.8	11.8	8.6	2.7	0.4
単独高齢女性	709	83.4	11.8	8.2	2.3	1.4
単独非高齢男性	994	52.6	38.4	29.9	5.7	2.8
単独非高齢女性	697	65.7	23.8	17.4	4.4	2.0
夫婦のみ世帯						10.5
夫婦ともに高齢者	931	92.1	4.6	2.7	1.6	0.3
夫婦の一方が高齢者	341	87.1	6.2	3.8	1.8	0.6
夫婦ともに非高齢者	1,228	76.6	9.9	8.2	0.9	0.7
その他世帯						13.5
高齢者のみ世帯	108	82.4	7.4	3.7	1.9	1.9
高齢者以外も含む世帯	2,878	82.6	8.0	5.6	1.6	0.8
子どもがある世帯						9.4
二親世帯(三世帯)	500	94.8	4.0	2.8	0.8	0.4
二親世帯(二世帯)	1,786	92.8	6.0	4.7	0.6	0.7
ひとり親世帯(三世帯)	95	95.8	4.2	4.2	0.0	0.0
ひとり親世帯(二世帯)	216	88.0	11.1	7.4	2.3	1.4
その他有子世帯	28	85.7	10.7	10.7	0.0	0.0

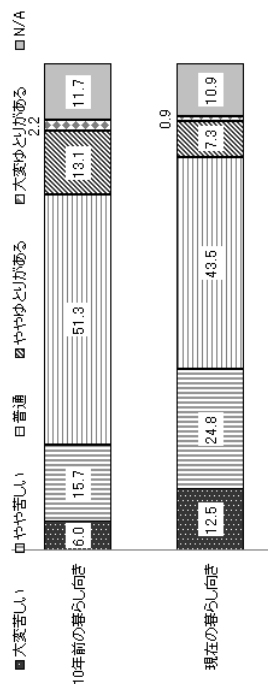
Ⅵ 生活水準の変化

1. 「暮らし向き」の状況

20歳から69歳の世帯員の「現在の暮らし向き」を見ると(図Ⅵ-1)、「大変苦しい」が12.5%、「やや苦しい」が24.8%、「普通」が43.5%、「ややゆとりがある」が7.3%、「大変ゆとりがある」が10.9%、無回答が11.7%であった。

「10年前の暮らし向き」と「現在の暮らし向き」を比べると(図Ⅵ-2)、暮らし向きが「大変苦しい」とした割合は、10年前の6.0%から現在の12.5%へ、暮らし向きが「やや苦しい」とした割合も10年前の15.7%から現在の24.8%へと増加している。逆に、「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」とした割合は、現在の方が減少している。

図Ⅵ-1 暮らし向きの変化: 10年前と現在



このような「暮らし向き」は、「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」という各々の暮らし向きを起点にして、この10年間でどのように変化したのかを見ると(表Ⅵ-1)、現在の暮らし向きの方が良くなったと感じている割合は約12.4%であるのに対して、変化がなかったとする割合は44.4%、悪くなったと感じている割合は31.5%であった(なお、不詳は11.7%)。

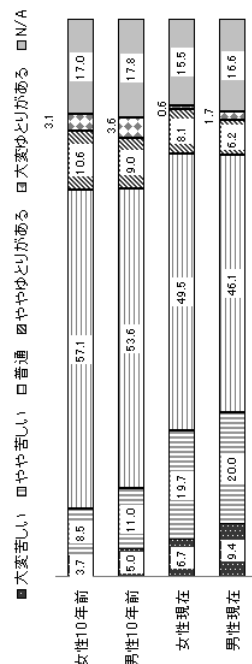
表Ⅵ-1 暮らし向きの変化: 10年前と現在 (%)

現在の暮らし向き	10年前の暮らし向き				
	大変苦しい	やや苦しい	普通	ややゆとりがある	大変ゆとりがある
大変苦しい	2.9	3.2	4.7	1.3	0.2
やや苦しい	2.0	6.8	11.8	3.5	0.3
普通	1.0	4.9	31.4	5.3	0.4
ややゆとりがある	0.1	0.8	3.3	2.8	0.1
大変ゆとりがある	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0
不詳	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
小計	6.0	15.7	51.3	13.1	2.2
小計	12.4	44.4	31.5	11.7	11.7

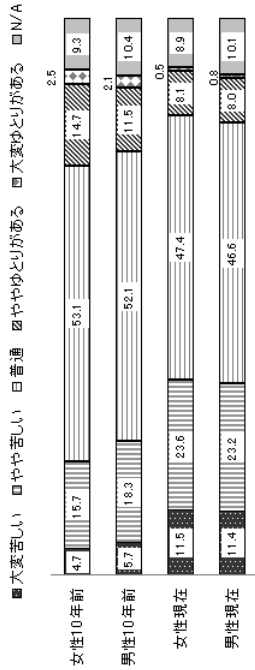
良くなった 悪くなった 変化なし

暮らし向きの変化を年齢階層別に見ると(図Ⅵ-2、図Ⅵ-3、図Ⅵ-4、図Ⅵ-5、図Ⅵ-6)、「大変苦しい」「やや苦しい」が10年前に比べて増加しており、「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」が減少している傾向は、どの年齢層においても共通に見ることができ。なお、「大変苦しい」「やや苦しい」とする割合が最も多いのは「現在の暮らし向き」10年前の暮らし向き」の両方において40歳代であり、10年前と比べて、その割合が最も増加したのも40歳代である(図Ⅵ-4)。また、20歳代では、「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」とした人がほかの年齢層に比べて少ない(図Ⅵ-2)。

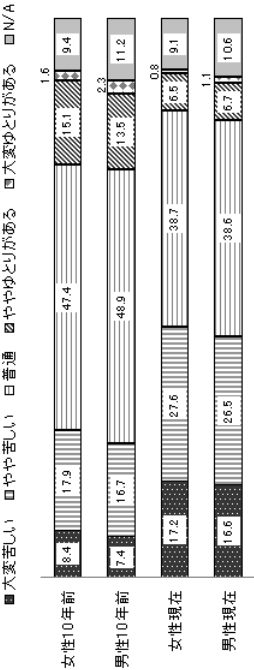
図Ⅵ-2 暮らし向きの変化: 20歳代(男女別)



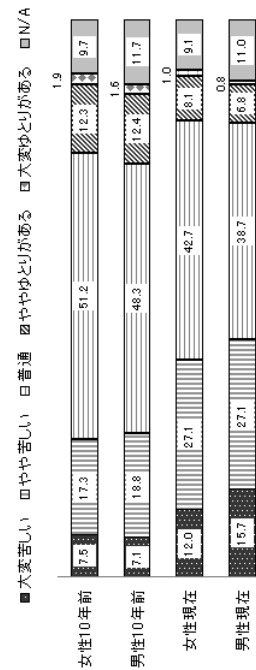
図VI-3 暮らし向きの変化:30歳代(男女別)



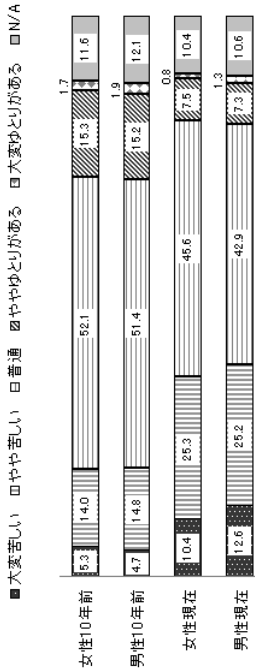
図VI-4 暮らし向きの変化:40歳代(男女別)



図VI-5 暮らし向きの変化:50歳代(男女別)



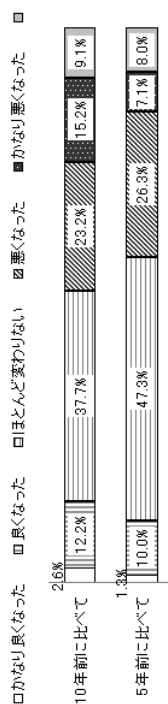
図VI-6 暮らし向きの変化:60歳代(男女別)



2. 生活の動向

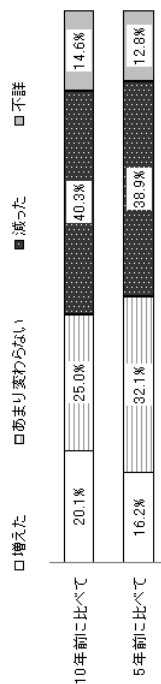
次に、20歳から69歳の世帯員の5年前、10年前と比較した生活の変化を、生活水準と収入の側面から見ると、現在の生活水準については(図VI-7)、5年前に比べて「かなり良くなった」「良くなった」とする人の割合はそれぞれ1.3%と10.0%、10年前に比べて「かなり良くなった」「良くなった」とする人の割合はそれぞれ2.8%と12.2%であった。これに対して、現在の生活水準が5年前と10年前と比べて「悪くなった」とする人の割合はそれぞれ26.3%、23.2%、「かなり悪くなった」とする人の割合もそれぞれ7.1%と15.2%であった。

図VI-7 生活水準の変化



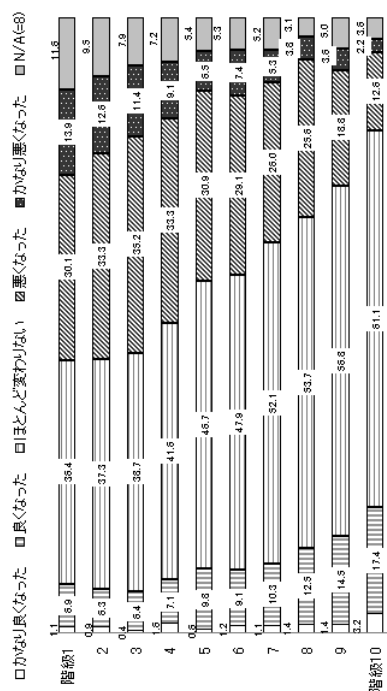
世帯員の収入の変化について見ると(図VI-8)、5年前に比べて現在の収入が「減った」とする人の割合は38.9%、10年前に比べて現在の収入が「減った」とする人は40.3%と、収入が減少したと回答している人の割合は約4割となっている。一方、「増えた」とする人は、5年前に比べて16.2%、10年前に比べて20.1%であった。

図VI-8 収入の変化

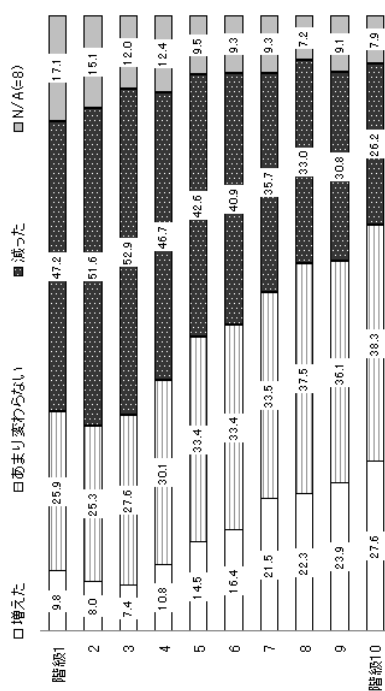


生活水準と収入それぞれの変化を等価世帯所得の所得階級別(10分位)に見ると(図VI-9、図VI-10)、生活水準と収入の状況はともに、所得階級が低い層のほうが、5年前に比べて「悪くなった」「かなり悪くなった」とする人の割合が多く、所得階級が高い層のほうが「良くなった」「変わらない」とする人の割合が多い。10年前と現在の比較でも、同様の傾向が見られる。

図VI-9 生活水準の変化(5年前に比べて)：所得階級別



図VI-10 収入の変化(5年前に比べて)：所得階級別



2. 性別・年齢別の就業状況

就業状況を年齢別に見ると、男性の就業者率は(表Ⅶ-1)、20歳代の70.4%から30歳代にかけて上昇し、30歳代から50歳代まで90%程度であるが、60歳代になると就業者率が57.4%となる。女性の場合は、年齢別の就業者率は(表Ⅶ-1)、20歳代と40歳代でやや高く、出産・育児などのイベントが集まる30歳代と、子どもの教育費負担が軽減する50歳代、60歳代で低下する、いわゆるM字曲線を示している。一方、求職者率は、男性では20歳代と60歳代で高くなっており、女性では年齢が高くなるほど低くなる傾向がある。求職者を除く無業者率は、男性では20歳代が高く、30歳代から50歳代では低いものの、60歳代で高くなっていく。女性では、20歳代から50歳代まで2割前後を移行しているものの、60歳代で大きく上昇している。

就業状況と学歴との関連について見ると(図Ⅶ-1)、男女ともに学歴が高いほど就業者率が高くなる傾向がある。男性では、就業者率は「中学校以下」で72.8%、「高校」84.1%、「短大・高専」90.6%、「大学以上」は89.4%であった。女性の就業者率は、「中学校以下」で48.8%、「高校」60.1%、「短大・高専」65.1%、「大学以上」68.2%であった。これに対して、求職者率と求職者を除く無業者率は、学歴が高いほど低くなる傾向にある。

表Ⅶ-1 性別・年齢別就業者率、求職者率、求職者を除く無業者率

性別		20-29歳		30-39歳		40-49歳		50-59歳		60-69歳	
		度数	(%)	度数	(%)	度数	(%)	度数	(%)	度数	(%)
男性	就業者率	935	70.4	1557	91.3	1,500	92.7	1,835	89.8	1,021	57.4
	求職者率	115	8.7	65	3.8	46	2.8	68	3.3	135	7.6
	求職者を除く(無業者率)	243	18.3	32	1.9	30	1.9	87	4.3	553	31.1
	無回答	36	2.7	52	3.1	42	2.6	54	2.6	71	4.0
女性	就業者率	845	66.3	1,143	61.4	1,153	72.1	1,362	63.6	618	33.7
	求職者率	119	9.3	172	9.2	134	8.4	162	7.6	140	7.6
	求職者を除く(無業者率)	264	20.7	493	26.5	269	16.8	555	25.9	992	54.2
	無回答	47	3.7	54	2.9	43	2.7	64	3.0	82	4.5

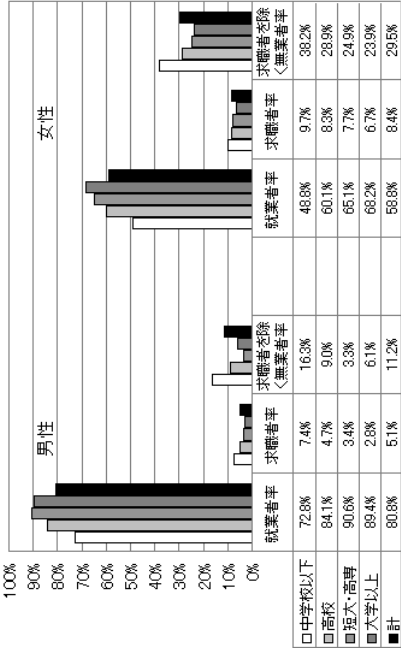
7 就業状況

1. 性別・学歴別の就業状況

20歳から69歳の世帯員(学生を含む)について男女別に現在の就業状況を見ると(図Ⅶ-1)、男性の就業者率は80.8%、女性は58.8%であった。また、仕事を探している者の割合である求職者の割合(求職者率)は、男性が5.1%、女性は8.4%であり、求職活動をしていない無業者の割合(求職者を除く無業者率、学生を含む)は男性の11.2%、女性が29.5%であった。

就業状況と学歴との関連について見ると(図Ⅶ-1)、男女ともに学歴が高いほど就業者率が高くなる傾向がある。男性では、就業者率は「中学校以下」で72.8%、「高校」84.1%、「短大・高専」90.6%、「大学以上」は89.4%であった。女性の就業者率は、「中学校以下」で48.8%、「高校」60.1%、「短大・高専」65.1%、「大学以上」68.2%であった。これに対して、求職者率と求職者を除く無業者率は、学歴が高いほど低くなる傾向にある。

図Ⅶ-1 性別・学歴別就業状況



3. 過去3年間の就業状況

調査時点(2007年)を基準に、過去3年間(2004年、2005年、2006年)の就業状況について見ると表Ⅶ-2)、現在就業している者で、2004年から2006年まで一貫して仕事をしていた「4年一貫就業」の人の割合は68.5%であった。男女別に見ると、「4年間一貫就業」であった割合は、男性 73.4%、女性 62.4%であった。

2007年現在で就業しているものの、過去3年間に非就業となる経験があった人の割合は男女計では7.5%、男性では4.9%、女性では10.7%であった。

2007年現在で求職中の者で、2006年まで一貫して就業していた者(「3年仕事」の者)の割合は男女計では34.5%、男性では43.2%、女性では29.8%であった。しかし、求職者の中で、最も多いのは「一貫非就業」であり、男女計で45.4%、男性38.5%、女性49.1%であった。

また2007年現在の求職者を除く無業の者で、2006年まで一貫して就業していた者(「3年仕事」の者)の割合は男女計で12.1%、男性では14.8%、女性では11.2%であった。しかし、最も多いのは「一貫非就業」であり、次に多いのは「3年仕事」であった。

表Ⅶ-2 性別にみた現在と過去3年間の就業状況

	全体		男性		女性	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
現在就業	13,650	100.0	7,520	100.0	6,130	100.0
4年一貫仕事	9,348	68.5	5,520	73.4	3,828	62.4
3年仕事	421	3.1	166	2.2	255	4.2
2年仕事	315	2.3	97	1.3	218	3.6
現在のみ仕事	285	2.1	106	1.4	179	2.9
無回答	3,281	24.0	1,631	21.7	1,650	26.9
現在求職中	856	100.0	296	100.0	560	100.0
3年仕事	295	34.5	128	43.2	167	29.8
2年仕事	86	10.0	25	8.4	61	10.9
1年仕事	82	9.6	27	9.1	55	9.8
一貫非就業	389	45.4	114	38.5	275	49.1
無回答	4	0.5	2	0.7	2	0.4
現在無業(求職者を除く)	2,882	100.0	661	100.0	2,021	100.0
3年仕事	325	12.1	98	14.8	227	11.2
2年仕事	149	5.6	42	6.4	107	5.3
1年仕事	174	6.5	49	7.4	125	6.2
一貫非就業	1,778	66.3	352	53.3	1,426	70.6
無回答	256	9.5	120	18.2	136	6.7

用語の説明

子ども

同居、別居、また年齢に関係なく、回答者が「子ども」とするもの。

高齢者

65歳以上の世帯員をいう。

世帯タイプ

世帯タイプは、次の分類による。なお、高齢者は65歳以上、非高齢者とは0歳から64歳の世帯員をいう。また、ここでの「子どもがある世帯」に使われる子どもの定義は、20歳未満の世帯員で、「世帯主との関係」が「世帯主(本人)」、「世帯主の配偶者」、「子の配偶者」、「孫の配偶者」でなく、かつ、世帯内に配偶者がいない者をいう。

1. 子どもがいない世帯
1. 1 単身世帯
- 単独高齢男性世帯
- 単独高齢女性世帯
- 単独非高齢男性世帯
- 単独非高齢女性世帯
1. 2 夫婦のみ世帯
- 夫婦ともに高齢者世帯
- 夫婦の一方が高齢者世帯
- 夫婦ともに非高齢者世帯
1. 3 その他世帯
- 高齢者のみ世帯
- 高齢者以外も含む世帯
2. 子どもがある世帯
- 二親世帯(三世代)
- 二親世帯(二世代)
- ひとり親世帯(三世代)
- ひとり親世帯(二世代)
- その他有子世帯

婚姻状況

婚姻状況は、次の分類による。

- 1. 有配偶 「結婚経験あり」としたもので、死別・離別経験がないもの、あるいは死別・離別経験後に「二度目以降の結婚」をしているもの
- 2. 未婚 「未婚である」としたもの
- 3. 離別・死別 「離別・死別」経験があり、その後「二度目以降の結婚」をしていないもの

所得

20歳から69歳の世帯員に、調査前年（2006年）の1年間の収入を自由記述形式で回答してもらった値。仕事からの収入、公的年金・恩給など、失業給付、親からの仕送り、子からの職理、社会保障給付（児童手当、扶養手当、特別児童扶養手当、生活保護など）、その他の収入（利息・配当・家賃・地代など）が含まれる。

等価世帯所得

20歳から69歳の世帯員の年間所得（税込）の合計値を世帯所得とし、それを世帯人数の平方根で除した値をいう。なお、20歳未満の世帯員および70歳以上の世帯員については、個人票の配布対象外であるため、所得があったとしても等価世帯所得からは除かれている。

所得階級

等価世帯所得がある世帯を10階級に区分したもの。階級1が、最低世帯所得階級、階級10が最高世帯所得階級となる。

地域ブロック

地域ブロックは、以下の分類による。

- 「北海道」北海道
- 「東北」青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
- 「北関東」茨城、栃木、群馬
- 「東京圏」埼玉、千葉、東京、神奈川
- 「中部・北陸」新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、静岡
- 「中京圏」岐阜、愛知、三重
- 「大阪圏」京都、大阪、兵庫
- 「京阪周辺」滋賀、奈良、和歌山
- 「中国」鳥取、島根、岡山、広島、山口
- 「四国」徳島、香川、愛媛、高知
- 「九州・沖縄」福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

学歴

学歴は、以下の分類による。

- 「中学校以下」中学校卒者、あるいは高校中退者、「高校」高校卒者、あるいは短大・高専中退、大学中退（大学院中退を含む）、「短大・高専」短大・高専卒者、「大学」大学卒者。

親への経済的援助

仕送り、生活費、旅行あるいはレジャーの費用、電化製品・車などの購入などを含むすべての経済的援助。

子どもに対する支出（子どもへの経済的援助）

仕送り、生活費、旅行あるいはレジャーの費用、電化製品・車などの購入などを含むすべての経済的援助。同居の場合は、学費や塾などの費用、食費、医療費、衣服費、お小遣いなどを含む。

生活費用の担い手

「本人、配偶者、両方」生活費用の主な担い手が、本人のみ、配偶者のみ、あるいは本人と配偶者のどれかである者、「父のみ」父のみであるもの、「母のみ」母のみであるもの、「父母のみ」父と母であるもの、「本人、配偶者、父、母の組み合わせ」4つの担い手のすべての組み合わせに当てはまる者で、本人と配偶者、父と母の組み合わせを除く、「祖父母、本人、配偶者、父、母の組み合わせ」祖父母を組み合わせに含む者、「公的支援」公的な支援に当てはまる者、「その他」上記の中で無回答を除いた残りの者。ただし、「公的支援」は本人の自己申告によるものであり、また、公的年金を個人所得として本人が認識している場合には「本人」「配偶者」に公的年金による生活費用も含まれる。

暮らし向き

現在および今後しばらくの間続くと思われる暮らしの経済状況、生活のようす。

生活水準

世帯または本人が購買できる財貨やサービスの量に加えて、生活のその他の諸側面（労働条件・雇用機会など、社会保障などの公共サービスなど）も考慮して、生活内容・生活状況の程度を全体的にとらえる指標・概念。

収入

税込み収入。本人のさまざまな現金収入を合計したもの。具体的には、仕事からの収入（勤労収入）、利息・配当・家賃・地代などの資産収入、公的年金・恩給・失業給付や児童手当などの社会保障による現金給付、親や子からの仕送りなどの現金収入を合計したもの。

就業状況

20歳から69歳の世帯員(学生を含む)の仕事をしているかどうかの状況で「就業者率」、「失業者率」、「無業者率」という3分類による。

「**就業者率**」現在、仕事をしている者の割合、「**求職者率**」現在、仕事をしていない(仕事を探している)者の割合、「**求職者を除く無業者率**」現在、仕事をしていない(仕事を探していない)者の割合。

現在と過去の実業状況

現在の就業状況(2007年7月1日現在)と、2004年、2005年、2006年の就業状況について「仕事をしていなかった」と回答した回数を組み合わせた分類。

- 「4年一貫就業」
現在「就業」しており、過去3年すべてに「仕事をして
いた」者、
現在「就業」しており、過去3年のうち1回「仕事をして
いなかった」者、
現在「就業」しており、過去3年のうち2回「仕事をして
いなかった」者、
現在「就業」しており、過去3年のうち3回とも「仕事
をしていなかった」者、
現在「失業」しているが、過去3年ずっと「仕事をしてい
た」者、
現在「失業」しているが、過去3年のうち1回「仕事をし
ていなかった」者、
現在「失業」しているが、過去3年のうち2回「仕事をし
ていなかった」者、
現在「失業」しているが、過去3年のうち3回とも「仕事
をしていなかった」者、
現在「無業」であるが、過去3年間ずっと「仕事をしてい
た」者、
現在「無業」であるが、過去3年間のうち1回「仕事をし
ていなかった」者、
現在「無業」であるが、過去3年間のうち2回「仕事をし
ていなかった」者、
現在「無業」であるが、過去3年のうち3回とも「仕事
をしていなかった」者。

付表Ⅱ-1 婚姻状況別、親へ経済的援助をしている者の割合：男女計

	未婚者		有配偶者		離別・死別者	
	男女計		男女計		男女計	
	総数	本人の両親 へ経済的援助をして いる割合(%)	総数	本人の両親 へ経済的援助をして いる割合(%)	総数	本人の両親 へ経済的援助をして いる割合(%)
年齢(計)	3,754	18.6	11,852	7.6	898	9.0
20～29歳	1,900	17.0	549	6.9	25	△
30～39歳	980	20.6	2,360	7.1	141	11.3
40～49歳	434	28.3	2,493	9.2	171	11.7
50～59歳	297	14.5	3,484	9.6	251	10.8
60～69歳	143	4.9	2,966	3.9	310	4.2

注) △サンプル数が十分な分析が難しいため掲載していない。配偶状況が不明の684サンプルは省略。

付表Ⅱ-2 親へ経済的援助をしていない理由(複数回答) 未婚者：男女計

	未婚者		有配偶者		有配偶者	
	男女計		男女計		男女計	
	総数	自分が経済 的援助を 受けている (%)	総数	自分が経済 的援助を 受けている (%)	総数	自分が経済 的援助を 受けている (%)
年齢(計)	2,717	19.1	8.2	46.0	16.3	1.4
20～29歳	1,433	26.7	0.6	47.9	16.3	1.7
30～39歳	681	12.8	1.2	55.2	18.6	1.5
40～49歳	275	11.6	11.6	44.7	20.7	0.0
50～59歳	215	7.0	40.5	25.6	10.7	1.8
60～69歳	113	1.8	77.9	8.9	2.7	0.9

付表Ⅱ-3 親へ経済的援助をしていない理由(複数回答) 有配偶者：男女計

	未婚者		有配偶者		有配偶者	
	男女計		男女計		男女計	
	総数	自分が経済 的援助を 受けている (%)	総数	自分が経済 的援助を 受けている (%)	総数	自分が経済 的援助を 受けている (%)
年齢(計)	10,078	1.9	30.1	44.5	8.3	1.0
20～29歳	472	5.1	1.3	65.7	14.0	1.5
30～39歳	2,092	2.8	1.7	72.8	12.0	0.6
40～49歳	2,083	2.5	7.6	55.5	14.4	0.5
50～59歳	2,861	1.5	34.0	40.0	6.0	1.7
60～69歳	2,570	0.6	72.6	13.4	1.9	0.7

付表Ⅱ-4 親へ経済的援助をしていない理由（複数回答） 離別・死別者：男女計

年齢（計）	離別・死別者：男女計									
	総数	自分か経済的援助を受けている	自分か経済的援助を受けていない	父とも母も援助を受けていない	父とも母も援助を受けていない理由	「経済的援助」すでに兄弟、親が生活保	「経済的援助」すでに兄弟、親が生活保	「経済的援助」すでに兄弟、親が生活保	「経済的援助」すでに兄弟、親が生活保	「経済的援助」すでに兄弟、親が生活保
20～29歳	741	7.4	42.0	25.1	13.8	0.8	3.8	1.2	1.2	1.2
30～39歳	119	12.6	2.5	52.1	28.6	0.8	0.8	1.7	1.7	1.7
40～49歳	136	17.6	12.5	35.3	19.9	0.0	5.1	0.7	0.7	0.7
50～59歳	201	3.5	43.8	23.9	14.9	1.5	3.5	1.5	1.5	1.5
60～69歳	269	1.9	75.5	8.2	1.9	0.7	4.8	0.7	0.7	0.7

注）△サンプル数が十分な分析が難しいため掲載していない。

付表Ⅱ-5 婚姻状況別、子どものいる割合（同居、18歳以上の子どもも含む）：男女計

年齢（計）	未婚者									
	有配偶者					離別・死別者				
	男女計					男女計				
	総数（人数）	子どものいる割合（%）	18歳未満の子どものいる割合（%）	総数（人数）	子どものいる割合（%）	18歳未満の子どものいる割合（%）	総数（人数）	子どものいる割合（%）	18歳未満の子どものいる割合（%）	総数（人数）
20～29歳	3,754	0.7	0.5	11,832	80.2	38.5	898	68.4	24.1	24.1
30～39歳	1,900	0.5	0.3	549	63.6	63.4	25	△	△	△
40～49歳	980	1.1	0.8	2,360	80.6	80.5	141	63.1	61.7	61.7
50～59歳	434	0.5	0.5	2,493	84.8	69.6	171	71.2	48.7	48.7
60～69歳	297	1.0	0.3	3,484	83.4	13.9	251	67.3	8.0	8.0
総計	143	0.7	0.0	2,966	75.2	3.2	310	67.7	3.5	3.5

注）△サンプル数が十分な分析が難しいため掲載していない。配偶状況が不詳の684サンプルは省略。

付表Ⅱ-6 婚姻状況別、子どものための支出がある割合：男女計

年齢（計）	18歳未満の子どものいる割合									
	有配偶者					離別・死別者				
	男女計					男女計				
	総数（人数）	子どものための支出がある割合（%）	子どものための支出がない割合（%）	総数（人数）	子どものための支出がある割合（%）	子どものための支出がない割合（%）	総数（人数）	子どものための支出がある割合（%）	子どものための支出がない割合（%）	総数（人数）
20～29歳	4,561	95.3	4.7	2,16	91.2	8.8	5,801	45.7	54.3	54.3
30～39歳	95.3	91.2	8.8	5,801	45.7	54.3	5,801	45.7	54.3	54.3
40～49歳	95.3	91.2	8.8	5,801	45.7	54.3	5,801	45.7	54.3	54.3
50～59歳	95.3	91.2	8.8	5,801	45.7	54.3	5,801	45.7	54.3	54.3
60～69歳	95.3	91.2	8.8	5,801	45.7	54.3	5,801	45.7	54.3	54.3

注）該当年齢の子どもの総数に対する割合。未婚者はサンプル数が少ないため省略。

付表Ⅱ-7 婚姻状況別、18歳未満の子どものための支出（年間）：男女計

年齢（計）	有配偶者									
	総数（人数）	費用有り	費用有り	費用有り	費用有り	費用有り	費用有り	費用有り	費用有り	費用有り
20～29歳	4,345	20.8	20.7	8.3	16.8	21.3	8.4	3.7	3.7	3.7
30～39歳	197	22.3	24.9	10.2	16.2	17.3	4.1	5.1	5.1	5.1
40～49歳	197	22.3	24.9	10.2	16.2	17.3	4.1	5.1	5.1	5.1
50～59歳	197	22.3	24.9	10.2	16.2	17.3	4.1	5.1	5.1	5.1
60～69歳	197	22.3	24.9	10.2	16.2	17.3	4.1	5.1	5.1	5.1

注）支出があるとした人の総数に対する割合。未婚者と配偶者不詳の場合は、サンプル数が少ないため省略。

付表Ⅱ-8 婚姻状況別、18歳以上の子どものための支出（年間）：男女計

年齢（計）	有配偶者									
	総数（人数）	費用有り	費用有り	費用有り	費用有り	費用有り	費用有り	費用有り	費用有り	費用有り
20～29歳	2,685	22.2	20.1	5.1	6.9	10.0	31.1	4.6	4.6	4.6
30～39歳	178	36.5	23.6	3.9	9.0	9.5	11.8	5.6	5.6	5.6
40～49歳	178	36.5	23.6	3.9	9.0	9.5	11.8	5.6	5.6	5.6
50～59歳	178	36.5	23.6	3.9	9.0	9.5	11.8	5.6	5.6	5.6
60～69歳	178	36.5	23.6	3.9	9.0	9.5	11.8	5.6	5.6	5.6

注）支出があるとした人の総数に対する割合。未婚者と配偶者不詳の場合は、サンプル数が少ないため省略。

付表Ⅱ-9 婚姻状況別、18歳未満の子どものための支出がない理由：男女計

年齢（計）	有配偶者									
	総数（人数）	現在、自分が援助を受けている	現在、自分が援助を受けている	現在、自分が援助を受けている	現在、自分が援助を受けている	現在、自分が援助を受けている	現在、自分が援助を受けている	現在、自分が援助を受けている	現在、自分が援助を受けている	現在、自分が援助を受けている
20～29歳	220	2.7	34.5	20.5	7.7	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
30～39歳	220	2.7	34.5	20.5	7.7	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
40～49歳	220	2.7	34.5	20.5	7.7	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
50～59歳	220	2.7	34.5	20.5	7.7	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
60～69歳	220	2.7	34.5	20.5	7.7	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9

注）離別・死別者、未婚者はサンプル数が少ないため省略。

付表Ⅱ-10 婚姻状況別、18歳以上の子どものための支出がない理由：男女計

年齢（計）	有配偶者									
	総数（人数）	現在、自分が援助を受けている	現在、自分が援助を受けている	現在、自分が援助を受けている	現在、自分が援助を受けている	現在、自分が援助を受けている	現在、自分が援助を受けている	現在、自分が援助を受けている	現在、自分が援助を受けている	現在、自分が援助を受けている
20～29歳	3,118	2.2	74.8	7.7	1.5	0.7	0.1	0.1	0.1	0.1
30～39歳	272	5.5	66.9	13.6	2.2	0.4	0.0	0.4	0.4	0.4
40～49歳	272	5.5	66.9	13.6	2.2	0.4	0.0	0.4	0.4	0.4
50～59歳	272	5.5	66.9	13.6	2.2	0.4	0.0	0.4	0.4	0.4
60～69歳	272	5.5	66.9	13.6	2.2	0.4	0.0	0.4	0.4	0.4

注）未婚者は、サンプル数が少ないため省略。

付表Ⅲ-1 現在の生活費用の担い手（65-69歳）： 男女計

	男女計	
	度数	(%)
本人、配偶者、両方	1,021	56.6
父のみ	4	0.2
母のみ	4	0.2
父母のみ	2	0.1
本人、配偶者、父、母の組合せ	0	0.0
祖父母、本人、配偶者、父、母の組合せ	2	0.1
公的支援を含む組合せ	115	6.4
その他	23	1.3
無回答	633	35.1

付表Ⅲ-2 現在の生活費用の担い手と主な収入の財源（65-69歳）： 男女計

	勤労収入のみ		勤労収入+社 会保険等		社会保険等 +収入以外		無回答	非該当	その他	合計
	度数	(%)	度数	(%)	度数	(%)				
男女計	112	11.0	95	9.3	253	24.8	495	25	40	1,021
本人、配偶者、両方	110		93		248		485	2.4	3.9	0.1

付表Ⅲ-3 現在の生活費用の担い手（20-39歳）： 男女計

	20-24歳		25-29歳		30-34歳		35-39歳	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
・ 本人、配偶者、両方	383	30.4	758	56.4	1,214	69.8	1,343	73.4
・ 父のみ	286	22.7	109	8.1	88	5.1	66	3.6
・ 母のみ	34	2.7	16	1.2	31	1.8	22	1.2
・ 父母のみ	127	10.1	87	6.5	45	2.6	25	1.4
・ 本人、配偶者、父、母の組合せ	57	4.5	53	3.9	48	2.8	29	1.6
・ 祖父母、本人、配偶者、父、母の組合せ	31	2.5	9	0.7	6	0.3	2	0.1
・ 公的支援を含む組合せ	17	1.3	12	0.9	16	0.9	26	1.4
・ その他	103	8.2	54	4.0	40	2.3	29	1.6
・ 無回答	222	17.6	246	18.3	251	14.4	287	15.7
合計	1,260		1,344		1,739		1,829	

付表Ⅲ-4 15歳時の生活費用の担い手の変化： 男女計

	20-29歳		30-39歳		40-49歳		50-59歳		60-69歳	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
・ 本人、配偶者、両方	5	0.2	23	0.6	32	1.0	127	3.0	139	3.8
・ 父のみ	1174	45.1	1686	47.3	1512	47.0	2024	48.3	1495	41.4
・ 母のみ	96	3.7	207	5.8	178	5.5	237	5.7	272	7.5
・ 父母のみ	719	27.6	1005	28.2	782	24.3	699	16.7	410	11.4
・ 本人、配偶者、父、母の組合せ	2	0.1	7	0.2	2	0.1	7	0.2	14	0.4
・ 本人、配偶者、父、母の組合せ	118	4.5	78	2.2	49	1.5	47	1.1	42	1.2
・ 祖父母、本人、配偶者、父、母の組合せ	23	0.9	23	0.6	15	0.5	7	0.2	4	0.1
・ 公的支援を含む組合せ	59	2.3	52	1.5	62	1.9	115	2.7	168	4.7
・ その他	408	15.7	487	13.6	585	18.2	924	22.1	1068	29.6
・ 無回答										
合計	2,604		3,568		3,217		4,187		3,612	

等面世帯所得	10分位		よくあつた	どきどきあつた	まれにあつた	まったくなかつた	不詳
	総数	(%)					
総数	7,882	2.2	4.4	8.5	78.4	6.5	
階級1	788	4.3	8.1	10.5	67.9	9.1	
階級2	788	4.4	8.1	10.5	67.9	9.1	
階級3	788	5.2	7.0	11.2	69.3	7.6	
階級4	788	2.2	6.3	10.3	69.3	7.4	
階級5	788	1.5	3.2	9.1	81.0	5.3	
階級6	788	2.2	4.2	9.0	80.5	4.2	
階級7	788	0.6	2.7	7.0	83.6	6.1	
階級8	788	0.6	1.8	5.7	86.3	5.6	
階級9	788	0.5	1.3	3.9	87.8	6.5	
階級10	790	0.3	1.0	2.7	88.1	8.0	

付表Ⅳ-2 所得階級別、衣料が買えなかった経験

等面世帯所得	10分位		よくあつた	どきどきあつた	まれにあつた	まったくなかつた	不詳
	総数	(%)					
総数	7,882	3.3	5.6	11.7	72.9	6.6	
階級1	788	6.3	9.3	14.5	60.8	9.1	
階級2	788	5.6	10.8	15.7	60.2	7.7	
階級3	788	6.9	9.5	15.0	61.0	7.6	
階級4	788	4.9	6.7	13.7	68.8	5.8	
階級5	788	2.5	5.6	13.8	72.8	5.2	
階級6	788	2.5	4.8	15.6	73.0	4.1	
階級7	788	1.8	3.6	8.4	80.3	6.0	
階級8	788	1.3	2.0	9.8	81.5	5.5	
階級9	788	0.6	1.8	6.6	83.8	7.2	
階級10	790	0.5	1.8	3.5	86.5	7.7	

付表Ⅳ-3 賃貸住宅費、住宅ローン、その他債務 該当支出の世帯割合

	賃貸住宅費		住宅ローン		その他債務				
	該当世帯 数	未払い経 験世帯 (%)	該当世帯 数	未払い経 験世帯 (%)	該当世帯 数	未払い経 験世帯 (%)			
全世帯	5,112	47.5	6.1	4,614	42.9	4,791	44.5	10.3	
子どもがない世帯									
単身世帯									
単独高齢男性	144	56.5	9.7	89	34.9	1.1	115	45.1	10.4
単独高齢女性	314	44.3	5.1	178	25.1	1.1	200	28.2	3.0
単独非高齢男性	716	72.0	9.1	361	38.3	3.6	473	47.6	13.5
単独非高齢女性	488	70.0	6.6	275	38.5	1.8	331	47.5	10.6
夫婦のみ世帯									
夫婦ともに高齢者	291	31.3	3.1	241	25.9	2.5	267	28.7	6.0
夫婦の一方が高齢者	119	34.9	5.9	110	32.3	2.7	118	34.6	4.2
夫婦ともに非高齢者	676	55.0	3.6	576	46.9	3.3	590	48.0	8.0
その他世帯									
高齢者のみ世帯	37	34.3	2.7	34	31.5	0.0	29	26.9	6.9
高齢者以外も含む世帯	1,131	39.3	4.7	1,317	45.8	3.4	1,293	44.9	9.4
子どもがある世帯									
二親世帯（三世帯）	119	23.8	4.2	244	48.8	4.1	220	44.0	10.5
三親世帯（二世帯）	883	40.4	6.0	1,060	59.4	2.3	998	55.9	12.6
ひとり親世帯（三世帯）	32	33.7	12.5	37	38.9	5.4	43	45.3	11.6
ひとり親世帯（二世帯）	147	68.1	18.4	77	35.6	2.6	97	44.9	25.8
その他親子世帯	15	53.6	13.3	15	53.6	6.7	17	60.7	23.5

付表Ⅳ-4 賃貸住宅費、住宅ローン、その他債務 該当支出の世帯割合（所得階級別）

等価世帯所得 10分位	賃貸住宅費			住宅ローン			その他債務		
	該当世帯数	未払い経年世帯に占める割合（％）		該当世帯数	未払い経年世帯に占める割合（％）		該当世帯数	未払い経年世帯に占める割合（％）	
		全世帯に占める割合（％）	未払い経年世帯に占める割合（％）		全世帯に占める割合（％）	未払い経年世帯に占める割合（％）		全世帯に占める割合（％）	未払い経年世帯に占める割合（％）
総数	3,642	46.2	6.4	3,539	44.9	3.2	3,642	46.2	11.2
階級1	334	42.4	14.1	313	39.7	5.4	334	42.4	14.1
階級2	343	43.5	14.6	270	34.3	4.1	343	43.5	21.0
階級3	379	48.1	12.9	327	41.5	4.0	379	48.1	16.6
階級4	335	42.5	6.9	304	38.6	5.3	335	42.5	14.9
階級5	363	46.1	4.4	349	44.3	2.3	363	46.1	9.4
階級6	368	46.7	5.4	365	46.3	3.8	368	46.7	14.1
階級7	382	48.5	3.4	372	47.2	3.5	382	48.5	11.3
階級8	373	47.3	2.4	408	51.8	2.9	373	47.3	5.4
階級9	412	52.3	0.7	423	53.7	1.2	412	52.3	3.9
階級10	353	44.7	0.8	408	51.6	0.7	353	44.7	2.8

付表Ⅳ-5 賃貸住宅費、住宅ローン、その他債務 該当支出の世帯割合（地域ブロック別）

都道府県	賃貸住宅費			住宅ローン			その他債務		
	該当世帯数	未払い経年世帯に占める割合（％）		該当世帯数	未払い経年世帯に占める割合（％）		該当世帯数	未払い経年世帯に占める割合（％）	
		全世帯に占める割合（％）	未払い経年世帯に占める割合（％）		全世帯に占める割合（％）	未払い経年世帯に占める割合（％）		全世帯に占める割合（％）	未払い経年世帯に占める割合（％）
総数	5,112	47.5	6.1	4,614	42.9	2.9	4,791	44.5	10.3
北海道	244	50.3	13.9	219	45.2	3.7	238	49.1	13.0
東北	352	47.8	6.3	363	49.3	2.8	362	49.1	12.4
関東	309	44.1	3.6	300	42.8	3.7	300	42.8	10.7
中部	1,423	53.2	6.1	1,126	42.1	2.0	1,204	45.0	8.9
近畿	411	40.5	4.4	435	42.9	3.9	417	41.1	9.4
中国	485	43.8	4.9	466	42.1	2.8	464	41.9	8.6
四国	673	48.1	5.8	633	46.2	2.1	624	45.5	11.1
沖縄	105	52.2	6.7	92	45.8	4.3	106	52.7	10.4
北海道	298	40.1	3.4	287	38.6	2.8	323	43.5	10.2
東北	135	39.0	4.4	124	35.8	3.2	129	37.3	12.4
関東	677	48.8	8.0	569	41.1	3.9	624	45.0	11.1

付表Ⅴ-1 年齢別就業状況：男女計

男女計	20-29歳		30-39歳		40-49歳		50-59歳		60-69歳	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
就業者率	1,780	88.4	2,700	78.6	2,653	83.8	3,197	78.6	1,639	48.5
求職者率	234	9.0	237	7.8	180	7.0	230	6.3	275	7.6
求職者を除く無業者率	507	19.5	525	25.0	299	15.3	642	23.0	1,545	45.9
無回答	83	3.3	106	3.0	85	2.6	118	2.8	153	4.3

資料2

新成長戦略(基本方針)について

■ 内閣 2009年12月30日 ■

政府は平成21年12月30日に、「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ」を閣議決定した。「成長戦略により新たな需要・雇用をつくる」道を歩むことを掲げ、医療・介護・健康関連産業を日本の成長牽引産業として明確に位置づけている。

新成長戦略（基本方針）
～輝きのある日本へ～

2009年12月30日

「新成長戦略（基本方針）」について

平成21年12月30日
閣議決定

「新成長戦略（基本方針）」を別紙のとおり定める。

【目 次】

1. 「新需要創造・リーダーシップ宣言」	1
（100年に一度のチャンス）	1
（二つの呪縛）	2
（第三の道：成長戦略で新たな需要・雇用をつくる）	2
（課題解決型国家を目指して：二つのイノベーション）	3
（輝きを取り戻すために）	4
2. 6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果	5
強みを活かす成長分野	5
（1）グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大戦略 （「世界最高の技術」を活かす）	5
（総合的な政策パッケージにより世界ナンバーワンの環境・エネルギー大國へ）	6
（グリーン・イノベーションによる成長とそれを支える資源確保の推進）	6
（快適性・生活の質の向上によるライフスタイルの変革）	7
（老朽化した建築物の建替え・改修の促進等による「緑の都市」化）	7
（地方から経済社会構造を革新するモデル）	7
（2）ライフ・イノベーションによる健康大戦略	8
（医療・介護・健康関連産業を成長牽引産業へ）	8
（日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発推進）	9
（アジア等海外市場への展開促進）	9
（バリアフリー住宅の供給促進）	9
（不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化）	9
（地域における高齢者の安心な暮らしの実現）	10

フロンティアの開拓による成長	11
（3）アジア経済戦略	11
～「架け橋国家」として成長する国・日本～	11
（日本の強みを大いに活かすアジア市場）	11
（アジアの「架け橋」としての日本）	11
（切れ目ないアジア市場の創出）	12
（日本の「安全・安心」等の制度のアジア展開）	12
（日本の「安全・安心」等の技術のアジアそして世界への普及）	12
（アジア市場一体化のための国内改革、日本と世界とのヒト・モノ・カネの流れ倍増）	13
（「アジア所得倍増」を通じた成長機会の拡大）	13
（4）親光立国・地域活性化戦略	14
～親光立国の推進～	14
（親光は少子高齢化時代の地域活性化の切り札）	14
（訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人に）	14
（休暇取得の分散化等）	15
～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～	15
（地域政策の方向転換）	15
（緑の分権改革等）	16
（定住自立圏構想の推進等）	16
（大都市の再生）	16
（社会資本ストックの戦略的維持管理等）	17
～農林水産分野の成長産業化～	17
（課題が山積する農林水産分野）	18
（「地域資源」の活用と技術開発による成長潜在力の発揮）	18
（森林・林業の再生）	18
（検査協議や販売ルートの開拓等を通じた輸出の拡大）	18
（幅広い視点に立った「食」に関する将来ビジョンの策定）	19
～ストック重視の住宅政策への転換～	19
（住宅投資の活性化）	19

新成長戦略（基本方針）

1. 「新需要創造・リーダーシップ宣言」

(100年に一度のチャンス)

私たちは今、長い衰退のトンネルの中にいる。90年代初頭のバブル崩壊から約20年、日本の経済は低迷を続けている。成長度合いでは、アジア各国、アメリカを始め欧米諸国にも大きく遅れをとった。経済は閉塞感に見舞われ、国民はかつての自信を失い、将来への漠たる不安に萎縮している。国全体が輝きを失いつつある。

戦後、日本は奇跡の経済成長を成し遂げた。その背景には、経済大国アメリカという目標があった。国民も企業も、そして政治家、官僚も経済大国を目指すという共通目標に向かって総力を挙げた。その結果が、世界第二位の経済大国の実現だった。しかし、一人当たりGDPでアメリカを追い越した80年代、バブルを迎え、そしてバブルは崩壊した。「坂の上の雲」を夢見て山に登り、その頂上に立った途端、この国は目標を見失った。

今、私たちの目前には大きな課題が迫っている。金融市場の暴走の結果としての「リーマンショック」は、我が国の産業界、そして一人一人の生活に大きな傷跡を残した。税収が国債発行額を下回り、財政上は65年前の終戦当時の状況にまで悪化している。そして、急激な速度で少子高齢社会に突入している。

失敗の本質は何か。それは政治のリーダーシップ、実行力の欠如だ。過去10年間で、旧政権において10本を優に越える「戦略」が世に送り出され、実行されないうちに葬り去られてきた。その一方で、政官業の癒着構造の中で、対症療法的な対策が続いてきた。

今、最も必要なのは、日本の将来ビジョンを明確に国民に示した上で国民的合意を形成し、その目標に向かって政策を推し進めることのできる政治的リーダーシップだ。100年に一度といわれる経済危機の中で、国民は旧来の「しがらみ」を脱ぎ捨て、自らの投票行動で民主党・鳩山政権を選んだ。新政権の誕生は、国民のための経済の実現に向けて舵を切る、100年に一度のチャンスである。

1

(中古住宅の流通市場、リフォーム市場等の環境整備)	19
(住宅・建築物の耐震改修の促進)	20

成長を支えるプラットフォーム

(5) 科学・技術立国戦略	21
～「知識」と「人材」のあふれる国・日本～	21
(科学・技術力による成長力の強化)	21
(研究環境・イノベーション創出条件の整備、推進体制の強化)	21

～IT立国・日本～	22
(情報通信技術は新たなイノベーションを生む基盤)	22
(情報通信技術の利活用による国民生活向上・国際競争力強化)	22

(6) 雇用・人材戦略	23
～「出番」と「居場所」のある国・日本～	23
(雇用が内需拡大と成長を支える)	23
(国民参加と「新しい公共」の支援)	24
(成長を支える「トランポリン型社会」の構築)	24
(地域雇用創造と「ディーセント・ワーク」の実現)	24

～子どもの笑顔あふれる国・日本～	25
(子どもは成長の源泉)	25
(人口減少と超高齢化の中での活力の維持)	25
(質の高い教育による厚い人材層)	26

3. 豊かな国民生活の実現を目指した経済運営と今後の進め方

(1) マクロ経済運営	28
(2) 新たな成長戦略の取りまとめに向けた今後の進め方	29
(目標・施策の具体化・追加)	29
(「成長戦略実行計画（工程表）」の策定と政策実現の確保)	29

康、観光の三分野で100兆円超の「新たな需要の創造」により雇用を生み、国民生活の向上に主眼を置く「新成長戦略」である。

「坂の上の雲」を目指した「途上国型」の経済運営ではなく、地球規模の課題を解決する「課題解決型国家」として、アジアと共に生きる国の形を実現する。

2008年に発生したアメリカ発の金融危機は世界経済の構造を変えた。アメリカを中心に需要が世界的に暴落した今、これまでどおりにモノを作って売ろうにも、それを吸収する需要が存在しない。私たちは、この新しい現実に対応しなければならない。

日本経済の現状を見た時、確かに国内において需給ギャップは存在する。2007年度に515兆円に到達した我が国の名目GDPは473兆円（2009年度）にまで減少する見込みである。しかし、国民生活の課題に正面から向き合った時、その課題解決の先には潜在的な需要が満ち満ちている。

（課題解決型国家を目指して：二つのイノベーション）

第一の課題は、地球温暖化（エネルギー）対策である。世界最高水準の低炭素型社会の実現に向けて社会全体が動き出すことにより、生活関連や運輸部門、まちづくりなど幅広い分野で新しい需要が生まれる。

第二の課題は少子高齢化対策である。「子育てに安心」、「心身ともに健やかで長寿を迎えたい」という人類共通の目標を達成するため、健康大国日本の実現を目指す。こうした課題への処方箋を示すことが、社会変革と新たな価値を育み、結果として雇用を創り出す。

日本が世界に先駆けて課題を解決する「モデル国」となることは、我が国の研究開発力や企業の体質の強化に直結する。需要の創造と供給力の強化の好循環を作り出すことが、デフレ脱却に欠かせない。

こうした体制を作り出す政府の役割も成長戦略の鍵となる。「グリーン・イノベーション」、「ライフ・イノベーション」などを戦略的なイノベーション分野として人材育成や技術開発を後押しするほか、需要を創造する、同時に、利用者の立場に立った、社会ルールの変更に取り組む。そして、政府は新たな分野に挑戦する人々を支援する。財政措置に過度に依存するのではなく、

3

（二つの呪縛）

我が国の経済政策の呪縛となってきたのは、二つの道による成功体験である。

第一の道は、公共事業による経済成長だ。戦後から高度成長の60年代、70年代にかけては、公共事業での国づくり・まちづくりが、将来ビジョンを示す「成長戦略」として有効であった。生産性の低い農村地帯から都会に労働者が流入し、より生産性の高い製造業などに就職することによって消費＝需要も拡大し、日本経済が拡大した。国全体の総需要が拡大する中で、新幹線、高速道路を中心とする交通インフラは投資効果が大きく、それ自体が日本経済の成長に大きく寄与した。

しかしながら、80年代に入りインフラが整ってくると、大都市で得られた税収を画一的な公共事業で地方に工事費の形で配分する仕組みが「土建型国家モデル」として定着し、政治家と官僚による利益分配構造、税金のピンハネ構造を生み出した。公共事業は、農村地域の雇用維持や都市と農村の格差縮小にはつながったが、地域独自の経済・生活基盤を喪失させた。結果として、日本全体の経済成長にはつながらず、巨額の財政赤字を積み上げることとなった。

第二の道が2000年代の「構造改革」の名の下に進められた、供給サイドの生産性向上による成長戦略である。規制緩和や労働市場の自由化を進めるなど市場原理を活用し、企業の生産性を高めることで経済成長を目指す政策で、同時に公的金融の民営化も進められた。

しかしながら、一部の企業が生産性の向上に成功したものの、選ばれた企業のみが富が集中し、中小企業の廃業は増加。金融の機能強化にもつながらなかった。国民全体の所得も向上せず、実感のない成長と需要の低迷が続いた。いわゆる「ワーキングプア」に代表される格差拡大も社会問題化し、国民全体の成長力を低下させることとなった。

（第三の道：成長戦略で新たな需要・雇用をつくる）

私たちは、公共事業・財政頼みの「第一の道」、行き過ぎた市場原理主義の「第二の道」でもない、「第三の道」を進む。それは、2020年までに環境、健

2

2. 6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

日本は、世界に冠たる健康長寿国であり、環境大国、科学・技術立国、治安の良い国というブランドを有している。こうした日本が元来持つ強み、個人金融資産（1,400兆円）や住宅・土地等実物資産（1,000兆円）を活かしつつ、アジア、地域を成長のフロンティアと位置付けて取り組めば、成長の機会是十分存在する。また、我が国は、自然、文化遺産、多様な地域性等豊富な観光資源を有しており、観光のポテンシャルは極めて高い。さらに、科学・技術、雇用・人材は、成長を支えるプラットフォームであり、持続的な成長のためには長期的視点に立った戦略が必要である。

以上の観点から、我が国の新成長戦略を、

- ・強みを活かす成長分野（環境・エネルギー、健康）、
- ・フロンティアの開拓による成長分野（アジア・観光・地域活性化）、
- ・成長を支えるプラットフォーム（科学・技術、雇用・人材）

として、2020年までに達成すべき目標と、主な施策を中心に方向性を明確にする。

強みを活かす成長分野

（1）グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー・大国戦略

【2020年までの目標】

『50兆円超の環境関連新規市場』、『140万人の環境分野の新規雇用』、『日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を13億トン以上とすること（日本全体の総排出量に相当）を目標とする』

【主な施策】

- 電力の固定価格買取制度の拡充等による再生可能エネルギーの普及
- エコ住宅、ヒートポンプ等の普及による住宅・オフィス等のゼロエミッション化
- 蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化など、革新的技術開発の促進
- 規制改革、税制のグリーン化を含めた総合的な政策パッケージを活用した低炭素社会実現に向けての集中投資事業の実施

国内外の金融資産の活用を促しつつ、市場創造型の「ルールの改善」と「支援」のベストミックスを追求する。

私たちは、社会変革につながる技術・システムのアジア地域など海外への展開を図る。日本発の「課題解決型の処方箋の輸出」（システム輸出）によるアジア需要の創造と言っても良い。世界の成長センターであるアジアの活力を取り込み、アジアと共に生きることが、新しい日本の活力の源となる。世界に開かれた魅力ある国に変わるため、ヒト、モノ、カネの玄関口となる空港や港湾などの公共インフラを選択し、集中投資する。

（輝きを取り戻すために）

「戦に敗れたこと自体は必ずしも不幸ではない。問題は国民がそれをいかに受け取り、それにいかなる自覚を持って新たに立ち向かうかにある。」

第二次世界大戦の終戦を迎えた1945年、東京大学総長だった南原繁氏は戦争からの帰還学生歓迎の辞で、「希望を持って、理想を見失うな。」と呼びかけ、新しい日本の建設を訴えた。

あれから65年。再び大きな試練を迎えた今こそ、経世済民の原点に立ち戻り、生活に安心と真の豊かさを国民に取り戻さなくてはいけない。私たちは、幸福度や満足度といった新たな指標、価値観も提案する。成長戦略を実現する中で、まちおこし、文化・芸術など「新しい公共」の担い手を育て、誰もが居場所のある国にする。

「人間のための経済社会」を世界に発信する。これが新政権の歴史的な使命である。

歴史は自らこれを創造しなくてはならない。
再び、この国が輝きを取り戻すために――。

2020年、10年先を見据えて、私たちは、「新成長戦略」を実行する。

（「世界最高の技術」を活かす）

我が国は高度成長期の負の側面である公害問題や二度にわたる石油危機を技術革新の契機として活用することで克服し、世界最高の環境技術を獲得するに至った。

ところが今日では、数年前まで世界一を誇った太陽光発電が今ではドイツ・スペインの後塵を拝していることに象徴されるように、国際競争戦略なき環境政策によって、我が国が本来持つ環境分野での強みを、必ずしも活かすことができなくなっている。

（総合的な政策パッケージにより世界ナンバーワンの環境・エネルギー大国へ）

気候変動問題は、もはや個々の要素技術で対応できる範囲を超えており、新たな制度設計や制度の変更、新たな規制・規制緩和などの総合的な政策パッケージにより、低炭素社会づくりを推進するとともに、環境技術・製品の急速な普及拡大を後押しすることが不可欠である。

したがって、グリーン・イノベーション（環境エネルギー分野革新）の促進や総合的な政策パッケージによって、我が国のトップレベルの環境技術を普及・促進し、世界ナンバーワンの「環境・エネルギー大国」を目指す。

このため、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年に、温室効果ガスを1990年比で25%削減するとの目標を掲げ、あらゆる政策を総動員した「チャレンジ25」の取組を推進する。

（グリーン・イノベーションによる成長とそれを支える資源確保の推進）

電力の固定価格買取制度の拡充等による再生可能エネルギー（太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱等）の普及拡大支援策や、低炭素投資の促進、情報通信技術の活用等を通じて日本の経済社会を低炭素型に革新する。安全を第一として、国民の理解と信頼を得ながら、原子力利用について着実に取り組む。

蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前進を行う。さらに、モーターシフトの推

6

進、省エネ家電の普及等により、運輸・家庭部門での総合的な温室効果ガス削減を実現する。

電力供給側と電力ユーザー側を情報システムでつなぐ日本型スマートグリッドにより効率的な電力需給を実現し、家庭における関連機器等の新たな需要を喚起することで、成長産業として振興を図る。さらに、成長する海外の関連市場の獲得を支援する。

リサイクルの推進による国内資源の循環的な利用の徹底や、レアメタル、レアアース等の代替材料などの技術開発を推進するとともに、総合的な資源エネルギー確保戦略を推進する。

（快適性・生活の質の向上によるライフスタイルの変革）

エコ住宅の普及、再生可能エネルギーの利用拡大や、ヒートポンプの普及拡大、LEDや有機ELなどの次世代照明の100%化の実現などにより、住宅・オフィス等のゼロエミッション化を推進する。これはまた、居住空間の快適性・生活の質を高めることにも直結し、人々のライフスタイルを自発的に低炭素型へと転換させる大きなきっかけとなる。

こうした家庭部門でのゼロエミッション化を進めるため、各家庭にアドバイスをする「環境コンシェルジュ制度」を創設する。

（老朽化した建築物の建替え・改修の促進等による「緑の都市」化）

日本の都市を、温室効果ガスの排出が少ない「緑の都市」としていくため、中長期的な環境基準の在り方を明らかにしていくとともに、都市計画の在り方や都市再生・再開発の在り方を環境・低炭素化の観点から抜本的に見直す。

老朽化し、温室効果ガスの排出や安全性の面で問題を抱えるオフィスビル等の再開発・建替えや改修を促進するため、必要な規制緩和措置や支援策を講じる。

（地方から経済社会構造を変革するモデル）

公共交通の利用促進等による都市・地域構造の低炭素化、再生可能エネルギーやそれを支えるスマートグリッドの構築、適正な資源リサイクルの徹底、情報通信技術の活用、住宅等のゼロエミッション化など、エコ社会形成の取

7

組を支援する。そのため、規制改革、税制のグリーン化を含めた総合的な政策パッケージを活用しながら、環境、健康、観光を柱とする集中投資事業を行い、自立した地方からの持続可能な経済社会構造の変革を実現する第一歩を踏み出す。

これらの施策を総合的に実施することにより、2020年までに50兆円超の環境関連新規市場、140万人の環境分野の新規雇用、日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガスの削減を13億トン以上とすること（日本全体の総排出量に相当）を目標とする。

（2）ライフ・イノベーションによる健康大国戦略

【2020年までの目標】

『医療・介護・健康関連サービスの需要に見合った産業育成と雇用の創出、新規市場約45兆円、新規雇用約280万人』

【主な施策】

- 医療・介護・健康関連産業の成長産業化
- 日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発推進
- 医療・介護・健康関連産業のアジア等海外市場への展開促進
- バリアフリー住宅の供給促進
- 医療・介護サービスの基盤強化

（医療・介護・健康関連産業を成長牽引産業へ）

我が国は、国民皆保険制度の下、低コストで質の高い医療サービスを国民に提供してきた結果、世界一の健康長寿国となった。世界のフロンティアを進む日本の高齢化は、ライフ・イノベーション（医療・介護分野革新）を力強く推進することにより新たなサービス成長産業と新・ものづくり産業を育てるチャンスでもある。

したがって、高い成長と雇用創出が見込める医療・介護・健康関連産業を日本の成長牽引産業として明確に位置付けるとともに、民間事業者等の新たなサービス主体の参入も促進し、安全の確保や質の向上を図りながら、利用

者本位の多様なサービスが提供できる体制を構築する。誰もが必要なサービスにアクセスできる体制を維持しながら、そのために必要な制度・ルールの変更等を進める。

（日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発推進）

安全性が高く優れた日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発を推進する。産官学が一体となった取組や、創薬ベンチャーの育成を推進し、新薬、再生医療等の先端医療技術、情報通信技術を駆使した遠隔医療システム、ものづくり技術を活用した高齢者用パーソナルモビリティ、医療・介護ロボット等の研究開発・実用化を促進する。その前提として、ドラッグラグ、デバイスラグの解消は喫緊の課題であり、治験環境の整備、承認審査の迅速化を進める。

（アジア等海外市場への展開促進）

医療・介護・健康関連産業は、今後、高齢社会を迎えるアジア諸国等においても高い成長が見込まれる。医薬品等の海外販売やアジアの富裕層等を対象とした健診、治療等の医療及び関連サービスを観光とも連携して促進していく。また、成長するアジア市場との連携（共同の臨床研究・治験拠点の構築等）も目指していく。

（バリアフリー住宅の供給促進）

今後、一人暮らしや介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、高齢者が居住する住宅内での安全な移動の確保や転倒防止、介助者の負担軽減等のため、手すりの設置や屋内の段差解消等、住宅のバリアフリー化の促進が急務である。このため、バリアフリー性能が優れた住宅取得や、バリアフリー改修促進のための支援を充実するとともに、民間事業者等による高齢者向けのバリアフリー化された賃貸住宅の供給促進等に重点的に取り組む。

（不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化）

高齢者が元気に活動している姿は、健全な社会の象徴であり、経済成長の礎である。しかし、既存の制度や供給体制は、近年の急速な高齢化や医療技

フロンティアの開拓による成長

（3）アジア経済戦略

【2020年までの目標】

『アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を構築』、『アジアの成長を取り込むための国内改革の推進、ヒト・モノ・カネの流れ倍増』、『アジアの所得倍増』を通じた成長機会の拡大

【主な施策】

- 2010年のAPECホスト国として貿易・投資の自由化を積極的に推進、我が国としてのFTAAPの道筋（ロードマップ）策定
- アジア諸国と共同で日本の「安全・安心」の国際標準化を推進
- 官民あげての鉄道、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や環境共生型都市の開発
- 羽田の24時間国際拠点空港化やオープン・スカイ構想の推進、ポスト・パナマックス船対応の国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備
- ヒト・モノ・カネの流れを阻害する規制の大胆な見直し

～「架け橋国家」として成長する国・日本～

（日本の強みを大いに活かしようアジア市場）

近年、アジア諸国は、日本企業と共に産業集積を形成し、豊富で勤勉な労働力を背景に力強く、急速な成長を遂げてきた。アジア各国は昨今のサブプライムローン問題に端を発した金融危機にも適切に対応し、今や世界経済の牽引役として堅調な経済回復をみせている。特にアジアにおける中間所得者層の成長が著しいこと、また、環境問題や都市化等、我が国が先に直面し、克服してきた制約要因や課題を抱えながら成長していることは、日本にとって、大きなビジネス機会である。

（アジアの「架け橋」としての日本）

今日のアジアの著しい成長を更に着実なものとしつつ、アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるためには、日本がこれまでの経済発展の過程で学んだ多くの経験をアジア諸国と共有し、日本がアジアの成長の「架け橋」

11

術の進歩、それに伴う多様で質の高いサービスへの需要の高まり等の環境変化に十分に対応できていない。高齢者が将来の不安を払拭し、不安のための貯蓄から、生涯を楽しむための支出を行えるように医療・介護サービスの基盤を強化する。

具体的には、医師養成数の増加、勤務環境や処遇の改善による勤務医や医療・介護従事者の確保とともに、医療・介護従事者間の役割分担を見直す。また、医療機関の機能分化と高度・専門的医療の集約化、介護施設、居住系サービスの増加を加速させ、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を整備する。

（地域における高齢者の安心な暮らしの実現）

医療、介護は地域密着型のサービス産業であり、地方の経済、内需を支えている。住み慣れた地域で生涯を過ごしたいと願っている高齢者は多く、地域主導による地域医療の再生を図ることが、これからの地域社会において重要である。具体的には、医療・介護・健康関連サービス提供者のネットワーク化による連携と、情報通信技術の活用による在宅での生活支援ツールの整備などを進め、そこに暮らす高齢者が自らの希望するサービスを受けることができる社会を構築する。

高齢者が安心して健康な生活が送れるようになることで、生涯学習や、教養・知識を吸収するための旅行など、新たなシニア向けサービスの需要も創出される。また、高齢者の起業や雇用にもつながるほか、高齢者が有する技術・知識等が次世代へも継承される。こうした好循環を可能とする環境を整備していく。

これらの施策を進めるとともに、持続可能な社会保障制度の実現に向けた改革を進めることで、超高齢社会に対応した社会システムを構築し、2020年までに医療・介護・健康関連サービスの需要に見合った産業育成と雇用の創出により、新規市場約45兆円、新規雇用約280万人を目標とし、すべての高齢者が、家族と社会のつながりの中で生涯生活を楽しむことができる社会をつくる。また、日本の新たな社会システムを「高齢社会の先進モデル」として、アジアそして世界へと発信していく。

10

となるとともに、環境やインフラ分野等で固有の強みを集結し、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開する必要がある。

（切れ目ないアジア市場の創出）

まず、日本企業が活躍するフィールドであるアジア地域において、あらゆる経済活動の障壁を取り除くことが必要である。このため、より積極的に貿易・投資を自由化・円滑化し、また知的財産権の保護体制の構築などを行うことにより、アジアに切れ目のない市場を作り出す。そのきっかけとして、2010年に日本がホスト国となる APEC の枠組みを活用し、2020 年を目標にアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を構築するための我が国としての道筋（ロードマップ）を策定する。

（日本の「安全・安心」等の制度のアジア展開）

また、アジア諸国が経済・社会のセーフティネットをより厚いものにするために、日本の「安全・安心」の考え方が貢献できる部分は大きく、経済成長の基盤ともなる。環境分野や製品安全問題等にかかる日本の技術や規制・基準・規格を、アジア諸国等とも共同で国際標準化する作業を行い、国際社会へ発信・提案することなどにより、アジア諸国の成長と「安全・安心」の普及を実現しつつ、日本企業がより活動しやすい環境を作り出す。また、スマートグリッド、燃料電池、電気自動車など日本が技術的優位性を有している分野においては、特に戦略的な国際標準化作業を早急に進める。食品においても、流通の多様化・国際化等を踏まえ、アジア諸国とも共同しつつ、食品安全基準の国際標準化作業等に積極的に貢献する。

（日本の「安全・安心」等の技術のアジアそして世界への普及）

その上で、環境技術において日本が強みを持つインフラ整備をパッケージでアジア地域に展開・浸透させるとともに、アジア諸国の経済成長に伴う地球環境への負荷を軽減し、日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用する。具体的には、新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援に官民あげて取り組む。同時に、土木・建築等で高度な技術を有する日本企業のビジネス機会も拡大

12

する。さらには、建築士等の資格の相互承認も推進し、日本の建設業のアジア展開を後押しする。これらにより日本も輸出や投資を通じて相乗的に成長するという好循環を作り出す。また、日本の「安全・安心」の製品の輸出を促進するとともに、インフラ・プロジェクトの契約・管理・運営ノウハウの強化に取り組む。これらの取組は、アジアを起点に広く世界に展開していく。

（アジア市場一体化のための国内改革、日本と世界とのヒト・モノ・カネの流れ倍增）

同時に、日本国内においても、アジアを中心に世界とのヒト・モノ・カネの流れの障壁をできるだけ除去することが必要である。ヒト・モノ・カネの日本への流れを倍増させることを目標とし、例えば、その流れの阻害要因となっている規制を大胆に見直すなど、日本としても重点的な国内改革も積極的に進める。具体的には、羽田の24時間国際拠点空港化やオーストラリア構想の推進、ポスト・パナマックス船対応の国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備等により、外国人観光客やビジネスマン等のヒトの流れやモノの流れを作り出す。また、外国人留学生の受入れ拡大、研究者や専門性を必要とする職種の外材人が働きやすい国内体制の整備を行うほか、貿易関連手続の一層の円滑化を図るとともに、海外進出した企業が現地であげた収益を国内に戻しやすくする。加えて、金融や運輸等のサービス分野の国際競争力を強化し、その流れの円滑化を図る。さらには、アジアや世界との大学・科学技術・文化・スポーツ・青少年等の交流・協力を促進しつつ、国際的に活躍できる人材の育成を進める。

（「アジア所得倍増」を通じた成長機会の拡大）

これらを通じて、アジアの一員としてアジア全体の活力ある発展を促し、アジア市場における取引活動を拡大させ、アジアの所得倍増に貢献すること。アジア市場と一体化しつつ、日本の大きな成長機会を創出する。拡大したアジア市場に対して、日本のコンテンツ、デザイン、ファッション、料理、伝統文化、メディア芸術等の「クリエイティブ産業」を対外発信し、日本のブランド力の向上や外交力の強化につなげるとともに、著作権等の侵害対策についても国際的に協調して取り組む。

13

加えて、都市化・地球環境・地球規模での格差の解消など、世界規模の問題を共に解決していくことにも貢献する。

(4) 観光立国・地域活性化戦略

～観光立国の推進～

【2020年までの目標】

『訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人。2,500万人による経済波及効果約10兆円、新規雇用56万人』

【主な施策】

- 訪日観光客の取得容易化
- 休暇取得の分散化など「ローカル・ホリデー制度」(仮称)の検討

(観光は少子高齢化時代の地域活性化の切り札)

我が国は、自然、文化遺産、多様な地域性等豊富な観光資源を有しており、観光のポテンシャルは極めて高い。例えば、南の台湾の人々は雪を見に北海道を訪ね、欧州の人々は伝統文化からポップカルチャーまで日本の文化面に関心をもち、朝の築地市場など生活文化への関心も高まっている。このように、日本を訪れる外国人の間では、国によって訪れる場所や楽しむ内容に大きな相違があるが、その多様性を受け入れるだけの観光資源を地方都市は有している。また、日本全国には、エコツーリズム、グリーンツーリズム、産業観光など観光資源が豊富にあり、外国人のみならず、日本人にとっても魅力的な観光メニューを提供することができる。公的支出による地域活性化を期待することが難しい現在、人口減少・急激な少子高齢化に悩む地方都市にとって、観光による国内外の交流人口の拡大や我が国独自の文化財・伝統芸能等の文化遺産の活用は、地域経済の活性化や雇用機会の増大の切り札である。

(訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人に)

急速に経済成長するアジア、特に中国は、観光需要の拡大の可能性に満ちている。例えば、中国から日本を訪問している旅行者数は年間約100万人、

日本から中国を訪問している旅行者数は年間約340万人(いずれも2008年ベース)と大きな開きがある。人口増加や経済成長のスピードを考えれば、中国を含めたアジアからの観光客をどう取り込むかが大きな課題である。今後、アジアからの訪日観光客を始めとした各国からの訪日外国人の増加に向けて、訪日観光客の取得容易化、魅力ある観光地づくり、留学環境の整備、広報活動等を図ることにより、訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばす。また、観光立国にとって不可欠な要素として、交通アクセスの改善と合わせて安全・安心なまちづくりを進める必要がある。

(休暇取得の分散化等)

国内旅行は約20兆円規模の市場である。しかしながら、休日が集中しているため繁閑の差が大きく、需要がゴールデンウィークや年末年始の一定期間に集中する結果、顕在化しない内需が多いと言われている。このため、休暇取得の分散化など「ローカル・ホリデー制度」(仮称)の検討や国際競争力の高い魅力ある観光地づくり等を通じて国内の観光需要の顕在化等の総合的な観光政策を推進し、地域を支える観光産業を育て、新しい雇用と需要を生み出す。

～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～

【2020年までの目標】

『地域資源を最大限活用し地域力を向上』

『大都市圏の空港、港湾、道路等のインフラの戦略的重点投資』

【主な施策】

- 定住自立圏構想の推進、過疎地域の自立・活性化支援
- 特区制度を活用した都市再生・地域再生
- 大都市圏のインフラの整備におけるPFI、PPP等の活用

(地域政策の方向転換)

この10年間、大都市への人口集中が進む一方で、地方の中心市街地はシヤ

た都市戦略がなければ、少子高齢化もあいまって東京でさえ活力が失われ、国の成長の足を引っ張ることになりかねない。

このため、成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。この整備に当たっては、厳しい財政事情の中で、特区制度、PFI、PPP等の積極的な活用により、民間の知恵と資金を積極的に活用する。

（社会資本ストックの戦略的維持管理等）

我が国の道路は高度経済成長期に集中的に整備され、現在、50年以上経過した橋梁は8%、トンネルは18%であるが、20年後には橋梁は51%、トンネルは47%に急増すると言われており、農業用水利施設は500箇所前後の施設が毎年更新時期を迎えることになり、今後は、国・地方の財政状況の逼迫等により、社会資本ストックが更新できなくなることがある。このように高度経済成長期に集中投資した社会資本ストックが今後急速に老朽化すること踏まえ、維持修繕、更新投資等の戦略的な維持管理を進め、国民の安全・安心の確保の観点からリスク管理を徹底することが必要である。さらに、社会資本ストックについては、厳しい財政事情の中で、維持管理のみならず新設も効果的・効率的に進めるため、PFI、PPPの積極的な活用を図る。

～農林水産分野の成長産業化～

【2020年までの目標】

『食料自給率50%』、『木材自給率50%以上』

『農林水産物・食品の輸出額を2.5倍の1兆円』

【主な施策】

- 戸別所得補償制度の導入、地域資源の活用、6次産業化、農工商連携等による農林水産分野の成長産業化
- 路網整備、人材育成、木材・バイオマス利用等による森林・林業の再生
- 検査協議や販売ルートの開拓等を通じた農林水産物等の輸出拡大

17

ッター通りと化し、地域経済の地盤沈下が著しい。このような地方都市の状況は結果として国全体の成長のマイナスイメージとなってきた。地方都市が空洞化した背景には、これまでの国の地域振興策が、「選択と集中」の視点に欠け、ハコモノ偏重で、地方の個性を伸ばし自立を促してこなかったことに他ならない。一方で、地方にはその土地固有の歴史と文化・芸術がある。例えば、フランスで最も住みやすい街として知られるナント市が、かつての産業・工業都市から歴史遺産の「文化」と「芸術」により都市の再生を果たしたように、これからの国の地域振興策は、NP0等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。

（緑の分権改革等）

それぞれの地域資源を最大限活用する仕組みを地方公共団体と住民、NP0等の協働・連携により創り上げ、分散自立型・地産地消型としていくことにより、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会の構築を図る「緑の分権改革」を推進し、地域からの成長の道筋を示すモデルを構築する。

また、地域のことは地域に住む住民が決める、活気に満ちた地域社会をつくるための「地域主権」改革を断行する。

（定住自立圏構想の推進等）

都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。また、離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。

高速道路の無料化により、地域間のヒト・モノの移動コストの低減が実現されれば、地域産品の需要地への進出拡大、地域の観光産業の活性化、地方への企業進出等の経済効果が期待される。

（大都市の再生）

大都市は、これまでは国の成長の牽引役としての役割を果たしてきたが、ソウル、シンガポール、上海、天津等の他のアジア都市は国を挙げて競争力向上のための取組を推進しており、国としての国際的、広域的拠点を踏まえ

18

（課題が山積する農林水産分野）

農林水産分野については、食の安全・安心確保、食料自給率の低下、農林水産業者の高齢化・後継者難、低収益性等、将来に向けての課題は山積しているものの、我が国の「食」の目指すべき姿や具体的方針が定まらず、消費者、生産者ともに不安に陥っているのが現状である。

（「地域資源」の活用と技術開発による成長潜在力の発揮）

こうした不安を解消し、農山漁村の潜在力が十分に発揮されるよう、「戸別所得補償制度」の導入など意欲ある農林漁業者が安心して事業を継続できる環境整備を行い、農林水産業を再生し、食料自給率を50%に向上させることを目指す。

今後、自然資源、伝統、文化、芸術などそれぞれの地域が有するいわば「地域資源」と融合しつつ技術開発を進め、成長への潜在力の発揮及び需要喚起に結びつけていく。また、農山漁村に広く賦存するバイオマス資源の利活用を更に促進する。

また、いわゆる6次産業化（生産・加工・流通の一体化等）や農工商連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく。

（森林・林業の再生）

戦後植林した人工林資源を持続可能な形で本格的に利用するため、国産材利用の環境面での効用に対する理解を深めていくとともに、路網の整備、森林管理の専門家（フォレストナー）等の人材の育成、間伐材を始めとした国産材の利用の拡大、木質バイオマスとしての活用等を柱として、森林・林業の再生を図り、木材自給率を50%以上に向上させることを目指す。

（検査協議や販売ルートの開拓等を通じた輸出の拡大）

日本の農林水産物・食品の輸出の拡大に向け、特に潜在需要が高いと見込まれる品目・地域を中心に検査協議や販売ルートの開拓に注力し、現在の2.5倍の1兆円水準を目指す。

18

（幅広い視点に立った「食」に関する将来ビジョンの策定）

「食」は我が国成長の基盤ともいえるべき最も重要なテーマの一つである。安全・安心・健康で豊かな食生活を守るための方策やそれを支える農山漁村の在り方について、子ども・大人・お年寄りの視点に立ち、消費者・生産者も含め広く産官学横断的に検討する場を設け、「食」に関する将来ビジョンを早急に策定する。

～ストック重視の住宅政策への転換～

【2020年までの目標】

『中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模倍増』

『耐震性が不十分な住宅割合を5%に』

【主な施策】

● 中古住宅の流通市場等の環境整備、リバースモーゲージ等の積極的活用

● 住宅・建築物の徹底した耐震改修

（住宅投資の活性化）

住宅投資の効果は、住宅関連産業が多岐にわたり、家具などの耐久消費財への消費などその裾野が広いことから、内需主導の経済成長を実現するためには、今後とも住宅投資の促進は重要な課題である。

このため、1,400兆円の個人金融資産の活用など住宅投資の拡大に向けた資金循環の形成を図るとともに、住宅金融・住宅税制の拡充等による省エネ住宅の普及など質の高い住宅の供給の拡大を図る。

（中古住宅の流通市場、リフォーム市場等の環境整備）

また、「住宅を作っては壊す」社会から「良いものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」という観点に立ち、1,000兆円の住宅・土地等実物資産の有効利用を図る必要がある。このため、数世代にわたり利用できる長期優良住宅の建設、適切な維持管理、流通に至るシステムを構築するとともに、消費者が安心して適切なリフォームを行える市場環境の整備を図る。また、急増する高齢者向けの生活支援サービス、医療・福祉サービスと一体となった住宅の供給を拡大するとともに、リバースモーゲージの拡充・活用促

19

成業を支えるプラットフォーム

(5) 科学・技術立国戦略

【2020年までの目標】

『世界をリードするグリーン・イノベーションとライフ・イノベーション』、『独自の分野で世界トップに立つ大学・研究機関の数の増』、『理工系博士課程修了者の完全雇用を達成』、『中小企業の知財活用促進』、『情報通信技術の活用による国民生活の利便性の向上、生産コストの低減』、『官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上』

【主な施策】

- 大学・公的研究機関改革の加速、若手研究者の多様なキャリアパス整備
- イノベーション創出のための制度・規制改革
- 行政のワンストップ化、情報通信技術の利活用を促進するための規制改革

～「知恵」と「人材」のあふれる国・日本～

(科学・技術力による成長力の強化)

人類を人類たらしめたのは科学・技術の進歩に他ならない。地球温暖化、感染症対策、防災などの人類共通の課題を抱える中、未来に向けて世界の繁栄を切り拓くのも科学・技術である。

我が国は、世界有数の科学・技術力、そして国民の教育水準の高さによって高度成長を成し遂げた。しかし、世界第二の経済大国になるとともに、科学・技術への期待と尊敬は薄れ、更なる高みを目指した人材育成と研究機関改革を怠ってきた。我が国は、今改めて、優れた人材を育成し、研究環境改善と産業化推進の取組を一体として進めることにより、イノベーションとソフトパワーを持続的に生み出し、成長の源となる新たな技術及び産業のフロンティアを開拓していかなければならない。

(研究環境・イノベーション創出条件の整備、推進体制の強化)

このため、大学・公的研究機関改革を加速して、若者が希望を持って科学の道を選べるように、自立的な研究環境と多様なキャリアパスを整備し、また、研究資金、研究支援体制、生活条件などを含め、世界中から優れた研究者を惹きつける魅力的な環境を用意する。基礎研究の振興と宇宙・海洋分野など

進などによる高齢者の資産の有効利用を図る。さらに、地域材等を利用した住宅・建築物の供給促進を図る。

これらを通じて、2020年までに、中古住宅流通市場やリフォーム市場の規模を倍増させるとともに、良質な住宅ストックの形成を図る。

(住宅・建築物の耐震改修の促進)

現在、我が国の既存住宅ストック約4,700万戸のうち、約25%に当たる1,150万戸が耐震性不十分と言われている。2036年までに70%の確率で首都直下地震が起こると言われており、阪神・淡路大震災の被害を考えれば、尊い人命が住宅等の全壊・半壊による危機にさらされているのが現状である。

このため、住宅等の耐震化を徹底することにより、2020年までに耐震性が不十分な住宅の割合を5%に下げ、安全・安心な住宅ストックの形成を図る。

業の創出に結びつける。行政の効率化を図るため、各種の行政手続の電子化・ワンストップ化を進めるとともに、住民票コードとの連携による各種番号の整備・利用に向けた検討を加速する。子ども同士が教え合い、学び合う「協働教育」の実現など、教育現場や医療現場などにおける情報通信技術の活用によるサービスの質の改善や利便性の向上を全国民が享受できるようにするため、光などのブロードバンドサービスの利用を更に進める。加えて、温室効果ガス排出量の削減、事業活動の効率化、海外との取引拡大、チャレンジドの就労推進等の観点からも情報通信技術の利活用を推進する。あわせて、情報通信技術利活用を促進するための規制・制度の見直しを行う。

（6）雇用・人材戦略

～「出番」と「居場所」のある国・日本～

【2020年までの目標】

○以下の項目について、雇用戦略対話等を踏まえ具体的目標を定める。

『若者フリーター約半減』、『ニート減少』、『女性M字カーブ解消』、『高齢者就労促進』、『障がい者就労促進』、『ジョブ・カード取得者300万人』、『有給休暇取得促進』、『最低賃金引上げ』、『労働時間短縮』

【主な施策】

- 若者・女性・高齢者・障がい者の就業率向上
- 「トランポリン型社会」の構築
- ジョブ・カード制度の「日本版NVQ（職業能力評価制度）」への発展
- 地域雇用創造と「ディーセント・ワーク」の実現

（雇用が内需拡大と成長力を支える）

内需を中心とする「需要創造型経済」は、雇用によって支えられる。国民は、安心して働き、能力を発揮する「雇用」の場が与えられることによって、所得を得て消費を拡大することが可能となる。雇用の確保なくして、冷え切った個人消費が拡大し、需要不足が解消することはあり得ない。

また、「雇用・人材戦略」は、少子高齢化という制約要因を跳ね返し、「成長力」を支える役割を果たす。少子高齢化による「労働力人口の減少」は、

23

新フロンティアの開拓を進めるとともに、シーズ研究から産業化に至る円滑な資金・支援の供給や実証試験を容易にする規制の合理的見直しなど、イノベーション創出のための制度・規制改革と知的財産の適切な保護・活用を行う。科学・技術力を核とするベンチャー創出や、産学連携など大学・研究機関における研究成果を地域の活性化につなげる取組を進める。

科学・技術は、未来への先行投資として極めて重要であることから、2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比の4%以上にする。他国の追従を許さない先端的な研究開発とイノベーションを強力かつ効率的に推進していくため、科学・技術政策推進体制を抜本的に見直す。また、国際共同研究の推進や途上国への科学・技術協力など、科学・技術外交を推進する。

これらの取組を総合的に実施することにより、2020年までに、世界をリードするグリーン・イノベーション（環境エネルギー分野革新）やライフ・イノベーション（医療・介護分野革新）等を推進し、独自の分野で世界トップに立つ大学・研究機関の数を増やすとともに、理工系博士課程修了者の完全雇用を達成することを目指す。また、中小企業の知財活用を促進する。

～IT立国・日本～

（情報通信技術は新たなイノベーションを生む基盤）

情報通信技術は、距離や時間を超越して、ヒト、モノ、カネ、情報を結びつける。未来の成長に向け、「コンクリートの道」から「光の道」へと発想を転換し、情報通信技術が国民生活や経済活動の全般に組み込まれることにより、経済社会システムが抜本的に効率化し、新たなイノベーションを生み出す基盤となる。

（情報通信技術の利活用による国民生活向上・国際競争力強化）

我が国の情報通信技術は、その技術水準やインフラ整備の面では世界最高レベルに達しているが、その利活用は先進諸外国に遅れを取っており、潜在的な効果が実現されていない。

個人情報保護、セキュリティ強化などの対策を進めて国民の安心を確保しつつ、情報通信技術を使いこなせる人材の育成などを強化して情報通信技術の利活用を徹底的に進め、国民生活の利便性の向上、情報通信技術に係る分野の生産性の伸び三倍增、生産コストの低減による国際競争力の強化、新産

22

造を推進する。また、「新しい公共」の担い手育成の観点から、NP0 や社会起業家など「社会的企業」が主導する「地域社会雇用創造」を推進する。

また、雇用の安定・質の向上と生活不安の払拭が、内需主導型経済成長の基盤であり、雇用の質の向上が、企業の競争力強化・成長へとつながり、その果実の適正な分配が国内消費の拡大、次の経済成長へとつながる。そこで、「ディセント・ワーク（人間らしい働きがいのある仕事）」の実現に向けて、「同一価値労働同一賃金」に向けた均等・均衡待遇の推進、給付付き税額控除の検討、最低賃金の引上げ、ワーク・ライフ・バランスの実現（年次有給休暇の取得促進、労働時間短縮、育児休業等の取得促進）に取り組む。

～子どもの笑顔あふれる国・日本～

【2020年までの目標】

『誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の実現による出生率の継続的上昇を通じ、人口の急激な減少傾向に歯止め』

『速やかに就学前・就学期の待機児童を解消』

『出産・子育ての後、働くことを希望するすべての人が仕事に復帰』

『国際的な学習到達度調査で常に世界トップレベルの順位へ』

【主な施策】

- 幼保一体化を含む各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進
- 育児休業の取得期間・方法の弾力化（育児期の短時間勤務の活用等）
- 教員の質の向上、民間人の活用を含めた地域での教育支援体制の強化
- 高等教育の充実
- 子どもの安全を守るための社会環境の整備

（子どもは成長の源泉）

我々は周りの人々の笑顔を我が故郷と感じ、幸せを実感することにより、生きていく力を与えられる。子どもの笑顔が、家族の笑顔に広がり、地域や職場での笑顔に広がる。社会が笑顔であふれることが、日本が活力を取り戻し、再び成長に向かうための必要条件である。我々は、将来の成長の担い手である子どもたちを、社会全体で育てていかなければならない。

（人口減少と超高齢化の中での活力の維持）

70年代後半以降、出生率が低下傾向に転じ、深刻な少子化が顕在化した90年

25

我が国の潜在的な成長エンジンの出力を弱めるおそれがある。そのため、出生率回復を目指す「少子化対策」の推進が不可欠であるが、それが労働力人口増加に結びつくまでには20年以上かかる。したがって、今すぐ我が国が注力しなければならないのは、若者・女性・高齢者など潜在的な能力を有する人々の労働市場への参加を促進し、しかも社会全体で職業能力開発等の人材育成を行う「雇用・人材戦略」の推進である。

（国民参加と「新しい公共」の支援）

国民すべてが意欲と能力に応じ労働市場やさまざまな社会活動に参加できる社会（「出番」と「居場所」）を実現し、成長力を高めていくことに基本を置く。

このため、国民各層の就業率向上のために政策を総動員し、労働力人口の減少を跳ね返す。すなわち、若者・女性・高齢者・障がい者の就業率向上のための政策目標を設定し、そのために、就労阻害要因となっている制度・慣行の是正、保育サービスなど就労環境の整備等に2年間で集中的に取り組む。また、官だけでなく、市民、NP0、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍できる「新しい公共」の実現に向けて、円卓会議を設けて、民間（市民、NP0、企業等）の声を聞きつつ、本格的に取り組む。

（成長力を支える「トランポリン型社会」の構築）

北欧の「積極的労働市場政策」の視点を踏まえ、生活保障とともに、失業をリスクに終わらせることなく、新たな職業能力や技術を身につけるチャンスに変える社会を構築することが、成長力を支えることとなる。このため、「第二セーフティネット」の整備（求職者支援制度の創設等）や雇用保険制度の機能強化に取り組む。また、非正規労働者を含めた、社会全体に通ずる職業能力開発・評価制度を構築するため、現在の「ジョブ・カード制度」を「日本版 NVQ (National Vocational Qualification)」へと発展させていく。

※NVQは、英国で20年以上前から導入されている国民共通の職業能力評価制度。訓練や仕事の実績を客観的に評価し、再就職やキャリアアップにつなげる役割を果たしている。

（地域雇用創造と「ディセント・ワーク」の実現）

国民の新たな参加と活躍が期待される雇用の場の確保のために、雇用の「量的拡大」を図る。このため、成長分野を中心に、地域に根ざした雇用創

24

代以降、累次の対策が講じられたが、公的支出や制度・規制改革において抜本的な対策が実施されず、少子化傾向に歯止めがかかっていない。2005年には日本の総人口は減少に転じ、現在の出生率のままで2050年の人口は9,500万人と推計される。将来にわたって、良質な労働力を生み出し、日本の活力を維持するために、今こそ大きな政策転換が求められる。

このため、子ども手当の支給や高校の実質無償化を実行に移し、すべての子どもたちの成長を支える必要がある。また、子育て世代は、消費性向が高く、これらの支援は消費拡大・需要創造の面からも効果が高い上、子ども関連産業の成長にも高い効果をもたらす。

誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を実現することは、女性が働き続けることを可能にするのみならず、女性の能力を発揮する機会を飛躍的に増加させ、新たな労働力を生み出すとともに、出生率の継続的上昇にもつながり、急激な人口減少に対する中長期的不安を取り除くことになる。また、子どもの安全を守り、安心して暮らせる社会環境を整備する。

このため、幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進、放課後児童クラブの開所時間や対象年齢の拡大などにより、保育の多様化と量的拡大を図り、2020年までに速やかに就学前・就学期の潜在需要も含めた待機児童問題を解消する。また、育児休業の取得期間・方法の弾力化（育児期の短時間勤務の活用等）、育児休業取得先進企業への優遇策などにより、出産・育児後の復職・再就職の支援を充実させ、少なくとも、2017年には、出産・育児後に働くことを希望するすべての人が仕事に復帰することができるようにする。

（質の高い教育による厚い人材層）

成長の原動力として何より重要なことは、国民全員に質の高い教育を受ける機会を保障し、様々な分野において厚みのある人材層を形成することである。すべての子どもが希望する教育を受け、人生の基盤となる力を蓄えるとともに、将来の日本、世界を支える人材となるよう育ていく。

このため、初等・中等教育においては、教員の資質向上や民間人の活用を含めた地域での教育支援体制の強化等による教育の質の向上とともに、高校

の実質無償化により、社会全体のサポートの下、すべての子どもが後期中等教育を受けられるようにする。その結果、国際的な学習到達度調査において日本が世界トップレベルの順位となることを目指す。

また、高等教育においては、奨学金制度の充実、大学の質の保証や国際化、大学院教育の充実・強化、学生の起業力の育成を含めた職業教育の推進など、進学機会拡大と高等教育の充実のための取組を進め、未来に挑戦する心を持って国際的に活躍できる人材を育成する。

さらに、教育に対する需要を作り出し、これを成長分野としていくため、留学生の積極的受入れとともに、民間の教育サービスの健全な発展を図る。

のニーズに応えていく。政権交代によって誕生した鳩山政権は、過去のしがらみにとらわれることなく、これを打破する突破力をもって取り組む。

(2) 新たな成長戦略の取りまとめに向けた今後の進め方

本「基本方針」に沿って、来年初めから有識者の意見も踏まえる形で以下のような「肉付け」を行い、その結果も踏まえて、「成長戦略策定会議」において、2010年6月を目途に「新成長戦略」を取りまとめることとする。

(目標・施策の具体化・追加)

2. に掲げた各戦略分野について、「国民の声」も踏まえつつ、①需要創造効果、②雇用創造効果、③知恵の活用（財政資源の有効活用）等の観点から、目標設定、施策の更なる具体化や追加などについて検証を行うとともに、新たに明らかにになった課題について、その解決に向けた方策を徹底的に検討する。

(「成長戦略実行計画（工程表）」の策定と政策実現の確保)

政策は「実現」してこそ意味がある。

本「基本方針」に盛り込まれた目標・施策に加えて、上述の「目標・施策の具体化・追加」を行った上で、「新成長戦略」の取りまとめ時に、国家戦略室において「成長戦略実行計画（工程表）」を策定する。その際、2010年内に実行に移すべき「早期実施事項」、今後4年間程度で実施すべき事項とその成果目標（アウトカム）、2020年までに実現すべき成果目標（アウトカム）を時系列で明示する。

加えて、「成長戦略実行計画（工程表）」を計画倒れに終わらせずに確実に実現するため、「政策達成目標明示制度」（「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月23日閣議決定））に基づき、各政策の達成状況の評価・検証を活用する。

29

3. 豊かな国民生活の実現を目指した経済運営と今後の進め方

(1) マクロ経済運営

鳩山政権は、「新成長戦略」の実行と並行して、豊かな国民生活の実現を目指したマクロ経済運営を行う。

デフレは、経済、ひいては国民生活に大きなマイナスの影響を及ぼす。フレの克服を目指し、政府は、日本銀行と一体となって、できる限り早期のプラスの物価上昇率実現に向けて取り組む。また、家計が得る所得が増加し、国民が成長を実感できる名目成長率の実現を最重要課題と位置付けた経済運営を行う。具体的には、2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長、2020年度における我が国の経済規模（名目GDP）650兆円程度を目指す。

「新成長戦略」においては、グリーン・イノベーションやライフ・イノベーションを創出し、成長のフロンティアを拡大していくことが、新たな需要と雇用を拡大する鍵となる。そのためには、世界の中でも優れた産業競争力を維持・強化する必要がある。企業はその原動力となる。また、教育や職業訓練等を通じたヒトへの投資や労働参加の拡大が、極めて重要な役割を担うこととなる。政府は「コンクリートから人へ」の政策でこれを支える。

「新成長戦略」を通じた雇用創造等により、現在5%を越えている失業率については中期的に3%台への低下を目指す。同時に、若者・女性・高齢者を始め就業を希望するすべての国民が働くことのできる環境を整える。また、所得等の格差に十分注意を払いつつ経済運営を行う。

数値としての経済成長率や量的拡大のみを追い求める従来型の成長戦略とは一線を画した。生活者が本質的に求めているのは「幸福度」(well-being)の向上であり、それを支える経済・社会の活力である。こうした観点から、国民の「幸福度」を表す新たな指標を開発し、その向上に向けた取組を行う。

鳩山政権の成長戦略である需要創造型経済への転換には、政治的リーダーシップが不可欠な要素である。政治主導で過去の内閣では手を付けることができなかった、利害団体の既得権や省庁のタテ割りの弊害にメスを入れ、真に必要なものへの「選択と集中」を実現し、これまで実現されなかった国民

28

協会だより（定例理事会要録から）

2009年度 第14回 2009年12月22日

【特別討議】

1. 代議員会関係議事検討の件
 - ①下半期活動方針の確認（継続審議）
 - ②上半期総括報告の確認
 - ③情勢報告の確認
 - ④決議（案）の検討

【各担当部報告】

〈総務部会〉

1. 週間行事予定表の確認
2. 今週の医療情報
3. 文化講習会「クリスマスリースを作ろう」（12月10日）状況
4. 第68回保団連近畿ブロック事務局長会議（12月11日）状況
5. 平成21年度母性健康管理研修会（12月11日）状況
6. 新規開業医のための基礎講習会（12月12日）状況
7. 新規開業未入会会員訪問（12月18日）状況
8. 新規開業会員訪問（12月21日）状況

〈経営部会〉

1. 中級コース・医院・診療所での接遇マナー研修会（12月17日）状況
2. 保団連近畿ブロック経税担当事務局会議（12月18日）状況

〈医療安全対策部会〉

1. 医療機関側との懇談状況
2. 法律相談室（12月17日）状況

〈政策部会〉

1. 秋葉忠利広島市長講演会（11月25日）状況
2. 第26回医療制度検討委員会（12月9日）状況
3. クールな地球へ！京都アクション2009（12月12日）状況
4. 『いのちの山河～日本の青空Ⅱ』製作支援相談会・京都第5回支援相談会議（12月17日）状況
5. 保団連2009年度第3回公害環境対策部会（12月20日）状況

〈保険部会〉

1. 保団連2009年度第2回病院・有床診療対策部会（11月1日）状況
2. 保団連近畿ブロックと近畿厚生局との懇談会（12月2日）状況

3. 保団連全国社保担当事務局研修会（12月8・9日）状況
4. 知っておきたい「公費負担医療」の基礎知識（説明会）〈京都会場〉（12月17日）状況

【各担当部議事】

〈総務部会〉

1. 前回理事会（12月8日）要録と決定事項の確認
2. 各部会開催の件
3. 第7回正副理事長会議（12月10日）状況確認の件
4. 府医よりの「解約通知」とそれへの対応について
5. 全国会長・理事長会議（12月13日）状況について
6. 保険医協会事務局福利厚生に係る職員旅行実施の件
7. 2009年度11月分収支月計表報告状況確認の件
8. 会計半期収支点検の件
9. 会員入退会及び異動に関する承認の件
10. 乙訓医師会との懇談会（12月14日）状況確認の件
11. 『京響サロンコンサート』開催の件

〈経営部会〉

1. 第49回税研全国集会への参加の件
2. 税務講演会開催の件

〈医療安全対策部会〉

1. 医療機関側との懇談の件
2. 医療安全管理研修会講師派遣の件

〈政策部会〉

1. 保団連08～09年度第23回理事会（12月6日）状況確認の件
2. 保団連介護保険制度抜本改善対策委員会（仮称）出席の件
3. 京都私学退職者の会総会講演への講師派遣の件
4. 保団連ワクチン問題厚生労働省交渉出席の件
5. 京都府提案への反論と地域医療提供体制への提言（案）公表確認の件
6. 保団連第42回保団連定期大会方針案の検討の件
7. 本紙（第2722号）合評の件

〈保険部会〉

1. 京都府薬剤師会との懇談会（12月3日）状況

確認の件

2. レセプトオンライン請求義務化撤回神奈川訴訟第3回口頭弁論及び報告集会（12月21日）状況確認の件
 3. 京都市生活保護医療個別指導立ち会い出席の件
 4. 第632回社会保険研究会開催の件
- 《以上26件の議事について承認》

2009年度 第15回 2010年1月12日

【特別討議】

1. 代議員会関係議事検討の件
 - ①決議（案）の確認〈継続審議〉

【各担当部報告】

〈総務部会〉

1. 週間行事予定表の確認
2. 今週の医療情報
3. 第3回保団連組織部会（12月20日）状況

〈経営部会〉

1. 金融共済委員会（12月24日）状況

〈医療安全対策部会〉

1. 医療事故案件調査委員会（12月25日）状況
2. 医師賠償責任保険処理室会（12月28日）状況
3. 医療機関側との懇談状況

〈政策部会〉

1. 保団連近畿ブロック反核担当事務局会議（12月22日）状況
2. 保団連第1回介護保険制度抜本改善対策委員会（12月24日）状況
3. 反核医師・医学者のつどいIN奈良・第2回実行委員会（第5回反核医師近畿懇談会）（1月10日）状況

〈保険部会〉

1. 近畿厚生局管内社保担当学会議（12月18日）状況
2. リハビリ問題に関する議員要請（12月21日）状況

【部会報告】

1. 保険部会状況と決定事項確認の件（1月8日開催）
 - ①2009年度地区懇談会出席確認
 - ②保団連第42回定期大会（1月30日～31日）での代表発言の検討
 - ③新点数・診療報酬改善対策の検討
 - ・診療所の再診料、外来管理加算の堅持の運動

- ・中医協委員への談話送付
- ・定時代議員会（1月28日）での特別決議
- ・「入院医療」に特化した経営状況アンケート調査
- ・「長期入院患者」に対する減額規定の対象拡大に関する緊急アンケート
- ・「リハビリテーションにおいて次回改定で何を望むか」緊急アンケート
- ・新点数検討会の開催
- ・「今次診療報酬改定こうみる」（800字程度）の連載
- ・コミュニケーション委員会（3月20日、テーマ：2010年度診療報酬改定）

④医療IT化問題対策の検討

- ・オンライン請求（レセプトの電子化）に係る協会の見解
- ・義務化撤回訴訟の状況
- ・オンライン請求免除・猶予の届出等に係る説明会の開催

⑤社保対策の検討（社保、国保、後期高齢者、労災）

- ・専門医会会長との懇談会の開催について
- ・介護保険対策

⑥公費負担医療対策の検討（生保、その他公費、福祉医療）

- ・特定疾患治療研究事業
- ・④③④⑤「健管」（京都府の福祉医療制度）に関する京都府要請

⑦審査、指導対策の検討

- ・指導に関する相談
- ・個別指導時の弁護士の帯同

⑧医療施設問題対策の検討（病院・有床診療所対策）

- ・施設基準適時調査関係
- ・医事担当者連絡会議確認
- ・一般病棟入院中の患者の他医療機関受診に関する取り組み
- ・障害者病棟等慢性期病床に関する取り組み
- ・保団連「療養病床廃止計画に伴う影響調査」への協力依頼

⑨研究会関係の検討

- ・633回社会保険研究会の開催及び内容の確認
- ・各科別診療内容向上会の今後の日程、内容の確認

【各担当部議事】

〈総務部会〉

1. 前回理事会(12月22日)要録と決定事項の確認
2. 12月度会員増減状況
3. 会員入退会及び異動に関する承認の件
4. 保団連第42回定期総会出席の件

〈医療安全対策部会〉

1. 医療機関側との懇談の件

〈政策部会〉

1. 第2回福祉国家と基本法研究会（12月27日）
状況確認の件
2. 「3・7介護保険10年を問う講演とシンポ」
（仮称）第1回実行委員会出席の件
3. 京都市の医療提供体制に関する市当局との懇
談の件
4. 保団連介護保険制度抜本改善対策委員会出席
の件
5. 前原誠司後援会「国政報告会&新年会」出席
の件
6. 本紙（第2724・2725合併号）・メディペーパー

2月のレセプト受取・締切

基金	9日(火)	10日(水)	労災	12日(金)
国保	○	◎		◎

※○は受付日、◎は締切日。
受付時間は午前9時～午後5時です。

京都/第126号（第2723号）合評の件

〈保険部会〉

1. 2009年12月度国保合同審査委員会(12月18日)
状況確認の件
2. 保険審査通信検討委員会（1月8日）状況確
認の件
3. レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟報告
集会出席の件

《以上15件の議事について承認》

第178回定時代議員会

京都府保険医協会は第178回定時代議員会を開催します。代議員の方はぜひご出席下さい。

代議員が欠席の場合は、予備代議員の出席をお願いします。

また、京都府保険医協会議事規定第4章第21条により、代議員が議案を提出される場合は、同規定に定められた手続きでご提出下さい。議案書は代議員会開催前に先生のお手元に届くよう準備中です。

日 時● 1月28日(木) 午後2時15分～4時

場 所● 京都府医師会館101号室

議 題● ①2009年上半期活動報告 ②2009年度下半期活動方針 ③決議採択、等

2月の相談室

医院・住家 新(改)築	2月10日(水)午後2時～	担当＝坂本建築士
ファイナンシャル	2月18日(木)午後1時～	担当＝三井生命のF C (ファイナンシャルコンサルタント)
法 律	2月18日(木)午後2時～	担当＝筋弁護士
雇 用 管 理	2月18日(木)午後2時～	担当＝本宮社会保険労務士
経 営	2月24日(水)午後2時～	担当＝藤田税理士

開催日の3日前までに協会事務局へお申込み下さい。30分間無料です。

地区医師会との懇談会のご案内

1月30日(土)	綴喜医師会との懇談会	午後2時30分	新田辺駅前C I Kビル
2月4日(木)	下京西部医師会との懇談会	午後2時30分	府医師会館404～406号室
2月5日(金)	東山医師会との懇談会	午後2時30分	東山医師会事務所ふれあいサロン室 (旧貞教小学校1階西北角)
2月6日(土)	綾部・福知山医師会との懇談会	懇談会：午後4時 懇親会：午後6時	福知山市中央保健福祉センター
2月13日(土)	亀岡市・船井医師会との懇談会	午後2時30分	楽々荘2F寿楽殿
2月17日(水)	西京医師会との懇談会	午後2時30分	京都エミナース
2月18日(木)	山科医師会との懇談会	午後2時30分	山科医師会診療センター
2月27日(土)	与謝・北丹医師会との懇談会	懇談会：午後4時 懇親会：午後6時	みやづ歴史の館3F小会議室
3月6日(土)	相楽医師会との懇談会	懇談会：午後4時30分 懇親会：午後6時30分	ホテルフジタ奈良

白色確定 申告書 作成会

日 時 2月8日(月) 午後2時～

場 所 京都府医師会館405～406号室

20分ごとの
予約制となります

担当税理士 外村会計事務所 外村 弘樹 公認会計士・税理士

対象者 白色申告者（現在税理士が関与していない医療機関）

費 用 措置法26条による申告書作成：4万円

※新規開業等の実額計算による申告者作成は、事務量を勘案して決定する。

持参物 税務署より送付された確定申告用紙、収支内訳書、収支内訳書付表、認印、社保・国保振込通知書、前年の確定申告書等

※実額計算の場合、上記の他に収支がわかる資料が必要

白色確定 申告 説明会

日 時 2月25日(木) 午後2時～4時

場 所 京都府医師会館404～406号室

講 師 木谷 昇 税理士

内 容 ①平成21年分の確定申告の留意点
②新規開業の留意点

参加費 無料

協 賛 有限会社アミス

サロンコンサート

京響メンバーによる弦楽四重奏を楽しむ

日 時 2月21日(日) 午後2時30分～4時（開場：午後2時）

場 所 京都府庁 旧本館2F「正庁」

（京都市上京区下立売新町西入）

演 奏 バイオリン：山本 美帆

バイオリン：前 智子

ビ オ ラ：金本 洋子

チ ェ ロ：日野 俊介

曲 目 モーツァルト：ディベルティメント ニ長調（K136）

ビバルディ：「四季」より

エルガー：愛の挨拶

サティ：ジュ・トゥ・ヴ 他

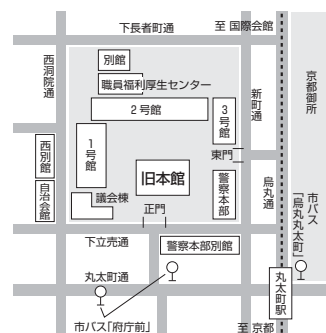
参加費 無料（定員：先着30人・要申込）

※演奏終了後に、演奏者とのトークがあります。

※会場は古い建物で暖房があまり効きませんので、暖かい服装でご参加下さい。

※ご家族・従業員の方の参加も歓迎いたします。お誘い合わせの上どうぞ。

主 催 京都府保険医協会 協 賛 有限会社アミス

正門は日曜のため閉鎖しています。
東門（新町通）よりご入場ください。3ステップで
より理解が深まる！

点数検討会のご案内

2010年度診療報酬改定のポイントを分かりやすく解説する点数検討会を開催します。

Step1 第1次新点数検討会（中医協答申に対する検討会）

厚生労働省から診療報酬改定の答申が2月中旬に出された直後に開催します。新しく設定された点数や変更された点数など、改定の概要を把握していただき、後に示される細かい取扱い内容に備えていただくことを目的としています。

日 時 2月27日(土) 午後2時～4時30分

会 場 京都リサーチパーク・東地区1号館4階
サイエンスホール

※JR「丹波口駅」より徒歩約5分。

駐車場あり（有料）

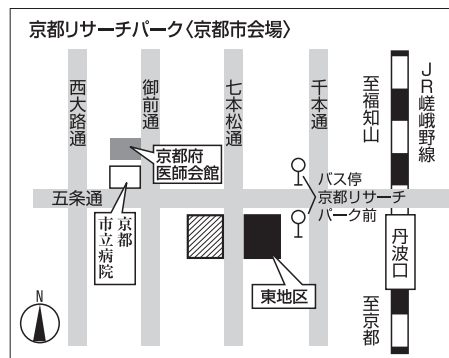
持ち物 保団連『全国保険医新聞』掲載の答申書

※会員に1部無料で送付（2月中旬発行予定）

参加費 会員：無料 非会員：5,500円

申 込 『グリーンペーパー』No.161の「参加申込書」で

主 催 京都府保険医協会 協 賛 有限会社アミス



第633回

社会保険研究会

糖尿病の診断と最新情報

—2型に潜む緩徐進行1型糖尿病(SPIDDM)を中心に—

講 師 埼玉社会保険病院副院長 丸山 太郎 氏

日 時 3月11日(木) 午後2時～4時

場 所 京都府医師会館208～209号室

共 催 京都府保険医協会、株式会社コスミックコーポレーション

※審査委員会日より日医生涯教育講座の受講証を出席会員にお渡しします。

<講師のコメント>

糖尿病は1型糖尿病と2型糖尿病に大別されますが、病型診断は患者の予後を大きく左右します。1型糖尿病と2型糖尿病は本質的に異なる疾患であり、それぞれの成因に基づいた正しい治療が必要ですが、その鑑別は必ずしも容易ではありません。「明らかに2型」と思われる患者さんでも「実は1型だった」という方が増えています。特に、発症時には2型糖尿病と全く同様の臨床像を呈するが、経過とともにインスリン依存に至る緩徐進行1型糖尿病（SPIDDM）は早期に診断して適切な治療をすれば良好な血糖コントロールが維持され、合併症の出現も少なく、健常者と同様な生活をいつまでも続けることができるのに対し、不適切な治療は悲惨な結果を招きます。本講演では糖尿病の病型診断の重要性と診断のこつ、適切な治療法、SPIDDMの概念成立に至る研究の流れ等についてわかり易く解説いたします。

医療安全シンポジウム

—医事紛争を探る 幾つかの事例検討—

日 時 3月13日(土) ①シンポジウム：午後4時～6時30分

②懇親・懇談会：午後6時30分～8時

場 所 新・都ホテル「陽明殿」の間（JR京都駅八条口前 ☎075-661-7111）

パネリスト 内 科：伊地智 俊晴 理事

外 科：林 一資 理事

（発表順）

整形外科：宇田 憲司 理事

産婦人科：貫戸 幸彦 副理事長

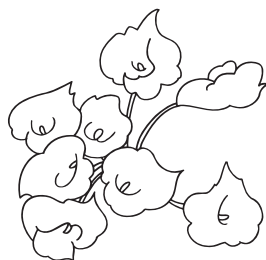
参 加 費 1人2,000円（懇親会費含む）※当日徴収

申 込 3月6日までに地区、人数、連絡先を記入し、FAX（075-321-0056）にてお申込み下さい。

※このシンポジウムは、医療法上年2回義務付けられている医療安全管理のための職員の研修となります。参加者には参加証を交付します。

※ご家族や医療従事者の方も奮ってご参加下さい。

共 催 京都府保険医協会・有限会社アミス



第7回
文化講座
～哲学編～

初歩から学ぶ「ギリシア哲学」

— 読書の糧としてのギリシア哲学案内

歴史、宗教に続く新シリーズとして「哲学」をテーマに第7回文化講座を開催致します。今回は第1弾としまして「ギリシア哲学」の入門編について講座を開催致しますので、ぜひ（ご家族・従業員の方も）ご参加下さい。

日時 3月14日(日) 午後2時～

場所 京都府立文化芸術会館（上京区河原町通広小路下ル）

講師 山田 道夫氏

（神戸松蔭女子学院大学文学部総合文芸学科教授）

参加費 無料（定員：先着35人・要申込）



《講師のコメント》

哲学は古代ギリシアで生まれ、プラトンとアリストテレスによって確立されて以来、フィロソフィア（知恵の愛求）というギリシア語によってのみ表現されてきた独特の営みで、哲学とは何かを知るためには先ずギリシア哲学を学ばねばならない、と（私も含めて）ギリシア哲学の教師はよく言いますが、英国の作家サマセット・モームは、そんなことよりとにかくギリシア哲学は面白い、最高の読書ネタだと言っています。ギリシア哲学のごく基本的で興味深いポイントと概要を、読書案内を兼ねてお話しします。

既に1万部発行！
医療従事者必携の書

事例で見る 医療安全対策の心得

京都府保険医協会は、今から半世紀にも遡る1959年度（昭和34年度）から医療安全対策に取り組んできた全国的にも珍しい、長い歴史と経験を有しています。2009年度には、医療安全対策を開始して、50周年を迎えることになりました。

本書は、02年に初版発行されて以来、増刷と改訂を続けてロングセラーとなっています。会員には既に送付していますが、会員以外の医師をはじめ医療従事者にも、また、院内研修会のテキストとして、ぜひとも本書を有効活用して、日常診療における「安全」と「安心」を一層高めていただければ幸いです。

本書の特徴

- ①京都府保険医協会・医療安全対策部会の経験豊富な担当理事（医師）が、数ある中から選んだ紛争事例に基づき作成
- ②会員からの相談によって協会が実際に対応してきたリアリティーある紛争事例
- ③協会が実体験してきた現場主義の患者さん対応法の集大成
- ④書店では手に入らないオリジナル
- ⑤協会主催「医療安全研修会」の公認テキスト



『事例で見る医療安全対策の心得』定価：1,500円（税込・郵送料別）会員特別価格：500円（税込・郵送料別）